

合併の検証

～薩摩川内市誕生後の10年を振り返って～



平成27年7月

薩摩川内市

第1章 検証に当たって	1
1 作成の目的	1
2 検証の趣旨	1
3 検証の視点	2
4 検証の手法	2
第2章 合併の経緯	3
第3章 合併の検証	6
1 行政サービス	6
(1) 合併協定項目との比較	6
(2) 合併以降の新規事業としての行政サービス	38
(3) 合併協定に係る未調整事項	57
2 地域の一体感醸成：地区コミュニティ協議会による地域社会づくり	60
(1) 地区コミュニティ協議会制度の導入	60
(2) 地区振興計画の策定	62
(3) 地区コミュニティ協議会の活動	62
(4) 市の活動支援	63
(5) 地区コミュニティを取り巻く現状	64
(6) 地区コミュニティ協議会制度の成果と今後の課題	68
3 行政組織の年度推移	69
(1) 職員数等の年度推移	69
(2) 組織体制の推移	70
(3) 勤務地域別の配置職員数の推移	71
4 財政状況の年度推移	74
(1) 合併直前及び合併後の決算状況	74
(2) 財政計画（新まちづくり計画から抜粋）との比較	77
第4章 合併の効果	79
1 市政改革における効果額	79
(1) 人件費の削減効果額	79
(2) アウトソーシングによる効果	82
(3) 市有財産の処分による効果額	83
2 合併特例債等を活用して実施した事業	84
3 権限移譲の対応状況	91
第5章 課題整理（総括）とこれからの行政改革の取組（展望）	92
1 成果・課題（総括）	92
(1) これまでの成果	92
(2) 課題の整理	92
2 これからの展望	94
【参考】第2次薩摩川内市総合計画策定のためのアンケート調査結果	95

第1章 検証に当たって

1 作成の目的

本書は、次のような目的で活用するために作成しました。

- ① 総合計画や市政改革大綱(第2次)、中長期財政運営指針、財政運営プログラムなどに基づき、行財政改革を始め、行政サービスの向上や地域の一体感醸成に継続的に取り組んできた経緯をまとめ、基礎的資料とします。
- ② 本市が、合併以降どのような取組をしてきたのか市民の皆様を示すことで、より市政に関心を深め、これからの課題の解決について共に考え、共に取り組む機会とします。

2 検証の趣旨

薩摩川内市が、平成16年10月12日に旧1市4町4村(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村)の合併で誕生してから、10年が経過しました。合併に当たっては、旧市町村同士の約束事とも言える合併協定や合併後の新市の将来をうたった「新市まちづくり計画」を策定しました。この計画の計画期間は、「合併年度及びその後の10年間(計画期間：平成16年度～平成26年度)」としていましたが、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成24年6月27日公布)」により、合併特例債の起債可能期間が5年間延長(被災地は平成23年8月の特例法制定時と合わせて10年間延長)されたことに伴い、平成25年7月に「合併年度及びその後の15年間(計画期間：平成16年度～平成31年度)」に変更しました。

また、合併後は新市まちづくり計画と併せて、平成17年度に策定した「第1次薩摩川内市総合計画(計画期間：平成17年度～平成26年度)」をもとに、一体感醸成や市全体の均衡ある発展に取り組んできました。

特にコミュニティ分野においては、平成17年度に市内48地区において本市独自の制度である地区コミュニティ協議会が発足しました。各地区コミュニティ協議会は、自然・文化・人材などの地域資源を活かし、また、地区住民の創意工夫による地域課題の解決を図るため各々の地区において「地区振興計画」を策定するなど、地域力を育むまちづくりを推進してきました。その結果、地域資源等を活用した交流事業やコミュニティビジネス等に取り組む活動もみられるようになっていきます。

合併後10年が経過し、平成27年3月には、第2次薩摩川内市総合計画(計画期間：平成27年度～平成36年度)を策定した今、これまでの取組を振り返る節目として、合併の効果や課題等について市民の皆様にも広く周知し、情報を共有できるよう検証を行いました。

【新市まちづくり計画の理念は、総合計画に引き継がれています】

新市まちづくり計画とは、「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」に基づき、合併により誕生した薩摩川内市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的に策定されました。

本計画は、広聴会等によって市民の皆様の声聞き入れながら、旧市町村それぞれの総合計画と整合性を確保して策定されており、旧市町村のこれまでのまちづくりの方向性を受け継ぐものとなっています。そして、新市まちづくり計画でうたわれた将来都市像や基本理念は、合併後に策定した第1次薩摩川内市総合計画や平成27年3月に策定した第2次にも盛り込まれ、本市まちづくりの根幹を成すものとして揺らぐことなく引き継がれ、一貫したまちづくりが進められています。

3 検証の視点

平成 22 年度に実施した合併の検証に引き続き、合併協定項目の振返りを中心に据えて、合併前と合併後の行政サービスや市政改革に焦点を絞りました。

このことから検証に当たっては、検証の趣旨を踏まえ、現時点の合併の成果と合併後の市政改革（都市経営、市民サービス、協働）に視点を絞り、合併から平成 26 年度までの予算及び事務事業について、①行政サービス（市民サービス）、②地域の一体感醸成（協働）、③行政組織（都市経営）、④財政状況（都市経営）の視点で検証を進めました。

なお、検証に当たっては、市民の皆様が合併に対して、もしくは、合併以降の市政に対してどのような考えをお持ちなのか、意見を把握するために実施したアンケート調査（「第 2 次薩摩川内市総合計画策定のためのアンケート調査結果報告書(平成 25 年 3 月)」)も資料として活用しました。

4 検証の手法

検証の視点については、次のように検証し、第 3 章にて整理しました。

① 行政サービス【市民サービス】

「合併後、旧市町村の行政サービスからの変更はあるのか。あれば、どのように変わったのか。」ということ念頭に、旧 1 市 4 町 4 村が合併に際し、様々な項目において相互に協議し取り決めた合併協定書の内容について、現状としてどのように取り組んでいるのか比較しました。

なお、当時の合併協定項目は、46 項目で構成されていますが、前回の合併の検証に引き続き、このうち市民生活に直結すると思われる項目（15 項目）を検証しました。数値等は、合併前の各自治体の状況と、新市における平成 22 年 4 月及び平成 26 年 4 月の状況を記載し、比較することとしました。

② 地域の一体感醸成【協働】

本市では、合併により「中心部と周辺地域との地域格差が増大する。住民の声が届きにくくなる。各地域の歴史・文化・伝統が失われる。」といった市民の不安にどう対処すべきかを重視しています。

このため、新市まちづくり計画や総合計画においては、コミュニティ政策を前面に登載し、地域の一体感醸成に取り組んでいます。そして、新市まちづくり計画に基づき、住民自治組織の充実及び機能統一を図ることを目的として、本市独自の制度として地区コミュニティ協議会制度を導入した経緯があります。

このことから、地区コミュニティ協議会制度について注目し、合併により県下最大面積を有する自治体となった本市における一体感の醸成への取組を振り返ります。

③ 行政組織【都市経営】

最少の経費で最大の効果を上げる実効性の高い都市経営を推進するためには、効率的で効果的な行政組織体制を構築することが重要となります。このことから、どのような組織体制が構築されたか、また職員数及びその配置状況がどうだったかなどについて、その年度推移を振り返りました。

④ 財政状況【都市経営】

市町村合併そのものが行財政改革の一つとも位置付けられる中、本市が持続可能な財政運営のできる財務体質を持った地方拠点都市として確立することが求められています。

このため、健全な財政経営基盤の確立に向けて、財政状況がどのように推移したかについて注目し、その年度推移を振り返りました。

第2章 合併の経緯

合併前の旧1市4町4村は、山、川、海といった豊富な自然や市街地、そして、そこに暮らす人々によって、固有の歴史や生活文化が生まれ、地域の特性が形成されてきました。

一方で、少子高齢化社会が本格的に到来し、市民ニーズが多様化・高度化するものと予想されるとともに、交通・情報・通信手段の発達により、住民の日常生活圏が行政区域を越えて拡大しており、介護保険、環境問題など隣接する市町村が協力して取り組まなければならない広域的な課題が表面化していました【参考1】。

また、国の施策に目を向けると、地方分権の方針のもとに、地方への税源移譲、補助金等制度、地方交付税制度の見直しという、いわゆる三位一体改革による地方行財政制度の抜本的改革が進められていました。このような状況も背景にあり、旧1市4町4村においても、財政基盤や行政機構の強化が急務となっていて、効率的な行財政運営により捻出された財源を長期安定的な行政サービスの提供や地域の活性化に充てることが求められていました。

こうした社会情勢に対応すべく、また、地域の特性を生かした「地域力」の向上を図るとともに、都市機能が強化された10万人都市の魅力を最大限発揮できるまちづくりを創造していくため、旧1市4町4村は、合併する道を選びました【参考2】。

こうして、地域特性を生かした個性ある圏域づくりを目指す合併の必要性を共有し、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」を基本理念に、また「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を目指すべき「将来都市像」として見据えて、薩摩川内市は平成16年10月12日に誕生しました。

【参考1】薩摩川内市の人口及び高齢化率推移（国勢調査結果から抜粋）（単位：人，％）

年齢	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60
～14歳	54,652	48,926	36,948	26,479	21,938	21,479	22,759
15～64歳	81,373	73,823	69,993	64,556	62,693	64,618	67,559
65歳～	10,172	11,050	12,122	13,260	14,520	16,044	17,787
～14歳（％）	37.4	36.6	31.0	25.4	22.1	21.0	21.1
15～64歳（％）	55.7	55.2	58.8	61.9	63.2	63.3	62.5
65歳～（％）	7.0	8.3	10.2	12.7	14.6	15.7	16.5
総数	146,197	133,799	119,063	104,295	99,151	102,143	108,105

年齢	H2	H7	H12	H17	H22		
					S30比較		
					増減	比率（％）	
～14歳	21,352	19,527	17,166	15,492	14,382	△40,270	26.3
15～64歳	64,949	63,890	62,712	60,263	58,030	△23,343	71.3
65歳～	20,093	23,320	25,576	26,530	26,896	16,724	264.4
～14歳（％）	20.1	18.3	16.3	15.1	14.4	—	—
15～64歳（％）	61.0	59.9	59.5	58.9	58.3	—	—
65歳～（％）	18.9	21.8	24.3	25.9	27.0	—	—
総数	106,432	106,737	105,464	102,370	99,589	△46,608	68.1

※ 合併前は、旧自治体の合計

※ 総数には、年齢不詳を含む。

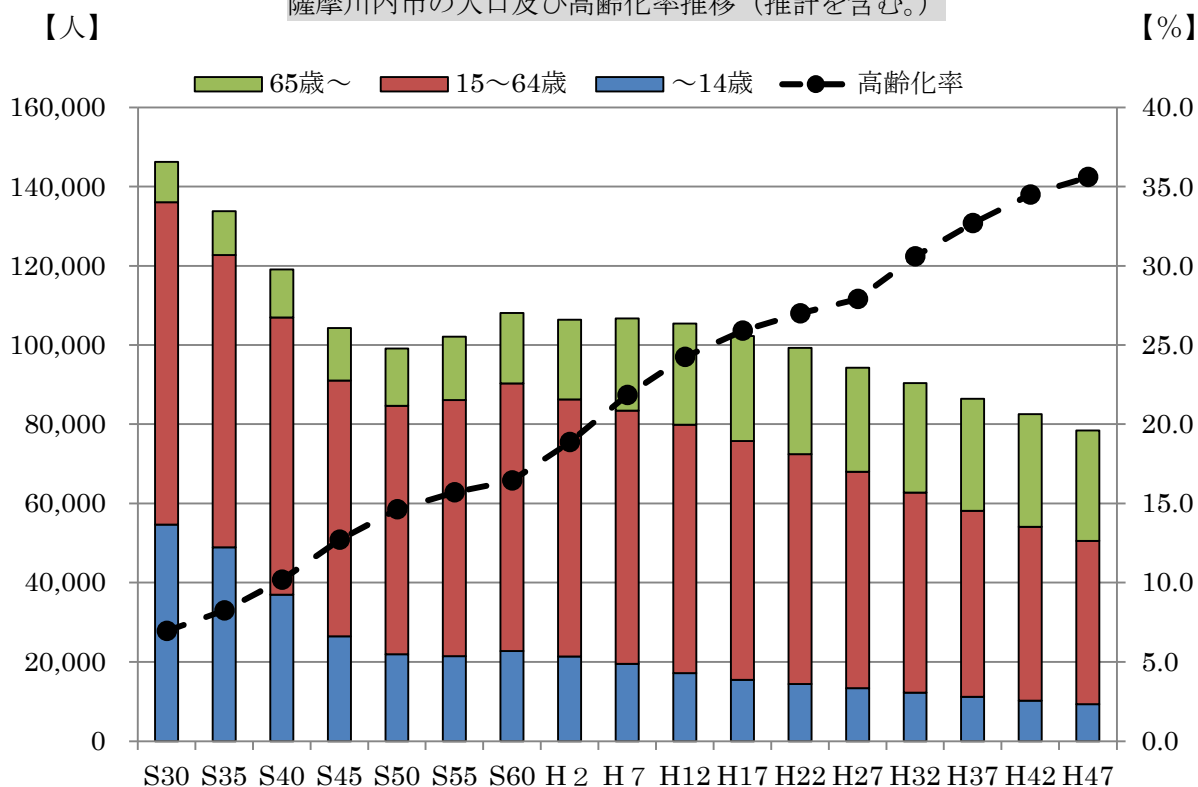
薩摩川内市の人口及び高齢化率推移（推計）

（単位：人，％）

年齢	H27	H32	H37	H42	H47
～14歳	13,402	12,264	11,177	10,246	9,335
15～64歳	54,570	50,478	46,976	43,830	41,172
65歳～	26,296	27,635	28,292	28,496	27,921
～14歳（％）	14.2	13.6	12.9	12.4	11.9
15～64歳（％）	57.9	55.9	54.3	53.1	52.5
65歳～（％）	27.9	30.6	32.7	34.5	35.6
総数	94,268	90,378	86,444	82,572	78,428

- ※ コーホート要因法により算出
- ※ 合併前は、旧自治体の合計
- ※ 総数には、年齢不詳を含む。

薩摩川内市の人口及び高齢化率推移（推計を含む。）



合併の背景と必要性

現代の日本では、住民の日常生活圏の拡大や地方分権の推進、少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政の悪化などにより、市町村合併による広域行政が求められるようになってきた。

さらに、「平成の大合併」といわれる全国的な市町村合併の動きは、昭和40年に制定された「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」が平成11年7月に一部改正され、合併特例債を柱とする財源措置が創設されたことが要因のひとつに挙げられる。平成17年3月31日までの時限立法であるため、この期限に向けて各地で合併が議論されるようになり、川薩地区でも合併に向けての取組みが始まった。

合併の効果と課題

1. 地方分権

合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化、行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要がある。

2. 少子・高齢化

新市においても少子・高齢化の進展は顕著であり、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要。市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に取組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要がある。また、人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけでなく全国的な都心間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要がある。

3. 地方拠点都市としての将来

可能な限りの高い目標を掲げて全体的なまちづくりを進め、自然・歴史・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市域内の事業者の活力を生み出す必要がある。また、合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要がある。

4. 広域行政

一部事務組合が共同処理する事務については、住民ニーズに対応した、より効率的な事務処理と住民サービスの提供を行う必要がある。一部事務組合の基本的な考え方としては、住民サービスを低下させないように努めるとともに、現有施設の活用も図っていく必要がある。また、災害等に対する防災活動体制の整備・充実を図っていく必要もある。

日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要がある。

第3章 合併の検証

1 行政サービス

(1) 合併協定項目との比較

市が提供する行政サービスの内容が、合併前後でどのように推移したかについて、合併協定項目（以下、一部で「協定項目」という。）の内容と現状とを比較しました【表2】。

なお、合併協定項目は、以下の方針で調整されたものです【参考3】。

【表2】合併協定項目（46項目）一覧

	合併協定項目		合併協定項目
1	合併の方式	23-1	男女共同参画事業
2	合併の期日	23-2	友好都市・国際交流事業
3	新市の名称	23-3	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	23-4	広報広聴関係事業
5	財産の取扱い	23-5	消防防災関係事業
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	23-6	交通関係事業
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	23-7	窓口業務
8	地方税の取扱い	23-8	保健衛生事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	23-9	環境衛生事業（その1）
			環境衛生事業（その2）
10	特別職の身分の取扱い	23-10	障害者福祉事業
11	条例、規則等の取扱い	23-11	高齢者福祉事業
12	事務組織及び機構の取扱い	23-12	児童福祉事業
13	一部事務組合等の取扱い（その1）	23-13	生活保護事業
	一部事務組合等の取扱い（その2）		
14	使用料、手数料等の取扱い	23-14	その他の福祉事業
15	公共的団体等の取扱い	23-15	農林水産関係事業
16	補助金、交付金等の取扱い	23-16	商工・観光関係事業
17	町名・字名の取扱い	23-17	建設関係事業
18	慣行の取扱い	23-18	上・下水道事業
19	国民健康保険事業の取扱い	23-19	学校教育事業
20	介護保険事業の取扱い	23-20	コミュニティ施策
21	消防団の取扱い	23-21	社会教育事業
22	自治会・行政連絡機構の取扱い	23-22	情報公開制度
		23-23	その他事業
		24	新市まちづくり計画

※ 太字：検証対象事項

【参考3】合併協定項目の調整方針（川薩地区法定合併協議会HPから抜粋）

1. 基本的な事項

調整が必要な項目の協議にあたっては、これまでの関係市町村のまちづくりの歩みを尊重するとともに、地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点に立ち、下記の事項を踏まえ、新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

- (1) 関係市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものを区分する。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。（内容によっては、経過措置をとる場合もある。）
- (2) 一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間を置いて実施するものに区分する。

2. 事務事業の調整方針

事務事業を調整するにあたっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとする。

- (1) **住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。**（一体性確保の原則）

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。

- (2) **行政サービス及び住民福祉の向上に努める。**（住民福祉の向上の原則）

現在、関係市町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。

- (3) **負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。**（負担公平の原則）

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

- (4) **新市において健全な財政運営に努める。**（健全な財政運営の原則）

新市の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。

- (5) **行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。**（行政改革推進の原則）

現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ「スクラップアンドビルド」の視点に立って既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。

- (6) **新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。**（適正規模準拠の原則）

関係市町村が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めるものとする。

- (7) **公共的団体などの一本化に努める。**

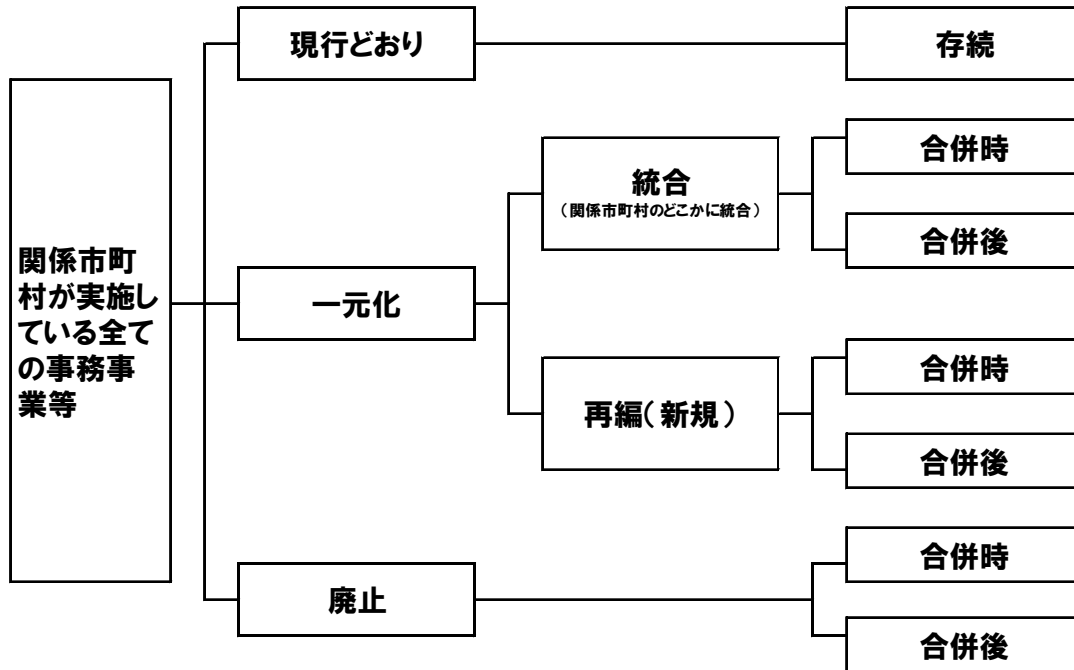
各種公共的団体の一本化に努めるものとする。

3. 調整方針の分類

- (1) 関係市町村同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 関係市町村のどれかに統合し、合併時まで調整する。
- (3) 関係市町村のどれかを基本に再編し、合併時まで調整する。（新規も含む。）
- (4) 廃止の方向で調整する。
- (5) 新市に移行後、速やかに調整する。

※経過措置をとる場合を含むものとする。

＜事務事業のすり合わせの基本的区分＞



ア 新市の事務所の位置、事務組織及び機構の取扱い

(ア) 事務所（本庁）は、調整方針どおり旧川内市役所に設置され、平成 17 年度には配置職員の増加に対応するため、本庁舎の一部増築を行いました。なお、将来の本庁舎については、新市において検討するとなっていました。財源確保が困難なことや事業の優先順位を考慮して検討を中断しています。

(イ) 旧町村役場は、調整方針どおり支所となり、管理部門を除いた総合的な業務を所掌する体制となりました。

しかしながら、平成 27 年度から、地方交付税の合併特例措置が段階的に削減されるなど、厳しい財政状況となるが見込まれます。また、平成 32 年 4 月の職員数の目標を 1,000 人以内としている状況下でも適正な行政サービスが提供できる組織体制を構築する必要があります。

このため、本庁・支所を含めて将来を見据えた組織の在り方を検討する必要があります。

イ 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、協定項目どおり、合併後最初の選挙は、定数特例により定数を 44 人とし旧自治体区域ごとに選挙区を設定しました。そして、平成 20 年の選挙では、選挙区を設けず定数は 34 人となりました。

その後、平成 21 年 3 月に設置された議会改革特別委員会において、議員定数の在り方について新たに特別委員会を設置し調査することの方向性が示され、平成 22 年 11 月に議員定数等調査特別委員会が設置されました。同特別委員会での調査を経て、平成 23 年 12 月に議員定数を 26 人とする薩摩川内市議会議員の定数を定める条例が提案され、平成 24 年 10 月の選挙から定数に変更されました。

また、議員報酬については、調整方針どおり旧川内市議会議員の報酬を参考に調整しました。

その後、平成 20 年 4 月に改定され現在の額になっています。

【議員数（条例定数）の比較】

（単位：人）

合併前自治体	合併前	合併後（薩摩川内市）				
		H16.10 選挙 （選挙区有）	H20.10 選挙（選挙区無）		H24.10 選挙（選挙区無）	
			合併前比較	合併前比較	合併前比較	合併前比較
川内市	28	25	23	82.1%	18	64.3%
樋脇町	16	4	2	12.5%	2	12.5%
入来町	16	3	1	6.3%	1	6.3%
東郷町	14	3	3	21.4%	2	14.3%
祁答院町	14	3	3	21.4%	2	14.3%
里村	10	1	0	0.0%	0	0.0%
上甌村	10	2	0	0.0%	0	0.0%
下甌村	12	2	2	16.7%	1	8.3%
鹿島村	10	1	0	0.0%	0	0.0%
合計	130	44	34	26.2%	26	20.0%

※ 「H20.10 選挙」・「H24.10 選挙」の議員数は、選挙区がないため当選した議員の住所により区分

※ 平成 23 年 12 月に薩摩川内市議会議員の定数を定める条例を制定

【議員報酬の合併前との比較】

(単位：円)

	合併前自治体									薩摩川内市		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22.4	H26.4
議長	486,000	305,200	305,200	305,200	305,200	300,800	300,800	300,800	300,800	486,000	458,000	458,000
副議長	431,000	251,100	251,100	251,100	251,100	247,500	247,500	247,500	247,500	431,000	396,000	396,000
委員長	—	239,000	239,000	239,000	239,000	235,500	235,500	235,500	235,500	—	—	—
議員	403,000	228,300	228,300	228,300	228,300	225,000	225,000	225,000	225,000	403,000	370,000	370,000

※ 薩摩川内市は、平成19年12月に条例を改正（平成20年4月施行）

なお、議会においては、平成20年9月に市民に開かれた議会を実現するため、市議会の運営における最高規範である薩摩川内市議会基本条例が制定されました（平成20年10月12日施行）。

これに基づき、市民との意見交換会の開催、一問一答方式の導入、代表質問制の導入などの様々な取組が実施されています。

ウ 使用料・手数料等の取扱い

使用料については、調整方針では市民の一体性の確保、市民の負担に配慮し、①固有施設は当面現行どおり、②同一又は類似施設は可能な限り統一、③差異が著しいもの等は3年以内を目処に調整するとされており、また、手数料については、受益者負担の公平性に基づき、現行単価を基準として統一に努めるとされていました。

このことから、調整方針に基づき「使用料・手数料見直しに係る基本方針」を平成17年度に策定しました。そして、受益者負担の適正化や公平化、原価計算を基本とした料金設定、類似施設間の統一的な料金への調整を念頭に、4年ごとの見直しにおいて必要な調整を行うこととしています。これまで平成19年7月、平成24年4月の2回見直しを実施しています。

【主な窓口手数料の合併前との比較】

(単位：円)

種別	合併前各自治体									薩摩川内市				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22.4		H26.4	
											住基 カード 使用時		住基 カード 使用時	
戸籍謄抄本交付	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	400	450	400
除籍謄抄本交付	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750
住民票写し交付	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	150	200	150
住民票閲覧	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
印鑑証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	150	200	150
印鑑登録証交付	200	400	400	400	400	200	—	—	—	200	※1 300	—	300	—
身分又は本籍住所に関する証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

※1 平成19年7月見直し

※ 合併前各自治体は住民説明会資料から抜粋

【主な税務証明手数料の合併前との比較】

(単位：円)

種別	合併前各自治体									薩摩川内市		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22. 4	H26. 4
資産証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
所得証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
課税証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
納税証明	200	200	200	200	200	200	200	100	200	200	200	200
評価証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
公課証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
住宅用 家屋証明	1,200	200	1,200	950	200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,200	※1	1,300

※1 平成19年7月見直し

※ 合併前各自治体は住民説明会資料から抜粋

エ 国民健康保険事業の取扱い

(ア) 国民健康保険税について

国民健康保険税については、調整方針どおり合併年度は旧自治体の例によりその取扱いを引き継ぎ、合併翌年度から新市の取扱いに改正しました。また、差異があるもの等については、調整方針どおり以下のとおり調整しました。

- a 国民健康保険税の税率については、平成17年度から3年間不均一課税を実施し、平成20年度からは、統一の税率となりました。賦課方式については、当初から4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)にて税率の算定を行いました。

国民健康保険事業の運営においては、高齢化の進展等による医療給付費の増加により、大変厳しい運営状況でありました。しかし、国民健康保険税は、平成19年度まで不均一課税を実施したことやその是正を平成20年度に行ったこともあり、税率の引き上げは困難でした。そのため、国民健康保険基金から赤字補てんをしていましたが、国民健康保険基金は、平成21年度末で枯渇しました。

このため、特別会計においては、会計独立の原則があるものの、国民健康保険事業が国民皆保険制度の根幹をなす制度であることや定年後の市民の受け皿となっていること、高齢者や低所得者が多く脆弱な財政基盤であるという構造的な問題があることを考慮して、平成21年度は、国保財政を支援するため、一般会計からの繰入を行いました。

このようなことから、平成22年度においては、国民健康保険税の引上げをせざるを得ない状況となり、平成25年度からの国の制度改正を考慮して平成24年度までの推計を行い、一般会計からの繰入と併せて税率の引き上げを行いました。

なお、一般会計からの繰入については、国保以外の被保険者の方々の理解を得る必要があることを考慮して、平成21年度から平成24年度までの4年間の推計赤字額の約50%を繰り入れることとしました。

- b 軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、合併前の取扱いのとお引き継ぎました。また、賦課限度額については、法改正どおり改正を行いました。

【参考】平成26年度賦課限度額⇒医療分：51万円、支援分：16万円、介護分：14万円

- c 賦課期日、納税、減免については、旧川内市の例により引き継ぎました。また、納期限については、月末としました。納期回数については、当初年6回でしたが、平成20年度から年8回に変更しました。

- d 納付書の発送方法については、全納税義務者に対して郵送としました。

【国民健康保険税の合併前との比較】

(単位：円)

種別 (年額)	合併前各自治体									薩摩川内市		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村	H17. 4	H21. 4	H26. 4
1人当たり 税額 (医療分)	56,852	57,542	54,854	57,564	44,134	46,777	47,654	35,878	34,712	58,067	47,515	47,515
1人当たり 税額 (支援分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,004	15,004
1人当たり 税額 (介護分)	13,694	13,262	14,697	14,066	17,993	12,619	12,427	10,265	10,512	17,591	16,110	16,110

※ 合併前各自治体は住民説明会資料 (平成 13 年度実績) から抜粋

※ 1人当たり税額(支援分)は、平成 20 年度から創設

(イ) 保険給付関係事業について

保険給付関係事業のうち、旧自治体で差異があるものについては、調整方針どおり以下のように調整しました。

- a 国民健康保険基金については、その年度の一時的な給付増に対応するために準備するもので、調整方針どおり合併時に新たに設置しました。当時の旧市町村の基金合計を勘案して 8 億円を持ち寄ることとし、その後、平成 16 年度の打切決算の剰余金を積み立てて、約 8 億 8 千万円でスタートしました。

しかしながら、国民健康保険基金は、前述のとおり平成 21 年度末で使い切りました。

【国民健康保険基金の持寄り額】

(単位：千円)

種別	合併前各自治体									合計額
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村	
持寄り額	521,922	61,850	53,263	48,903	34,737	18,811	21,418	27,854	11,240	800,000

※ 端数調整により合計額とは一致しない。

【国民健康保険基金額の推移】

年度	増減額	年度末基金残高
H16 年度	—	879,000 千円
H17 年度	△149,000 千円	730,000 千円
H18 年度	△150,000 千円	580,000 千円
H19 年度	△308,000 千円	272,000 千円
H20 年度	△149,000 千円	123,000 千円
H21 年度	△123,000 千円	0 千円
H22 年度	0 千円	0 千円
H23 年度	200,000 千円	200,000 千円
H24 年度	44 千円	200,044 千円
H25 年度	160 千円	200,204 千円

- b 高額療養費貸付事業は、入院等により一部負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超える額を国民健康保険で立て替える制度です。その貸付基準については、調整方針どおり旧川内市の例で調整しており、自己負担限度額に 1 万円を加算した額以上としました。

【参考】高額療養費制度

一部負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が払戻しになるものです。申請によって支給されます。

- c 国民健康保険加入者を対象とする各種検診補助については、差異があったものを以下のように統一されています。

【各種検診補助】

各種検診	H22 年度 補助額	H26 年度 補助額
1日ドック	25,000 円	25,000 円
女性コース	30,000 円	30,000 円
2日ドック	40,000 円	40,000 円
脳ドック（40歳以上）	28,000 円	28,000 円
歯科ドック	2,000 円	—
がんドッグ	—	50,000 円
温泉保養（1日あたり）	1,000 円	1,000 円

※ 歯科ドッグは、H24 年度まで実施した。

※ がんドッグは、H24 年度から開始した。

- d 出産・葬祭に関する給付については、合併時に旧川内市の例により調整しましたが、平成 22 年度 4 月現在では、国の法改正により出産育児一時金を上限 42 万円に変更しました。

【葬祭費、出産一時金の合併前との比較】

（単位：千円）

種別	合併前各自治体									薩摩川内市		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甑村	下甑村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22.4	H26.4
葬祭費	20	20	20	20	20	10	10	10	7	20	20	20
出産育児 一時金	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	※1 420	※1 420

※ 1 分娩機関が産科医療補償制度に加入していて、妊娠 22 週以上の場合（それ以外の場合 39 万円）

※ 合併前各自治体は住民説明会資料（平成 14 年度実績）から抜粋

- e 平成 19 年度には、甑島地域からの移送費についての支給基準を定めました。

【参考】移送費

移送費は、症状が重篤である者又は重傷者などで、歩行不能、又は歩行が著しく困難であって、入院治療を必要とする時や転院を必要とする時などに、担架や自動車等で運搬した場合に、保険者の承認によって支給されるものです。

- (ウ) 特定健康診査・特定保健指導について

平成 20 年度から、特定健康診査・特定保健指導が保険者に義務付けられ、老人保健法の基本健康診査に替えて実施されるようになりました。

オ 介護保険事業の取扱い

- (ア) 介護保険料は、調整方針どおり第 3 期介護保険事業計画(平成 18 年度～20 年度)で基準額を第 3 段階から第 4 段階に変更し、4,500 円に統一しました。

また、第 4 期介護保険事業計画(平成 21 年度～23 年度)では、6 段階から 8 段階 9 階層に変更し、第 5 期介護保険事業計画(平成 24 年度～26 年度)では、9 段階 11 階層に変更しました。

- (イ) 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助のうちホームヘルプの単独補助は、合併後速やかに調整するとして調整方針に基づき調整した結果、16 年度末で廃止しました。ただし、社会福祉法人等利用者負担軽減補助は、継続実施しています。

また、平成 21 年度には甑島地域特別地域加算利用者負担軽減補助制度を創設しました。

- (ウ) 介護保険高額貸付事業の貸付基準は、調整方針どおり旧川内市の例により調整し、自己負担限度額に5千円を加算した額以上を対象としています。
- (エ) 介護保険事業計画の策定・見直しについては、第3期、第4期及び第5期介護保険事業計画をそれぞれ策定済です。また、第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）策定のため、平成25年度中に実態調査（日常生活圏域ニーズ）を実施しました。
- (オ) 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なりましたが、調整方針どおり現行のまま新市に引き継ぎ、全額償還済みです。
- (カ) 介護保険基金関係については、調整方針どおり現行のまま引き継ぎましたが、合併後に、介護給付費準備基金、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金を設置しました。
- (キ) 平成18年度の介護保険法改正により、「介護予防」を重視した制度に見直され、地域支援事業（介護予防事業・包括的支援事業・任意事業）が創設されるとともに、「地域包括支援センター」を設置しました。

【介護保険事業の合併前との比較】

(単位：円)

種別	合併前各自治体										薩摩川内市		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22. 4	H26. 4	
保険料額の基準額 (H18から第4段階に変更)	年	54,000	45,600	50,400	48,000	46,800	44,400	43,440	30,000	46,752	旧市町村のまま	54,000	69,600
	月	4,500	3,800	4,200	4,000	3,900	3,700	3,620	2,500	3,896	旧市町村のまま	4,500	5,800
高額貸付基金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		10,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	12,000	12,000	12,000
介護給付費準備基金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		2,001	1,807	0	0	0	5,418	0	16,229	2,000	68,266	523,088	239,689

※ 合併前各自治体は住民説明会資料（平成14年度末実績）から抜粋

カ 交通関係事業

- (ア) コミュニティバス（乗合タクシー含む）運行事業については、調整方針どおり現行のまま引き継ぎ、地域住民の重要な移動手段として、合併後も同様に運行を行っています。

平成18年度には、民間バス事業者の路線廃止に伴い南部循環線、高江土川線、串木野新港線の運行を開始し、平成19年度には、診療所の見直しにより北部循環線の運行を開始しました。平成22年6月には、南部循環線を2コースに分けて、交通空白地の解消を図っています。

さらに、利用者の減少により乗車数が少ないバス運行が発生しているため、事前予約型乗合タクシー（デマンド交通）について研究、検討を重ね、平成22年7月には、入来地域においてデマンド運行を開始しました。その後、平成25年1月には東郷地域、平成27年7月には祁答院地域において、デマンド運行を開始しました。

平成22年11月からは、地域住民の生活利便性の向上と市街地活性化を図るため、各支所地域と川内駅を中心とする市街地を結ぶ、市内横断シャトルバスの運行を開始し、平成26年4月からは高速船が川内港ターミナルに就航することに伴い、市民及び観光客の移動手段の確保及び交通利便性の向上を図るため、川内駅から川内港ターミナルにおいて、川内港シャトルバスの運行を開始しました。

(イ) 合併前の均一運賃バスの運行については、新たな制度等を検討するとされていましたが、合併後に事業を廃止して新たにコミュニティバスを運行しています。

また、運賃について、平成 27 年 4 月から 150 円（小学生以下 80 円、障害者手帳などを持参の方 80 円、運転免許返納者 80 円）に改定しました。

(ウ) 甌島で実施している自動車運送事業については、調整方針どおり合併後、下甌村自動車運送事業及び上甌島バス企業団を統合し、薩摩川内市自動車運送事業として、鹿島地域への路線も開設し、甌島での唯一の陸上移動手段として、運行を継続しました。

その後も少子高齢化による島内人口の減少により、利用者数も年々減ってきており、厳しい経営状況の中で、平成 21 年度には、「甌島における新たな公共交通体系構築調査」を実施し、その調査結果をもとに市営バスは廃止し、平成 24 年 4 月からは、民間バス会社への委託による甌島地域コミュニティバスの運行を開始しました。

【コミュニティバス運賃表の合併前の状況】

区分	合併前各自治体				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	くるくるバス	ゆうゆうバス	入来乗合タクシー	ゆったりバス	祁答院バス
利用料金	100 円均一（小学生以下 50 円、障害者手帳などを持参の方 50 円）				



【コミュニティバス運賃表の状況（H23 年度当初）】

区分	薩摩川内市
名称	くるくるバス、ゆうゆうバス、ゆったりバス、祁答院バス、南部循環バス、北部循環バス、高江土川線、串木野新港線、入来地域デマンド交通、市内横断シャトルバス
利用料金	100 円均一（小学生以下 50 円、障害者手帳などを持参の方 50 円、運転免許返納者 50 円）

※ 入来乗合タクシーは、入来地域デマンド交通に移行した。（平成 22 年 7 月～）

※ 南部循環バス：青山・勝目コース、天辰・永利線コース

※ 北部循環バス：湯田・西方循環線、城上・吉川循環線

※ 市内横断シャトルバス：東郷・祁答院コース（川内駅～東郷支所～倉野～入来温泉～祁答院支所）
樋脇・入来コース（川内駅～楠元～平佐東～樋脇支所～入来支所～いむた清風）



【コミュニティバス運賃表の状況（H26 年度当初）】

区分	薩摩川内市
名称	くるくるバス、ゆうゆうバス、祁答院バス、南部循環バス、北部循環バス、高江土川線、串木野新港線、入来地域デマンド交通、市内横断シャトルバス、東郷地域デマンド交通、川内港シャトルバス
利用料金	100 円均一（小学生以下 50 円、障害者手帳などを持参の方 50 円、運転免許返納者 50 円）

※ ゆったりバスは、東郷地域デマンド交通に移行した。（平成 25 年 1 月～）

※ 川内港シャトルバスは平成 26 年 4 月に運行を開始した。

- (エ) 甌島航路については、平成 22 年 3 月に航路の経営改善を図るため、甌島航路改善協議会が設置され、翌年に島内寄港地の集約、高速船の老朽化に伴う新船建造、高速船の川内港への移設等を盛り込んだ甌島航路改善計画が策定されました。これに基づき平成 24 年度から、高速船の建造及び川内港・里港・長浜港の関連施設の整備に着手し、平成 26 年 4 月に「高速船甌島」が就航しました。

キ 窓口業務

窓口業務については、調整方針どおり本庁及び各支所において市民サービスが低下しないように合併前と同様に業務を行っており、昼窓を開始することや 3 月から 4 月の繁忙期における窓口業務を延長するなど、市民サービスの向上を図りました。

また、本市では、住民サービスのさらなる充実を図るため、平成 21 年 4 月から、窓口業務の検討部会を設置し、総合窓口体制の導入について、調査・検討を開始しました。検討部会では、住民を適切に窓口案内すること、また、住民の事務的負担を軽減するため、平成 24 年 12 月に窓口業務の集約化や案内板（サイン表示）等の設置を行い、平成 25 年 2 月に総合支援型窓口システムを導入しました。

なお、平成 25 年 3 月から、曜日や時間を気にせず近くのコンビニエンスストアで、住基カードを利用し住民票や印鑑証明書、所得証明書等を取得できるコンビニ交付サービスを開始しました。



ク 保健衛生事業

- (ア) 無料巡回診療については、調整方針どおり現行のまま引き継ぎましたが、里・上甌地域（各 1 会場）、鹿島・長浜地域（各 1 会場）、手打・西山地域（1 会場）で開催日数等の実施規模を縮小して継続しています。
- (イ) 一次救急医療を担う在宅当番・緊急医療情報提供実施事業については、調整方針どおり現行のまま引き継ぎ、継続実施しています。
- なお、二次救急医療を担う病院群輪番制事業（共同利用型病院運営事業）についても、調整方針どおり現行のまま引き継ぎ、継続実施しています。
- (ウ) 川内地域の診療所については、現行のまま引き継ぎましたが、平成 25 年度までに診療回数の実施規模を縮小しました。黒木診療所については、平成 24 年 12 月末で閉鎖され、祁答院診療所については、賃借人からの申出により合併前に売却しました。
- (エ) 甌島地域の診療所については、現行のまま引き継ぎ、里診療所、上甌診療所（平良出張診療所、浦内出張診療所含む。）、長浜診療所（内川内出張診療所、青瀬診療所含む。）、下甌歯科診療所、手打診療所（片野浦出張診療所、瀬々野浦診療所含む。）、鹿島診療所のすべてを国民健康保険直営診療所として、継続運営しています。
- (オ) 医療従事者等育成支援事業については、当分の間現行のままとなっていました。合併前の既貸与者については、返還金受入れ処理のみ継続実施しています。なお、平成 20 年度から新たな奨学資金制度として医療従事者等育成支援事業を創設して実施しています。
- (カ) 保健センターについては、旧里村及び旧鹿島村を除く旧 1 市 4 町 2 村に設置されていましたが、調整方針どおり新市移行後は速やかに調整しました。平成 16 年 10 月に薩摩川内市保健センター条例及び同施行規則を定めました。現在、市民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、統一した運営・維持管理を行っています。なお、里町及び鹿島町においては、診療所や集会施設等の従来の施設を活用して、保健事業を行っています。

(キ) 各種健診(検診)については、調整方針どおり現行のまま引き継いだ後、それぞれ以下のとおりに調整の上、実施しています。

なお、がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)においては、平成22年度より各がん検診において初めて対象となる年齢の者に対し、「1年生検診」として個人負担金は無料で実施しています。

a 健康診査

平成20年度の医療制度改革により基本健康診査は廃止され、特定健康診査及び長寿健診として各医療保険者が実施するようになりました。内臓脂肪型肥満に着目した健診で、結果により特定保健指導を行っています。

b 肺がん検診

【対象】40歳以上の男女

平成21年度から個別検診を追加しました。

【個別検診の対象】40歳以上で身障手帳1種1級所持者及び検診車での検診が困難な者

【肺がん検診の実施状況の合併前との比較】 (単位：円)

合併前各自治体								
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
200	国保:無料 社保:500 ※70歳以上:無料	200 喀痰検査:700 ※国保加入者や70歳以上:無料	国保:300 社保:800 ※70歳以上:無料	X線:100 喀痰検査:500	200	無料	無料	無料

薩摩川内市	
H22.4	H26.4
250 ※1	250 ※1

※1 40歳以上男女の集団検診の場合
 ※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
 ※ 金額は自己負担分

c 乳がん検診

平成17年度から対象者を国に併せて変更しました。また、平成21年度から毎年実施に変更しました。

【対象】40歳以上女性

【乳がん検診の実施状況の合併前との比較】 (単位：円)

合併前各自治体								
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
2,500	国保:無料 社保:500 ※70歳以上:無料	【視触診のみ】 300 【超音波検査含む】 1,300 【マンモグラフィー含む】1,300 ※国保加入者や70歳以上:無料	【触診のみ】 100 【超音波検査含む】 国保:300 社保:800 【マンモグラフィー含む】 国保:300 社保:800	1,000	【超音波検査】 1,000 【マンモグラフィー】 1,000	無料	無料	無料

薩摩川内市	
H22. 4	H26. 4
【視触診・マンモグラフィー】 40歳代:2,100 50歳以上:1,050	【視触診・マンモグラフィー】 40歳代:2,100 50歳以上:1,050

- ※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
- ※ 金額は自己負担分

d 子宮がん検診

平成17年度から対象者を国に併せて変更しました。また、平成21年度から、医療機関での検診を受けられる期間を3ヶ月から6ヶ月に延長しました。

【対象】20歳以上女性

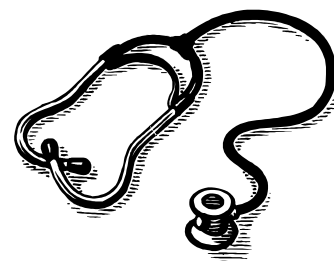
【子宮がん検診の実施状況の合併前との比較】

(単位:円)

合併前各自治体								
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
集団:1,000 個別:1,500	国保:無料 社保:500 ※70歳以上:無料	頸部:600 頸部+体:1,300 ※国保加入者や70歳以上:無料	国保一般:300 社保一般:800 ※国保老人,社保老人:無料	500	600	無料	無料	無料

薩摩川内市	
H22. 4	H26. 4
集団:650 個別:1,300	集団:650 個別:1,300

- ※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
- ※ 金額は自己負担分



e 前立腺がん検診

平成20年度から実施しました。

【対象】50歳以上男性

【前立腺がん検診の実施状況の合併前との比較】

(単位:円)

合併前各自治体								
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
500	1,575	1,600	1,600	1,570	—	—	—	—

薩摩川内市	
H22. 4	H26. 4
500	1,000

- ※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
- ※ 金額は自己負担分



f 胃がん、大腸がん検診

【対象】40歳以上の男女

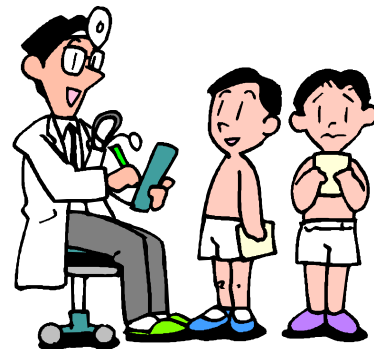
【胃がん、大腸がん検診の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

	合併前各自治体								
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
胃がん検診	1,200	国保:無料 社保:500 ※70歳以上:無料	900 ※国保加入者や70歳以上:無料	国保一般:300 社保一般:800 ※国保老人、社保老人:無料	800	900	無料	無料	無料
大腸がん検診	600	国保:無料 社保:500 ※70歳以上:無料	500 ※国保加入者や70歳以上:無料	国保一般:500 社保:500 ※国保老人:無料	300	300	無料	無料	無料

	薩摩川内市	
	H22. 4	H26. 4
胃がん検診	750	750
大腸がん検診	550	550

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分



g C型肝炎ウイルス検診

平成19年度より対象者を国に併せて変更しました。

【対象】年度内に40歳になる者及び年度内に41歳以上になる者で、過去にC型肝炎ウイルス検診を受診したことがない者

【C型肝炎ウイルス検診の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

合併前各自治体								
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
①B・C型肝炎検査を受ける者、C型肝炎のみを受ける者:1,000 ②B型肝炎検査のみを受ける者:500	①対象者 国保節目:無料 国保以外 節目:500 ②希望者: 2,100	①対象者:600 ②対象者以外: 2,100 ※国保加入者と70歳以上の者:無料	①対象者 社保:800 国保:300 ②対象者以外: 2,100	対象者: 500	対象年齢の者:1,000 ※70歳以上、国保加入者:無料	無料	対象年齢の者: 1,000 ※70歳:無料	対象者:無料 【対象者以外】 ①B・C型肝炎検査:3,549 ②C型肝炎検査のみ:3,150 ③B型肝炎検査のみ:1,869

薩摩川内市	
H22. 4	H26. 4
対象:年度内に40歳になる者、年度内に41歳以上になる者で、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことがない者 ①C型B型肝炎検査実施:800 ②C型肝炎検査のみ実施:700 ③B型肝炎検査のみ実施:500	対象:年度内に40歳になる者、年度内に41歳以上になる者で、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことがない者 ①C型B型肝炎検査実施:800 ②C型肝炎検査のみ実施:700 ③B型肝炎検査のみ実施:500

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

h その他検診

骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、腹部超音波検診の対象者及び自己負担額については、下表のとおりです。

【骨粗鬆症検診の実施状況の比較】

(単位：円)

合併前各自治体								
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村
【対象者】35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性：1,200	【対象者】40歳以上男女 国保：無料 社保：500	【対象者】40歳以上男女：1,050 ※国保と70歳以上無料)	【対象者】40歳以上男女：1,000	【対象者】40歳、50歳の女性：500	—	—	—	—

薩摩川内市	
H22. 4	H26. 4
【対象者】 ①女性：30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳 ②男性：60歳、65歳、70歳 ：600	【対象者】 女性：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳 ：600

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

【歯周疾患検診の実施状況の比較】

(単位：円)

合併前各自治体								
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村
【対象者】40歳、50歳の男女：無料	【対象者】20歳～64歳(総合検診)：無料	—	【対象者】40歳以上男女：無料	—	—	—	—	【対象者】40歳以上の希望者：無料

薩摩川内市	
H22. 4	H26. 4
【対象者】40歳、50歳、60歳、70歳の男女：無料	【対象者】40歳、50歳、60歳、70歳の男女：無料

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

【腹部超音波検診の実施状況の比較】

(単位：円)

合併前各自治体								
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村
—	【対象者】40歳以上男女：2,000	【対象者】40歳以上男女：1,350	【対象者】40歳以上男女：2,000	【対象者】40歳以上男女：1,000	—	—	—	【対象者】40歳以上男女無料

薩摩川内市	
H22. 4	H26. 4
【対象者】40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の男女：850	【対象者】40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の男女：1,500

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

(ク) 集団で行う乳幼児健康診査の実施場所については、調整方針どおり現行のまま引き継いだ後、それぞれ以下のとおりに実施しています。なお、実施内容は、全地域ほぼ統一（問診・計測・内科診察・歯科診察・保育指導・栄養指導・保健指導・発達相談）で、甑島地域の発達相談についてのみ年2回、別日程で実施しています。

a 川内・東郷地域：川内保健センター

⇒ 3ヶ月児健診、6ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

b 樋脇・入来・祁答院地区：樋脇保健センター

上甑・里地域：上甑保健センター

下甑・鹿島地域：長浜診療所

⇒ 乳児健診（3ヶ月児健診、6ヶ月児健診を同時実施）と幼児健診（1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を同時実施）

(ケ) 乳幼児の精密健康診査については、調整方針どおり旧川内市の例により調整しました。

なお、乳幼児健康診査の集約実施や保健師の集約に伴い、川内・東郷・樋脇・入来・祁答院地域の精密受診券発行は川内保健センター、上甑・里地域は上甑保健センター、下甑・鹿島地域は下甑保健センターで、全地域統一した内容（医師から指示された検査項目）で実施しています。

(コ) 妊婦への個別健診の内容等は、調整方針どおり現行のまま引き継ぎ、その実施内容については、全地域で統一しています（妊婦健康診査：問診・内科診察・計測・血液検査・血圧測定・尿検査・胎児発育評価検査・子宮頸がん検診・保健指導、乳児健康診査：問診・内科診察・計測・保健指導）。

なお、妊婦健康診査については、制度変更に伴い1妊娠につき14回の受診券を交付し、委託医療機関にて実施しており（妊婦精密健康診査は廃止）、乳児健康診査については、11～13ヶ月児を対象に委託医療機関にて実施しています。

(サ) 乳幼児歯科健康診査については、調整方針どおり現行のまま引き継ぎましたが、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診と同時実施のため、健診場所を以下のとおり集約して実施しています。なお、実施内容は、平成17年度より全地域統一しています（歯科診察・フッ素塗布・歯科指導）。

a 川内・東郷地域：川内保健センター

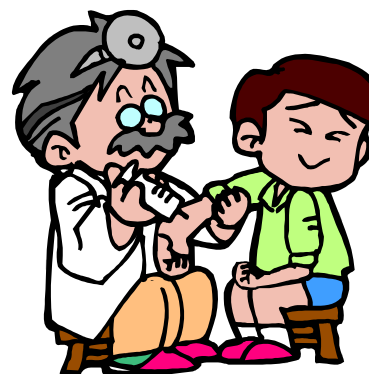
⇒ 1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

b 樋脇・入来・祁答院地区：樋脇保健センター

上甑・里地域：上甑保健センター

下甑・鹿島地域：長浜診療所

⇒ 幼児健診（1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を同時実施）



(シ) 結核予防事業及び予防接種事業については、調整方針どおり速やかに調整され、新市に引き継ぎました。

【各種予防接種事業の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

各種 検診等	合併前各自治体				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
予防接種 事業 (三種混 合(ジフ テリア・ 百日ぜ き・破傷 風)、麻 疹、風疹、 日本脳 炎、急性 灰白髄 炎、イン フルエン ザ)四種 混合(ジ フテリ ア・百日 ぜき・破 傷風・ポ リオ)	インフルエンザ以 外：無料 インフルエンザ： 1,000円(生活保護 者は無料)	無料	インフルエンザ以 外：無料 インフルエンザ： 2,000円を超えた額 が自己負担	インフルエンザ以 外：無料 インフルエンザ： 1,000円	インフルエンザ以 外：無料 インフルエンザ：一律 2,000円を超えた額が 自己負担
	合併前各自治体				
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	インフルエンザ以外：無料 インフルエンザ：1,000 円	インフルエンザ以外：無料 インフルエンザ：2,000 円を超えた額が自己負担	インフルエンザ以外：無料 インフルエンザ：1,600 円	インフルエンザ以外：無料 インフルエンザ2,000円を 超えた額が自己負担	
	薩摩川内市				
	H22. 4				
	①無料ワクチンについて ポリオワクチン、麻疹・風疹混合ワクチン、麻疹ワクチン、風疹ワクチン、日本脳炎ワクチン、三 種混合ワクチン、二種混合ワクチン、BCG ワクチン				
	②新型インフルエンザについて (H21. 10～H22. 9) ・ 優先接種者：無料 ・ その他：1回目 3,600円、2回目 2,550円				
	③インフルエンザ (H22. 10～) (新型含む) ・ 非課税、生活保護世帯：無料 ・ 65歳以上課税：1,000円				
	④ヒブワクチンについて ・ 3,000円を助成(3,000円を超えた額が自己負担)				
H26. 4					
① 上記に加えて四種混合ワクチン		⑤小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン：無料定期化			
② は終了		⑥水痘：無料 (H26. 10～定期化)			
③ 上記のとおり		⑦成人肺炎球菌ワクチン：65歳、70歳等以上5歳刻み (100歳まで) 5,000円 (5,000円を越えた額が自己負担)			
④ 無料(定期化)					

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋

※ 金額は自己負担分

(ス) 女性の健康促進事業については、調整方針どおり速やかに調整されましたが、平成18年度に国の補助事業自体が廃止されたため、一般健康診査と骨粗鬆症検診で対応していません。

【対象】 30歳・35歳

ケ 環境衛生事業

(ア) し尿処理関係

- し尿汲取り料金は、調整方針どおり随時調整し、現在は「し尿汲取り料金の現況 (H26年度当初)」のとおり調整しています。
- し尿処理施設については、調整方針どおり現行のまま新市に引き継ぎましたが、平成24年度から川内汚泥再生処理センターが稼働しています。
- 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料、浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料については、調整方針どおり旧川内市の例により、合併時に条例を制定しました。
- し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、調整方針どおり新たな制度として生活排水処理実施計画を定め、計画に基づき許可更新を行っています。
- 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区

域の指定及び海洋投入処分については、調整方針どおり関係一部事務組合の調整方針に基づいて調整し、その内容を生活排水処理実施計画に登載しました。また、投入手数料については、合併時に条例を制定しました。

【合併以前のし尿汲取り料金（住民説明会資料から抜粋）】

西薩衛生処理組合			薩摩郡東部衛生処理組合		里 村	上甑村	下甑村	鹿島村
川内市	樋脇町	東郷町	入来町	祁答院町				
90 ㍓まで、780 円 90～180 ㍓まで、1,100 円 180 ㍓を超える場合、18 ㍓増すごとに 110 円を加算（消費税外税）			10 ㍓につき 70 円		1 ㍓につき 7 円			

※ 汲取りを依頼する市民の業者への支払い



【し尿汲取り料金の現況（H22 年度当初）】

川内地域	樋脇地域	東郷地域	入来地域	祁答院地域	甑島地域
			さつま町に委託		
180 ㍓まで 1,400 円 180 ㍓を超える場合、18 ㍓増すごとに 140 円を加算			10 ㍓につき 70 円		100 ㍓未満 950 円 100 ㍓を超える場合、10 ㍓増すごとに 95 円を加算

※ 汲取りを依頼する市民の業者への支払い



【し尿汲取り料金の現況（H26 年度当初）】

川内地域	樋脇地域	東郷地域	入来地域	祁答院地域	甑島地域
180 ㍓まで 1,400 円 180 ㍓を超える場合、18 ㍓増すごとに 140 円を加算			100 ㍓毎に 720 円		100 ㍓未満 950 円 100 ㍓を超える場合、10 ㍓増すごとに 95 円を加算

※ 汲取りを依頼する市民の業者への支払い



【し尿汲取り料金の現況（H26 年 7 月以降）】

川内地域	樋脇地域	東郷地域	入来地域	祁答院地域	甑島地域
180 ㍓まで 1,400 円 180 ㍓を超える場合、18 ㍓増すごとに 140 円を加算			100 ㍓まで 842 円 100 ㍓を超える場合、20 ㍓増すごとに 168 円を加算		100 ㍓未満 950 円 100 ㍓を超える場合、10 ㍓増すごとに 95 円を加算

※ 汲取りを依頼する市民の業者への支払い

(イ) ごみ処理関係

- a 一般廃棄物処理計画については、調整方針どおり合併時に実施計画を制定しました。
- b 甑島地域で県外に搬出されていた焼却灰等は、合併後、調整方針どおり川内クリーンセンター最終処分場に搬入しました。
- c 調整方針どおり現行のまま引き継がれた川内クリーンセンター最終処分場は、当初の予定より満杯になる時期が延びています。他の最終処分場は、搬入停止にしていますが、新規処分場の建設はありません。川内クリーンセンターは稼動していますが、川内クリーン

- センターで全市域のごみを処理するため、上甑島、下甑両クリーンセンターは平成 25 年 7 月から焼却を休止し、鹿島クリーンセンターは平成 18 年 4 月から休止しています。
- d 川内クリーンセンターと地元との連絡調整については、調整方針どおり引き継ぎ、年 2 回定期協議を行うとともに、自治会を代表する対策委員に水質検査等の結果も伝えていきます。
- e 一般家庭用ごみ袋については、調整方針どおり新市で統一された可燃、不燃の指定袋になり、薩摩川内市衛生自治団体連合会で販売しています。
- f ごみの収集方法及び廃棄物手数料は、調整方針どおり調整しました（「ごみの収集方法等の現況（H26 年度当初）」、「廃棄物処理手数料の現況（H26 年度当初）」）。

なお、ごみの資源化については、資源ごみとして 14 に分別し収集しています。また、特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、川内クリーンセンターの運搬手数料が 3,150 円、甑島地区のクリーンセンターの運搬手数料が 2,450 円、収集手数料が 2,100 円で調整しました。



【合併以前のごみの収集方法（住民説明会資料から抜粋）】

(単位：箇所)

区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甑村	下甑村	鹿島村	
収集体制	委託					甑島衛生管理組合		直営	委託	
収集方式	ステーション方式									
収集方法	可燃ごみ	784	156	122	82	66	34	33	70	7
		週2回（一部週1回）	週2回			週3回		週2回		
	不燃ごみ	444	91箇所を2月に1回	82	82	45	34	33	—	7
		月1回		月1回				—	月2回	
	粗大ごみ	直接搬入		直接搬入				70	1	
	—	—				年2回				
資源ごみ	388	85	77	44	34	34	33	70	7	
	月1回（プラスチック類は月2回）	月1回	月2回	月1回（プラスチック類は月1～2回）	月2回			月4回		

【ごみの収集方法等の現況（H22年度当初）】

(単位：箇所)

区分	川内地域	樋脇地域	入来地域	東郷地域	祁答院地域	里地域	上甑地域	下甑地域	鹿島地域	
収集体制	委託									
収集方式	ステーション方式									
収集方法	可燃ごみ	846	136	122	82	69	31	33	66	7
		週2回								
	不燃ごみ	484	91	77	82	48	10	10	66	7
		月1回								
	粗大ごみ	直接搬入					10	10	66	7
	—					月1回				
資源ごみ	398	85	72	44	34	29	17	60	7	
	月1回（プラスチック類は月2回）	月1回	月2回	月1回	月2回	びん：月1回 缶：月2回 その他：月2回		びん：月1回 缶：月1回 その他：月2回		

【ごみの収集方法等の現況（H26年度当初）】

(単位：箇所)

区分	川内地域	樋脇地域	入来地域	東郷地域	祁答院地域	里地域	上甑地域	下甑地域	鹿島地域	
収集体制	委託									
収集方式	ステーション方式									
収集方法	可燃ごみ	880	134	112	82	71	29	33	66	7
		週2回								
	不燃ごみ	488	90	76	82	47	10	11	66	7
		月1回								
	粗大ごみ	直接搬入					10	11	66	7
	—					月1回				
資源ごみ	402	84	74	44	34	29	17	60	7	
	月1回（プラスチック類は月2回）	月1回	月2回	月1回	月2回	びん：月1回 缶：月2回 その他：月2回		びん：月1回 缶：月1回 その他：月2回		

【合併以前の廃棄物処理手数料（住民説明会資料から抜粋）】

搬入施設	川内市クリーンセンター		串木野樋脇環境センター	薩摩東部環境センター		甌島衛生管理組合		下甌村	鹿島村
対象旧自治体	川内市	東郷町	樋脇町	入来町	祁答院町	里村	上甌村		
手数料の概要	市・町が収集する一般廃棄物は無料【直接搬入】100kg未満300円(事業系は600円)、100kg以上100kg増すごとに300円加算(事業系は600円加算)		町が収集する一般廃棄物は無料【直接搬入】100kgまで200円、100kg増すごとに200円加算(消費税加算)	業者が収集するステーションの一般廃棄物は無料【直接搬入】50kgまで200円、50kg増すごとに100円加算		住民が排出する一般廃棄物は無料。事業所から搬出される一般廃棄物は、100kg未満300円、100kg以上100kg増すごとに100円加算(消費税加算)		産廃1トンにつき600円(消費税加算)	—



【廃棄物処理手数料の現況（H22年度当初）】

搬入施設	川内クリーンセンター			さつま町クリーンセンター		上甌島センター		下甌クリーンセンター	
対象地域	川内地域	東郷地域	樋脇地域	入来地域	祁答院地域	里地域	上甌地域	下甌地域	鹿島地域
手数料の概要	市が収集する一般廃棄物は無料【直接搬入】100kgにつき300円(事業系は600円)、その量に100kg未満の端数があるときは、その端数は100kgとする。			業者が収集するステーションの一般廃棄物は無料【直接搬入】100kg以下300円、100kgを超える分については、100kgにつき300円を加算する(ただし、100kgに満たないものは100kgとみなす。)		市が収集する一般廃棄物は無料【直接搬入】100kgにつき300円。その量に100kg未満の端数があるときは、その端数は100kgとする。			

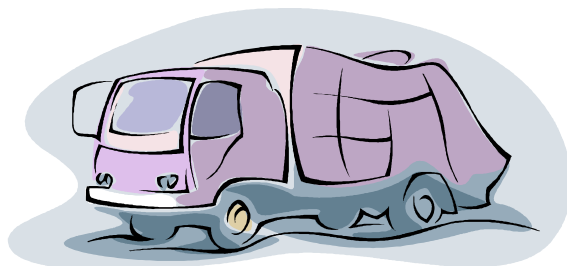
※ 鹿島クリーンセンターは現在休止中



【廃棄物処理手数料の現況（H26年度当初）】

搬入施設	川内クリーンセンター					上甌島センター		下甌クリーンセンター	
対象地域	川内地域	東郷地域	樋脇地域	入来地域	祁答院地域	里地域	上甌地域	下甌地域	鹿島地域
手数料の概要	市が収集する一般廃棄物は無料【直接搬入】100kgにつき300円(事業系は600円)、その量に100kg未満の端数があるときは、その端数は100kgとする。ただし、経過措置により入来地域・祁答院地域は100kgにつき300円(事業系は400円)、甌島地域は100kgにつき100円(事業系は400円)								

※ 上甌島および下甌クリーンセンターの焼却は、現在休止中



(ウ) 火葬関係

- a 火葬場については、調整方針どおり合併時に条例を制定しました。現在の火葬料については、「火葬場の使用料の現況（H26年度当初）」のとおりです。

【合併前の火葬料（住民説明会資料から抜粋）】

（単位：円）

区分	川内市		薩摩郡東部 衛生処理組合		甌島衛生 管理組合		下甌村		鹿島村	
	火葬料		火葬料		火葬料		火葬料		火葬料	
	市内	市外	管内	管外	加入 村内	加入 村外	村内	村外	村内	村外
満13歳以上1体	3,000	25,000	5,000	20,000	5,000	10,000	5,000	普通使 用料の 5割増	10,000	20,000
満13歳未満1体	2,000	20,000	3,000	13,000	4,000	8,000	4,000		4,500	9,000
死産児1胎	1,000	10,000	1,500	8,000	2,500	4,000	3,000		7,000	
改葬骨1棺	3,500	10,000	1,500	8,000	2,500	4,000	3,000		7,000	
産汚物類5kg以内	700	1,300	500 (1件 当たり)	2,000 (1件 当たり)	1,000 (1件当 たり)	2,200 (1件当 たり)	—	—	—	
	超過重量 1kg当 り100円	超過重量 1kg当 り200円								

※ 合併前各市町村の値は住民説明会資料から抜粋



【火葬場の使用料の現況（H22年度当初）】

（単位：円）

区分	薩摩川内市	
	(川内葬斎場やすらぎ苑、上甌島葬斎場、下甌葬斎場、鹿島葬斎場)	
	火葬料	
	市内	市外
満13歳以上1体	5,000	25,000
満13歳未満1体	3,000	20,000
死産児1胎	1,500	10,000
改葬骨1棺	1,500	10,000
産汚物類5kg以内	500	1,300
	超過重量1kg当り100円	超過重量1kg当り200円



【火葬場の使用料の現況（H26年度当初）】

（単位：円）

区分	薩摩川内市	
	(川内葬斎場やすらぎ苑、上甌島葬斎場、下甌葬斎場、鹿島葬斎場)	
	火葬料	
	市内	市外
満13歳以上1体	5,000	25,000
満13歳未満1体	3,000	20,000
死産児1胎	1,500	10,000
改葬骨1棺	1,500	10,000
産汚物類5kg以内	500	1,300
	超過重量1kg当り100円	超過重量1kg当り200円

コ 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加に係る事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとして決められていました。

また、個別の調整については、「現行のまま引き継ぐ」や「合併前自治体の先進事例を例にする」、「合併時に新たな制度を制定する」、「当分の間現行のとおりとして随時調整する」など、それぞれ調整方針を取り決めていました。

社会情勢や制度の変化により、当時の調整方針とは異なる実施状況の事業もありますが、各事業の現状での取扱い状況は以下のようになっています。

(ア) 「現行のまま新市へ引き継ぐ」とした協定項目の現状

- a 障害児育成会補助（現つくし園保護者会）は、「子ども発達支援センターつくし園」に通園する父母の会の活動（子どもの療育に関する事業等）に対して助成するもので、調整方針どおり引き継ぎました。なお、補助については、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から見直しを行っています。
- b 身体障害者・知的障害者相談は、身体障害者・知的障害者等からの相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、障害者援護思想の普及に努めることが目的であり、県の委託業務であることから、調整方針どおり現行のまま引き継ぎました。現状は、身体障害者相談員（川内6名、各町1名）・知的障害者相談員（川内・樋脇・入来・東郷・甑4地区に各1名）と、職員1名（保健師）、嘱託員（障害福祉相談員）1名を配置し、相談業務を民間に委託して対応していましたが、平成25年度から基幹相談支援センターを設置し、市内3事業所6名の相談支援専門員による戸別訪問を含めた相談支援体制に変更し、充実を図りました。基幹相談支援センターは、虐待防止センターとして24時間体制で通報・届出・相談の受付も行っています。
- c 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用を促進するため、制度の広報・啓発を行うとともに、制度の利用に係る経費を助成する等、成年後見人制度の利用に対する支援を行う事業で調整方針どおり現行のまま引き継ぎました。なお、平成20年3月には、審判請求を行う場合における手続及び審判請求に係る後見人等に対する報酬の助成に関し、必要な事項を定めた「薩摩川内市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定し、同年4月から施行しています。

(イ) 「川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する」とした協定項目の現状

- a 障害者保健指導は、保健に対する相談があった身体障害者・知的障害者に対し、必要な相談助言、斡旋・調整等を行う事業で、調整方針どおり川内市の例により調整しており、現状は、職員1名（保健師）を配置し、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、必要な保健指導を行っています。
- b 手話奉仕員派遣事業は、聴覚障害者等の社会生活の利便性を高めるために、手話奉仕員を派遣し、福祉の向上を図る事業で、調整方針どおり川内市の例により調整しており、現状は、派遣要件（1：生命及び健康維持に関すること、2：官公署に関すること、3：職業に関すること、4：教育に関すること、5：生活に関すること、6：近接地域生活における重要な会合等に関すること、7：文化活動等に関すること、8：前7号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合）により無料で派遣しています。ただし、奉仕員には本市から派遣謝金・旅費を支給しています。

- c 手話奉仕員養成事業は、聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的に手話奉仕員を養成する事業で、調整方針どおり川内市の例により調整しており、川薩地区ろうあ協会に委託して手話奉仕員養成講習会及び手話通訳者養成講習会を実施しています。
 - d 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業は、身体障害者の社会参加活動等を促進するため、免許を取得に要する講習料の一部を助成する事業で、調整方針どおり川内市の例により調整しており、10万円を限度に助成しています。
 - e 身体障害者用自動車改造費助成は、身体障害者が使用する自動車を改造するために必要な費用の一部を助成する事業で、調整方針どおり川内市の例により調整しており、10万円を限度に助成しています。
 - f 点字・声の広報等発行事業は、視覚障害者の情報バリアフリーの促進を図るため、視覚障害者の広報紙等の音声訳CDの作成及び点字作成を行い定期的に配布する事業で、調整方針どおり川内市の例により調整しており、広報紙の点字版を希望される方に配布しているほか、団体の総会資料等の点字版を点訳奉仕員により作成しています。
 - g 児童発達支援事業は、障害児福祉の向上を図るため、心身に障害のある子どもを通園させ、必要な療育を行う事業で、調整方針どおり川内市の例により調整しており、「子ども発達支援センターつくし園」において実施しています。
 - h 音訳奉仕員養成事業は、視覚障害者等の自立と社会参加促進を図るため、点訳又は音訳に必要な技術を持つ点訳奉仕員又は音訳奉仕員の養成講座を実施する事業で、調整方針どおり川内市の例により調整しており、薩摩川内市視力障害者協会に委託し、鹿児島県視聴覚障害者センター基準のカリキュラムに基づく養成講座を実施しています。
- (ウ) 「合併時に、新たに制度等を制定する」とした協定項目の現状
- a 福祉巡回バス運行事業は、障害者の機能回復訓練及び社会参加を促進することを目的とした事業で、合併前は事業を実施していない自治体があったため、事業の存続や対象範囲等、検討が必要だったことから、合併時に新たな制度として制定しました。現在、薩摩川内市社会福祉協議会へ委託してリフト付福祉バスを運行していましたが、平成22年度から社会福祉協議会自主事業に移行しました。
 - b 福祉タクシー助成事業は、障害者がタクシー等を利用した場合に、その利用に係るタクシー等料金の一部を助成する事業で、助成額に差異があったことから、合併時に新たな制度として制定しました。対象者を在宅の重度身体障害者(1、2級)に療育手帳保持者(A1、A2)、精神保健福祉手帳保持者(1級)を追加拡大したほか、甕島航路にも利用拡大しています。
- (エ) 「新市に移行後、速やかに調整する」とした協定項目の現状
- a 障害者団体の育成については、各身体障害者団体への補助金の額や基準に差異があったため、各団体の組織再編の動向を踏まえて、調整方針どおり速やかに調整し、各団体の健全な運営に資するために運営費の一部を助成しています。助成額については見直しを行っています。
- (オ) 「新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する」とした協定項目の現状
- a 身体障害者のスポーツ大会は、障害者の自立更生・社会参加を促進するために社会参加促進事業の一環として実施するもので、調整方針どおり現行のとおり引き継ぎ、知的障害者、精神障害者を含めた三障害合同参加となる市ふれあい障害者福祉大会の運営費を助成して毎年開催していますが、助成額については見直しを行っています。
 - b 心身障害者の集いについては、身体障害者・知的障害者及びその保護者の福祉の向上と

参加者相互の融和を図るため東郷地区で開催されていましたが、全市的な取組が厳しいと判断したことから、平成 18 年度で廃止しました。

サ 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみが実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整すると取り決められていました。

また、個別の調整については、「現行のまま引き継ぐ」や「合併前自治体の先進事例を例にする」、「合併時に新たな制度を制定する」、「当分の間現行のとおりとして随時調整する」など、それぞれ調整方針を取り決めていました。

社会情勢や制度の変化により、当時の調整方針とは異なる実施状況の事業もありますが、各事業の現状での取扱い状況は以下のようになっています。

(ア) 「現行のまま新市へ引き継ぐ」とした協定項目の現状

- a 老人保護措置事業は、身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している高齢者を対象に、施設入所により支援する事業で、調整方針どおり合併後も従来どおり実施しています。
- b シルバー人材センターについては、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに資するため、現在もシルバー人材センターに対し補助金を交付しています。
- c 在宅介護訪問指導は、基幹型在宅介護支援センターの職員による高齢者を対象としており、調整方針どおり現行のまま引き継ぎましたが、平成 19 年度から地域包括支援事業の包括的支援事業中の総合相談事業に移行しており、内容を拡充して実施しています。
- d 祁答院町の公衆浴場施設であるさざらし会館については、管理人による委託をしていましたが、管理方法の変更により平成 19 年度に薩摩川内市アウトソーシング方針に基づき、民間譲渡しました。

(イ) 「川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する」とした協定項目の現状

- a 老人クラブ活動等補助については、調整方針どおり調整しており、薩摩川内市高齢者クラブ連合会を対象に補助を行っています。なお、単位高齢者クラブへは、高齢者の生きがい活動に資するため、その会員数に応じて補助金を決定し交付しています。
- b 地域ケア推進事業は、介護予防・生活支援の観点から、要介護となる恐れのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う事業で、調整方針どおり調整しましたが、平成 18 年の地域包括支援センター開設時に包括的・継続的ケアマネジメント事業として展開しています。

(ウ) 「入来町の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する」とした協定項目の現状

- a 移送費助成事業は、公共交通機関のない地域を対象とし、病院と利用者間の送迎サービスを行う事業でしたが、入来町のみのものであり、おでかけ支援券との重複を避けるため、平成 18 年度で事業を廃止しました。

(エ) 「合併時に、新たに制度等を制定する」とした協定項目の現状

- a ホームヘルプサービス事業は、日常生活を営むのに支障のある者に対し、ホームヘルパーを派遣するサービスで、調整方針どおり国・県補助制度をもとに新たな制度を制定し、現在は、週 1 回、1 回あたり 2 時間以内で、利用者負担は、1 時間あたり 80 円で事業を実施していましたが、利用者の減少により、平成 25 年度で事業を廃止しました。

b 生きがいデイサービス事業は、一人暮らしの高齢者等に対して、施設へ通所していただく上で各種のサービスを提供することで、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的に実施していましたが、一般高齢者介護予防普及教室事業に集約したことにより、平成 18 年度で廃止しました。

c ねたきり老人介護手当支給事業は、在宅の要介護老人の介護者に対し、介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、要介護老人の福祉の増進を図ることを目的としている事業ですが、旧自治体で差異があった条例を調整し、新たな制度として合併時に施行しています。

d 高齢者生活福祉センター運営委託事業は、自立的生活の助長と安全衛生上の配慮、さらに社会的孤立感の解消を図る目的で一人暮らしに不安がある高齢者に対し、居住施設（生活支援ハウス）を提供する事業で、旧自治体で差異があった条例を調整し、新たな制度として合併時に制定しました。

なお、対象となる里、下甌、鹿島の生活支援ハウスの運営については、平成 18 年 9 月から指定管理者により運営されていますが、下甌生活支援ハウスについては、入所者の減により平成 23 年度から休止しています。

e 高齢者福祉施設については、旧自治体でそれぞれの制定していた設置条例を調整し、合併時に高齢者福祉施設条例を制定して、施設管理を行うこととしました。現状は、以下のよう管理しています。

(a) 屋内ゲートボール場（2ヶ所）は、平成 18 年 9 月から指定管理者により運営しています。

(b) 下甌地域の老人ホーム「甌島敬老園」についても、平成 21 年 4 月から指定管理により事業実施しています。

(c) 鹿島老人憩いの家、里トンボロ元気づくり館は、条例廃止の上、無償貸付中です。

(d) 下甌高齢者保健福祉館は、西山地区コミュニティセンターとして利用されています。

f 敬老事業については、支給金額や行事の内容が違っており、旧自治体で差異があった条例を調整し、新たな制度として制定しました。

これにより、敬老の日に、満 88 歳と 100 歳以上の方々には敬老金（1 万円）を配布するとともに、最高齢となった方へは、同一人物へは 1 回に限り 20 万円を配布しています。

このほか、100 歳到達者へは、その誕生日に特別敬老金（5 万円）を配布しています。

g 住宅改造費助成事業は、高齢者等の在宅での生活を支援するため、住宅改造に必要な経費の助成を行う事業で、旧自治体の差異を調整し新たな制度として制定しましたが、介護保険に類似制度があるため、平成 21 年度に制度を廃止しました。

h 高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業については、高齢者の健康保持と福祉増進を図るため、はりきゅう又はマッサージの施術を受けた場合の施術料の一部を助成する事業で、旧自治体の差異を調整し新たな制度として制定しましたが、一人当たり、1 枚 800 円分の助成券 20 枚綴りを 2 冊までの発行（年額 32,000 円分）に変更しました。

i 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業は、寝具の洗濯、乾燥等のサービス料金の一部を助成する事業で、旧自治体の差異を調整し新たな制度として制定しましたが、介護保険に類似制度があるため、平成 18 年度で廃止しました。

(オ)「新市に移行後、速やかに調整する」とした協定項目の現状

a 高齢者拠点及びサービスについては、介護予防拠点施設に置いて高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進するもので、対象である下甌高齢者多目的ホールの施設管理事務を

行うために、調整方針どおり速やかに調整し、合併時に新たに条例を制定しました。

b 独居老人声かけ事業は、乳酸飲料を支給し、声かけを行う事業で旧樋脇町及び旧東郷町で実施していたものの、全市での事業実施は困難との判断により平成 17 年度で事業廃止しました。しかしながら、声かけ見守りは、健やか支援アドバイザーにより継続実施しています。

c 高齢者ふれあいサロン事業は、一人暮らしの高齢者を対象に、地域の集会所等で様々なレクリエーション等を行う事業であり、社会福祉協議会で実施している自治体と、補助金を出している自治体があるので調整が必要との判断から、速やかに調整した結果、社会福祉協議会に業務委託して、市内全域で事業展開することとなり、平成 22 年度からは介護予防事業として取組を強化しています。

(カ)「新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する」とした協定項目の現状

a 生きがい活動支援通所事業（事業運営）は、在宅の高齢者等に対し、通所により福祉施設での各種サービスの提供を行うものでしたが、類似制度もあったことから平成 18 年度で廃止し、一般高齢者介護予防普及教室事業に集約しました。なお、一般高齢者介護予防普及教室事業も、利用者の減少により平成 25 年度で廃止しました。

b 配食サービスは、一人暮らしの高齢者等に 1 日最大 2 食の配膳を行う事業で、調整方針どおり当面の間、現行のとおり引き継いでおり、随時、サービス内容等の調整を行っています。

c 老人健康教育事業は、明るい長寿社会の建設を目指して健康相談・血圧測定・入浴・講演などを実施した事業ですが、健康まつりに集約したため、平成 16 年度で廃止しました。なお、健康まつりも、平成 21 年度で廃止しました。

d 緊急通報システムは、在宅のひとり暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与する事業で、各自治体によって装置が違うなどの差異があるため、当分の間現行のとおりとして随時調整することとしました。

調整の結果、緊急通報装置の設置は平成 18 年度から、通報受信も平成 21 年度から業務委託で対応しています。

(キ)「廃止の方向で調整する」としたものについての現状

a 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業は、事業完了により平成 16 年度で廃止しました。

b 金婚式事業については、事業完了により平成 16 年度で廃止しました。

c 独居老人給食サービスは、鹿島村の単独事業であり、合併後に配食サービス事業として引き継いだため廃止しました。

d 福祉機器・用具の貸し出しについては、介護保険で類似制度があるため、平成 16 年度で廃止しました。

シ 児童福祉事業

(ア) 出産祝金については、調整方針どおり合併後に廃止しました。

(イ) 公立保育所及び保育園の運営については、地域によって保育園の設置に偏りがあることやへき地保育所の取扱いを検討する必要があることから、調整方針どおり合併時に新たな制度を制定するとともに、公立保育所については、平成 20 年度に民間譲渡しました。

(ウ) 児童館については、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で合併前には休止中も含めて 3 ヶ所ありましたが、平成 19 年度末に「宮里児童館」を

廃止しました。

- (エ) 放課後児童クラブは、労働等の諸事情により昼間家庭に保護者がいない小学校低学年の児童に、施設等を利用して、適切な「遊び」「学習」「生活」の場を与え、健全育成を図るもので、調整方針どおり現行のまま引き継ぎつつ、随時調整しています。また、一部のクラブでは、指定管理となっており、このクラブについては、平成 21 年度から他のクラブと同様の補助基準に基づく運営方法に変更しました。
- (オ) 保育協議会補助は、認可保育園における関係職員の資質の向上及び運営の効率化を図るため、保育連合会及び保育連合会理事長会の運営を補助するものでしたが、その規定根拠を明確にするために調整方針どおり速やかに調整した結果、平成 18 年度で廃止し、公募型補助金の利用へと移行しました。
- (カ) 保育料は、その基準が異なっていたため、合併後も当分の間は現行のとおりとしていましたが、平成 16 年度から 18 年度で段階的に調整し、平成 19 年度に統一しました。
- (キ) 乳幼児健康支援一時預かり事業は、児童の健全な育成及び資質の向上等を図るために、病気の回復期で集団保育の困難な期間に、児童を保育所や病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業で、調整方針どおり現行のまま引き継ぎました。なお、平成 18 年度より「病児・病後児保育事業」に事業名を改めました。
- (ク) 児童虐待防止協議会運営事業は、児童虐待の防止に適切に対応するため、関係者によるネットワークを構築し、早期発見、早期対応のための連携を図るもので、旧川内市のみで実施された事業でした。このことから、調整方針どおり速やかに関係機関の見直しを行い、平成 17 年度の児童虐待防止法改正に併せて「薩摩川内市要保護児童対策地域協議会」を設立し、事業を継続しています。
- (ケ) チャイルドシート一部助成等事業については、合併後に新たに制度を制定することとなっていたので、平成 17 年度より「乳幼児補助装置購入助成事業」として助成内容を見直し、市内全域での対象として事業を実施してきましたが、国の政策で「子ども手当」が施行されることに伴い、平成 21 年度をもって事業を廃止しました。
- (コ) 遺児及び父子手当給付事業については、合併後に新たに制度を制定するとなっていたので、平成 17 年度より「父子手当支給事業」として助成内容を見直し、市内全域での対象として事業を実施してきましたが、国の政策で「児童扶養手当」の対象とされることに伴い、平成 21 年度をもって事業を廃止しました。
- (サ) 育児手当については、合併後に新たに制度を制定するとなっていたので、平成 17 年度より「育児手当支給事業」として助成内容を見直し、市内全域での対象として事業を実施してきましたが、国の政策で「子ども手当」が施行されることに伴い、平成 21 年度をもって事業を廃止しました。
- (シ) 認可外保育施設運営補助金は、認可外保育施設の入所児童の心身の健全な発達に寄与するため、認可外保育施設に対し、職員の研修、育児教材購入、衛生管理、防災設備に要する経費を補助するものでしたが、認可外保育施設は、調整方針どおり旧川内市の例により制度を引き継ぎました。なお、平成 20 年度には、制度見直しにより補助金額の改定を行いました。
- (ス) 乳幼児医療費助成金は、乳幼児の保健の向上を図るため、乳幼児の医療費の一部を負



担するもので、県の補助要綱に基づき助成を行ってきましたが、平成 22 年度からは、市の子育て支援策として「子ども医療費助成事業」に名称変更して、対象年齢を中学校修了まで引き上げました。

ス 上・下水道事業

(ア) 水道事業について

a 上水道事業、簡易水道事業の会計については、3 年以内を目処に調整するとなっていました。合併時に川内地域のシステムに統一し、企業債については、調整方針どおりそのまま新市に引き継ぎました。

なお、川内、樋脇、東郷、入来の 4 上水道事業は、現行のまま引き継ぎましたが、平成 23 年 4 月から 1 上水道事業に統合しました。また、同じく調整方針どおり現行のまま引き継がれた簡易水道事業は、本土地域については、平成 28 年度までに上水道事業に統合し、甑島地域については、平成 28 年度までに上甑島・下甑島の 2 簡易水道事業に統合することを目標にしています。

b 水道料金については、合併後 3 年以内に調整することとしていましたが上水道事業の統合に併せて、上水道事業と簡易水道事業の料金を平成 23 年 4 月に統一し、料金体系は口径別としています。

c 検針時期については、調整方針の調整どおりに合併と同時に 1 日から 8 日までとし、検針月は川内地域の下水道区域は隔月、その他の区域は毎月検針としていたものを平成 23 年 4 月の水道料金統一に併せ、検針はすべて隔月とし、検針委託料についても統一しました。

d メーター使用料は、水道料金に含まれており、平成 23 年 4 月の水道料金統一に併せて、調整方針どおり廃止しました。

e 平成 26 年 4 月消費税法の改正に伴い、水道料金及び給水負担金を税込み料金から税抜き料金に変更しました。

【上水道・簡易水道料金の合併前との比較】

(単位：円)

種別	合併前各自治体									
	川内市	樋脇町	樋脇町 (簡水)	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甑村	下甑村	鹿島村
基本料金	600	1,627	2,100	1,176	980	756	630	525	930	630
従量(超過)料金	1,600	1,575	1,050	1,155	2,200	1,260	2,142	2,142	1,500	2,121
メーター使用料	—	—	—	—	—	—	—	80	100	80
消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計 (消費税込)	2,200	3,200	3,150	2,330	3,180	2,010	2,770	2,740	2,530	2,830

種別	薩摩川内市	
	H23.4	H26.4
基本料金	600	572
従量(超過)料金	1,750	1,670
メーター使用料	—	—
消費税	—	179
合計 (消費税込)	2,350	2,420



- ※ 条件：一般家庭でメーター器の口径13mm、月20㎡使用した時
- ※ 合併前各自治体は住民説明会資料から抜粋
- ※ 合計は10円未満切捨て

(イ) 下水道事業について

- a 下水道使用料については、従量制と戸数割り・人数割りなど各地域及び事業種別により料金体系が異なっており、合併時は現行のまま引き継ぎましたが、平成19年4月1日から従量制による料金統一を行いました。
- b 負担金等事務については、新市において新事業の計画と共に調整するとなっていました。負担金（分担金）は事業ごとに定めることに決定しました。
- なお、納付方法については、合併までに統一しました。

(ウ) 温泉事業について

公衆浴場料金は、調整方針どおり統一した料金に調整し、平成17年4月から大人1回券100円、小人1回券60円、大人回数券12枚1,000円、小人回数券12枚600円、大人月極券2,000円、小人月極券1,000円、家族用浴室500円、身障者用浴室500円、休憩室100円、温泉スタンド給湯料100円(300ℓ)としました。

また、平成21年1月には、大人1回券150円、小人1回券80円など料金改定を行いました。

なお、黒木温泉公衆浴場については、平成27年1月1日から大人1回券270円、大人回数券12枚2,700円、小人回数券12枚800円、大人月極券5,000円、小人月極券1,400円など料金改定を行いました。



【各公衆浴場料金の推移】

(単位：円)

合併前										
区分	1回券		回数券10枚		月極券		家族用浴室	身体障害者浴室	休憩室	温泉スタンド(300ℓごと)
	大人	小人	大人	小人	大人	小人				
樋脇町	上之湯	70	—	—	—	—	—	—	—	—
	下之湯		—	—	—	—	—	—	—	—
入来町	アゼロ湯	60	850	500	2,000	1,000	—	—	—	—
	柴垣湯		—	—	—	—	—	—	—	—
祁答院町	大村温泉	80	—	—	—	—	—	—	—	100
	黒木温泉		—	—	—	—	500	500	100	—

※ 住民説明会資料から抜粋

合併後(平成17年4月から)										
区分	1回券		回数券12枚		月極券		家族用浴室	身体障害者浴室	休憩室	温泉スタンド(300ℓごと)
	大人	小人	大人	小人	大人	小人				
樋脇	上之湯	100	1,000	600	—	—	—	—	—	—
	下之湯				—	—				
入来	アゼロ湯	100	1,000	600	2,000	1,000	—	—	—	—
	柴垣湯				2,000	1,000				
祁答院	大村温泉	100	1,000	600	—	—	500	500	100	100
	黒木温泉				—	—				—

合併後（平成 21 年 1 月 1 日から）											
区分		1 回券		回数券 12 枚		月極券 (全浴場利用可)		家族用 浴室	身体障害者 浴室	休憩室	温泉スタンド (3000 ごと)
		大人	小人	大人	小人	大人	小人				
樋脇	上之湯	150	80	1,500	800	2,800	1,400	—	—	—	—
	下之湯										
入来	アゼロ湯										
	柴垣湯										
祁答院	大村温泉	500	500	100	100						
	黒木温泉				—						

合併後（平成 27 年 1 月 1 日から）											
区分		1 回券		回数券 12 枚		月極券 (全浴場利用可)		家族用 浴室	身体障害者 浴室	休憩室	温泉スタンド (3000 ごと)
		大人	小人	大人	小人	大人	小人				
樋脇	上之湯	150	80	1,500	800	2,800	1,400	—	—	—	—
	下之湯										
入来	柴垣湯										
祁答院	大村温泉										270
	黒木温泉	100									

合併後（平成 27 年 4 月 1 日から）											
区分		1 回券		回数券 12 枚		月極券 (全浴場利用可)		家族用 浴室	身体障害者 浴室	休憩室	温泉スタンド (3000 ごと)
		大人	小人	大人	小人	大人	小人				
樋脇	上之湯	150	80	1,500	800	2,800	1,400	—	—	—	—
	下之湯										
入来	入来温泉 湯之山館										
祁答院	大村温泉										270
	黒木温泉	100									

セ 学校教育事業

(ア) 小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま引き継ぎましたが、これまで「小・中学校再編基本方針」（平成 22 年度策定）などにより、以下のような統廃合が行われました。今後についても、新たな再編基本方針を策定する予定であり、協議が進められることとなります。

a 閉校した小学校

平成 19 年度：浦内小学校

平成 21 年度：倉野小学校

平成 22 年度：野下小学校、平良小学校

平成 23 年度：寄田小学校、滄浪小学校、子岳小学校、青瀬小学校

平成 24 年度：西方小学校、藤本小学校、西山小学校、

平成 25 年度：湯田小学校

平成 26 年度：吉川小学校

※ 平成 17 年 4 月 47 小学校⇒平成 27 年 4 月 34 小学校

b 閉校した中学校

平成 23 年度：高城西中学校

c 休校した中学校

平成 23 年度：鹿島中学校

※ 平成 17 年 4 月 16 中学校⇒平成 27 年 4 月 15 中学校（休校含む）

d 統廃合した幼稚園

平成 21 年度：樋脇・市比野⇒ひわき幼稚園、入来・副田・朝陽・大馬越⇒いりき幼稚園、長浜・青瀬・鹿島⇒かこの幼稚園

平成 22 年度：陽成・湯田⇒高城中央幼稚園、亀山・寄田⇒亀山幼稚園

e 閉園した幼稚園分園

平成 26 年度：手打幼稚園

f 開園した幼稚園分園

平成 24 年度：かこの幼稚園鹿島分園

※ 平成 17 年 4 月 20 幼稚園⇒平成 27 年 4 月 12 幼稚園（分園含む）

(イ) 通学区域については、調整方針どおり合併前のまま引き継ぎましたが、川内中央中校区については、弾力的な運用を行っています。

(ウ) 遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、調整方針どおり合併前のまま引き継ぎましたが、学校の統廃合により、通学バス運行が拡大し、特認校制度が縮小しています。今後、新たな学校再編基本方針を策定する予定であり、こうした傾向が顕著になると見込まれます。

(エ) 学校給食については、現行のまま引き継ぎましたが、共同調理場（東郷・上甑・鹿島学校給食センター 3 施設）と祁答院地域単独調理場（5 施設）を隣接する共同調理場（川内、樋脇、入来、里、下甑）の 5 施設へ統廃合しました。また、給食会計については、調整方針どおり合併時に私会計に統一しました。このほか、学校給食センターの統廃合に伴い、学校給食会も統合しました（9 学校給食会→5 学校給食会）。

【学校給食費の合併前との比較】

（単位：円）

種別	合併前自治体									薩摩川内市			
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	H22.4		H26.4	
										本土地域	甑島地域	本土地域	甑島地域
幼稚園	3,500	3,500	3,100	3,150	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	3,100	3,600	3,400
小学校	3,800	3,750	3,600	3,630	3,800 ～4,100	3,800 ～4,000	3,400	2,800	3,400	4,000	3,600	4,000	3,900
中学校	4,300	4,250	4,100	4,350	4,500	4,400	4,000	3,000	4,000	4,600	4,300	4,600	4,600

※ 合併前各自治体は合併協議資料から抜粋

※ 旧祁答院町小学校の給食費は、小学校ごとに、旧里村小学校の給食費は、低学年・高学年ごとに設定

※ 薩摩川内市の本土地域は、川内、樋脇、入来学校給食センター、甑島地域は、里、下甑学校給食センター

(オ) 幼稚園については、以下のとおり調整しました。

- a 入園料については、協定どおりに旧川内市は現行のまま、旧川内市以外の町村は合併時に旧東郷町の例により 1,000 円に統一しましたが、平成 21 年度に廃止しました。
- b 幼稚園使用料は、調整方針どおり現行のまま引き継ぎましたが、平成 21 年度に統一を行いました。なお、平成 27 年度からの子ども・子育て新制度移行に伴い、改定します。
- c 私立幼稚園への就園奨励費補助と市立幼稚園の保育料減免については、合併後に統一的に施行しました。また、幼児教育支援事業補助については、平成 17 年度から旧川内市にない統一施行し、その後、平成 19 年度に補助金見直しにより廃止しました。
- d 保育事業については、調整方針どおり現行のまま引き継ぎましたが、平成 17 年度に休園日を統一し、平成 20 年度に受け入れ年齢を統一しました。以後、幼稚園統廃合により、定員、学級数等も順次調整しています。

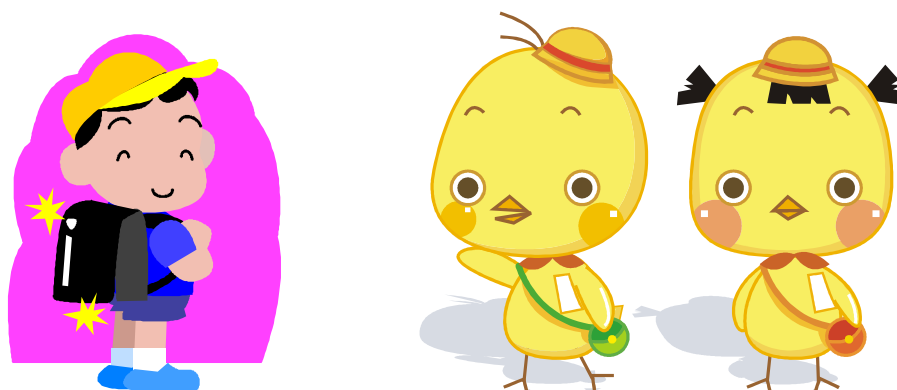
なお、預かり保育については、平成 20 年度から、甕島地域の幼稚園で実施しています。

【幼稚園の入園料及び使用料の合併前との比較】

(単位：円)

種別	合併前自治体									薩摩川内市		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甕村	下甕村	鹿島村	H22.4	H26.4	H27.4
入園料	11,000	500	—	1,000	500	—	—	—	—	廃止	廃止	廃止
使用料	5,900	4,000	2,000	3,000	3,000	4,000	2,000	3,000	2,000	4,000	4,000	6,600

※ 合併前各自治体は住民説明会資料から抜粋



(2) 合併以降の新規事業としての行政サービス

旧 1 市 4 町 4 村で実施していた行政サービスは、先に示したとおり合併協定により調整されましたが、合併以降、社会情勢等の変化に伴い、薩摩川内市として新規に実施することになった行政サービスも数多くあります。

その主なサービスについて、第 1 次薩摩川内市総合計画基本構想でうたっている施策の基本方針ごとに整理すると以下のとおりになります【参考 4】。

また、平成 27 年 3 月に策定した第 2 次薩摩川内市総合計画基本構想においては、「安全・安心」、「活力」、「共生」、「行財政」の 4 つの柱をまちづくりの基本理念とし、本市が目指す将来都市像の実現に向けて、6 つの政策の基本方針を定めています【参考 5】。

【参考4】第1次薩摩川内市総合計画基本構想の基本方針について

第1次薩摩川内市総合計画基本構想では、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、地方分権の進展に対応するため、基本理念である「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」を具現化すべく、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」、「都市経営」の8つの分野の基本方針を定めています。

《施策の基本方針》

- 1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり（コミュニティ）
- 2 健康で共に支え合うまちづくり（保健福祉）
- 3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり（教育文化）
- 4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（生活環境）
- 5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり（産業振興）
- 6 都市力を創出するまちづくり（社会基盤）
- 7 みんなで進める市民参画のまちづくり（市民参画）
- 8 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり（都市経営）

【参考5】第2次薩摩川内市総合計画基本構想の基本方針について

1 基本構想

(1) 基本理念

以下の4つの柱を第2次薩摩川内市総合計画における基本理念として設定しています。

【安全・安心】互いに支え合い、安全・安心な暮らしを充実します。

【活力】培った地域の活力から、更なる魅力を創造します。

【共生】人と地域が活躍する、共生協働のまちづくりを進めます。

【行財政】効果的・効率的な行財政運営を推進します。

(2) 将来都市像

この基本理念を踏まえ、本市の目指す将来都市像を次のように設定しました。

「人と地域が躍動し安心と活力のあるまち 薩摩川内」

2 政策展開の基本方針

まちづくりの基本理念に基づく将来都市像の実現に向けて、健康・福祉、生活環境、産業振興、社会基盤、教育文化、地域経営の6つの政策の基本方針を定め進めていきます。

- (1) 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり（健康・福祉）
- (2) 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり（生活環境）
- (3) 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり（産業振興）
- (4) 安全性と利便性の質を高めるまちづくり（社会基盤）
- (5) 次世代を担う人と文化を育むまちづくり（教育文化）
- (6) 市民みんなで考え、行動するまちづくり（地域経営）

ア コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般			
1	地区コミュニティ活性化事業 地区コミュニティ協議会が主体となり、それぞれの地区の特性や資源を活用し、活力ある地区づくりに取り組む事業を支援することにより、地区コミュニティ協議会の健全な発展を目指す。		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		H23年度から25年度までは市民活動支援基金より繰り入れ H26年度は基本コースは基金から、ビジネスコースは一般財源
2	地区間交流事業 地域の特性や名所、特産物等を体感してもらい、市民が薩摩川内市を知ることにより、市外へのPR等を活発にし、また地域間で交流することにより薩摩川内市の一体化を図り、各地区（地区コミ）の発展、活性化に繋げる。		●	●	●									●		地区間交流は進んだことで、H20年度で完結
3	ゴールド集落活性化事業 ゴールド集落である自治会やゴールド集落を抱える地区コミュニティ協議会に対し、本来有している地域の力を再び創造し、安心して住み続けられる地域づくりを進めるため、助成を行う。 また、ゴールド集落に対し活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動を行う特定非営利活動法人等に、助成を行う。						●	●	●	●	●			●		

※ 国県：国庫補助金又は県支出金が財源となっている事業

※ 一般：一般財源を活用した事業

※ 特例債：合併補助金や合併特例交付金、合併特例債を活用した事業

(以下の表でも同じ)

イ 健康で共に支え合うまちづくり

事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般			
1	麻疹・風疹ワクチン混合ワクチン追加接種事業 麻疹のまん延防止のために、中学1年生と高校3年生相当年齢の者に対し、麻疹・風疹混合ワクチンの追加接種を行う。				●	●	●	●	●					●		5年間の時限措置
2	自殺対策事業 社会問題として自殺が増えていることから、地域自殺対策緊急強化事業により、人材育成事業や普及啓発事業、対面型相談視線事業等を行い、自殺予防に取り組む。					●	●	●	●	●	●	●	●			
3	ヒブワクチン接種助成事業 細菌性髄膜炎の抑止を図るため、細菌性髄膜炎の感染の主な起炎菌である、ヒブ（インフルエンザ菌b型）の予防接種に係る費用の一部を助成する。						●	●	●	●	●			●		
4	日本脳炎予防接種事業 3歳児に対して、日本脳炎ワクチンによる予防接種の積極的勧奨を再開する。 なお、1期追加対象者、2期対象者の接種機会を逃した者に対する接種についても今後、協議されることとなっている。							●	●	●	●	●		●		
5	がん検診事業（1年生検診に関すること） がん検診の各種検診（胃・子宮・乳・大腸・肺）において、初めて検診の対象となる年齢の方を、「1年生検診」として検診料を無料とする。						●	●	●	●	●			●		

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特 例 債	備考	
			H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	国 県	一 般			
6	がん検診事業（女性特有のがん検診事業に関すること）	特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する手帳等を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図る。					●	●	●	●	●	●	●	●			
7	がん検診事業（乳がん検診の毎年実施に関すること）	乳がん検診は隔年実施であったが、乳がん罹患率の増加と受けやすい検診体制の整備のために毎年実施する。						●	●	●	●	●					
8	関連施設従事希望者現地視察事業	甌島保健医療福祉（民間施設含む。）の各施設の視察を実施することにより、離島医療の魅力情報を発信するとともに、専門職の確保に繋げる。					●	●	●	●	●	●					
9	川内地域一次救急医療体制運営事業	川内地域における一次救急医療の円滑な運営及び体制の確保を図る。				●	●	●	●	●	●	●					
10	小児救急医療支援体制運営事業	小児救急医療体制の維持と充実を図る。					●	●	●	●	●	●					
11	周産期医療等運営事業	地域周産期母子医療センターとして認定されている済生会川内病院の周産期医療体制の維持と充実を図る。						●	●	●	●	●					
12	画像遠隔読影事業	診療所で撮影したCT及びX線画像を放射線科の専門医へ、読影を依頼し診断を行うことで、よりの確かな診断が行え高度な医療を実現する。				●	●	●	●	●	●	●					
13	診療業務支援事業（長浜診療所）	長浜診療所への診療業務支援を行い安定的な医師確保及び住民への安定的な医療サービス体制を図る。（医療法人博愛会 相良病院）					●	●	●	●	●	●					H23.6.までは上甌診療所 H23.7から長浜診療所
14	診療業務支援事業（手打診療所）	手打診療所への診療業務支援を行い安定的な医師確保及び住民への安定的な医療サービス体制を図る。（医療法人白光会 白石病院）						●	●	●	●	●					
15	ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチン予防接種事業	髄膜炎・子宮頸がんの発症を抑えるため、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチンの無料接種を実施するもの								●	●	●	●	●			
16	未熟児養育医療給付事業	医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療給付を行う。										●	●	●	●		
17	風しん等予防接種等助成事業	風しんのまん延防止のため、風しんや麻しん・風しん混合ワクチンの予防接種に対して助成事業を開始した。（H26からは風しん抗体価検査に対しても助成）										●	●				
18	成人用肺炎球菌・水痘ワクチン予防接種事業	成人用肺炎球菌ワクチン・水痘ワクチン接種の定期予防接種を行うもの。											●	●			H26.10～
19	がん検診事業（乳がん検診の対象年齢）	乳がん検診の対象年齢については、国の指針では40歳以上となっているものを30歳以上に引下げ、若年性乳がんの早期発見に努めるとともに、若い頃からのがん検診の受診促進、正しい健康意識の普及啓発を図る。									●	●	●	●			
20	産後ケア事業	出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子を授産医院の入所により支援するもの。入所の利用料を一部助成。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					H26 までは甌島地域のみが対象。

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考			
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国	一					
21	フッ化物応用普及啓発事業	「フッ化物洗口」の推進のため、推進検討会を開催し、関係機関等と協働しながら小中学校及び市民に対し、効果的な口腔歯科保健対策を推進するもの。										●	●	●	●	●		H24年度～H26年度補助事業	
22	ケアマネジメントリーダー活動支援事業	地域におけるケアマネジメントリーダーの活動を支援し、もって介護保険制度の要である介護支援専門員の支援体制の強化を図る。	●													●	●		H18年度からは、包括的・継続的ケアマネジメント事業に継承
23	包括的・継続的ケアマネジメント事業	個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・連動の体制づくりや介護支援専門員に対する後方支援を行う。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
24	総合相談事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、関係者とのネットワーク構築等の事業を実施する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
25	権利擁護事業	市民が住みなれた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、虐待の防止、虐待の早期発見等、地域住民や社会福祉協議会等関係機関とのネットワーク作りを構築する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
26	介護予防ケアマネジメント事業	特定高齢者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防事業その他の適切な事業を包括的かつ効率的に行う。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
27	新予防給付事業	介護保険における予防給付の対象となる要支援者の自立に資するサービス、計画作成、サービス利用効果の評価等を行う。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
28	特定高齢者支援データ作成事業	特定高齢者施策事業未参加者を抽出して、事業参加勧奨のための優先順位のリストを作成し、案内通知を行う。					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
29	一次予防事業	市内におけるすべての第1号被保険者を対象とする事業として、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらに参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
30	二次予防事業	要介護状態等となることの予防又は要介護等の軽減もしくは悪化の防止を図るため、介護予防事業の対象となる特定高齢者に対する事業として、通所や訪問を推進する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
31	介護予防事業リーダー養成事業	高齢者に身近な場所で介護予防に取り組めるような教室を実施出来るように、介護予防を支援する地域のリーダーを養成する。また、意思のある地域住民を対象に介護予防に関する知識と実技の講習会を行う。						●	●	●	●	●	●	●	●	●			
32	介護予防ボランティア事業	高齢者が介護保険について理解し、ボランティア活動を通じ介護予防に自主的に取り組むことを目的として、高齢者の社会参加を促し、介護予防に向けた取組が主体的になされるようボランティア制度を創設する。					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
33	ねたきり老人介護手当支給事業	在宅の要介護老人の介護者に対し、老人介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、要介護老人の福祉の増進を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国	一般				
34	独居老人入浴券配布事業	独居老人世帯へ、民生委員により入浴券を配布する。	●	●													●	「高齢者おでかけ支援事業」として、H19年度に事業を統合
35	高齢者おでかけ支援事業	公共交通運賃及び公衆浴場での入浴料について助成する。			●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	
36	公共交通利用促進事業	公共交通利用促進を図りながら、高齢者の福祉を増進し、市街地への導入を図り市街地の活性化を図るために「公共交通利用補助券」を70歳以上の高齢者に交付する。		●													●	「高齢者おでかけ支援事業」として、H19年度に事業を統合
37	特別地域加算に係る介護保険利用者負担軽減事業	負担の公平性（地域格差の是正）、介護サービスの利用促進を図るため、甌島地域で提供される訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与の特別地域加算に相当する利用者負担を軽減する。					●	●	●	●	●	●					●	
38	家族介護用品支給事業	高齢者を在宅で介護している介護者に対し、介護用品購入の利用券を支給する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H21年度に「紙おむつ等支給事業」を統合
39	紙おむつ等支給事業	高齢者を在宅で3ヶ月以上介護している介護者に対し、紙おむつ購入費の一部を助成する。	●	●	●	●											●	H21年度に「家族介護用品支給事業」に統合
40	コウノトリ支援事業（不妊治療費助成事業）	少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	
41	こしき子宝支援事業（甌地域妊婦健康診査旅費助成事業）	甌島地域の妊婦の方々が、島外で妊婦健診を受ける際の交通費、宿泊費等の一部を市が助成することにより、経済的負担の軽減を図る。			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
42	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	虐待防止の観点から、乳児のいるすべての家庭を生後4ヶ月までに母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供等を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
43	カンガルー事業（いのちを育む性教育）	市内小学校5・6年生を対象に在宅助産師による「いのちの教育」を実施し、思春期の子どもたちが「性」について正しく理解し、生命の大切さ、人に対するいたわりの心を学び、行動できるようにする。				●	●	●	●	●	●	●	●				●	中学生を対象には、かがやけ思春期ふれあい体験事業を実施
44	ファミリーサポートセンター事業	少子化対策事業として、仕事と家庭両立支援事業を実施する。援助を行いたい者と当該援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援護活動を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国	一				
45	チャイルドシート助成事業	乳幼児の安全確保と健全育成を推進するため、幼児用補助装置の購入に際し、その一部を助成する。	●	●	●	●	●										●	子ども手当の創設により、市の単独事業の見直しを行い、H21年度で事業を廃止
46	新生児紙おむつ支給事業	新生児を養育するものに対して、紙おむつ券を支給することにより、当該新生児の属する家庭の経済的負担の軽減、児童福祉の増進を図る。	●	●													●	H19年度から「すくすくベビー券支給事業」へ統合
47	育児手当事業	児童を監護している保護者に対し育児手当を支給することにより、育児に係る経済的負担の軽減を図り、次代の社会を担う児童の健全育成に資する。	●	●	●	●	●										●	子ども手当の創設により、市の単独事業の見直しを行い、H21年度で事業を廃止
48	児童福祉システム開発事業	保育園事務、児童手当事務、ひとり親家庭等医療費助成事務、乳幼児医療事務に係るシステム化を図り、事務の効率化と住民サービスに努める。	●														●	H17年度でシステム開発し完結
49	育児リフレッシュ事業	3歳未満の未就園児等を持つ母親が親子で週1回一堂に会し、指導員と共に親子リフレッシュ体操等を実施するとともに、母親たちに交流の場を提供し、さらに月1回の子育てに関する講演会等も開催し、母親の子育て負担の軽減を図る。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	
50	すくすくベビー券支給事業	要件に該当する者に対し、対象児1人につき1回限り18,000円分のベビー券（紙おむつ、ミルク等購入可）を支給する。			●	●	●										●	子ども手当の創設により、市の単独事業の見直しを行い、H21年度で事業を廃止
51	つどいの広場事業	子育て中の親の子育てへの不安感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援強化の充実を図る。			●												●	H20年度から「地域子育て支援拠点事業」へ統合し、継続実施中
52	乳幼児医療費助成事業	乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の医療費について助成を行う。平成20年度より対象年齢、無料化の拡充を行う。 ○対象年齢：6歳に達する月 → 6歳に達する日以後の最初の3月31日まで ○無料化：3歳未満児 → 6歳に達する日以後の最初の3月31日まで				●	●										●	対象年齢を拡大し、名称を「子ども医療費助成事業」に変更
53	子ども医療費助成事業	児童が病気やケガでかかった医療費の助成を行い、子育てに係る経済的負担の緩和と児童の健全育成を図るもので、子ども医療のうち義務教育終了児童の医療費について無料化する。 ※ 「小学校就学前まで」⇒「義務教育終了前まで」に変更。							●	●	●	●	●	●	●	●	●	乳幼児医療費助成事業を拡充

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国	県				
54	保育園事業	保育園の待機児童解消のために、保育所定数を平成21年度には1,730人から1,850人へ拡大し、さらに、平成22年度からは1,995人に拡大するとともに、新たな保育サービスとして「認定子ども園」の定数も80人計画し整備する。					●	●							●	●		
55	放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブへのニーズの高まりに対応するため、未設置であった校区への設置を推進する。これにより、合併時には8箇所250人定員であったものを、平成21年度には12ヶ所385人に拡大し、また、平成22年度以降も3ヶ所45人の増加を見込む。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
56	市立幼稚園預かり保育事業	甌島地域内の市立幼稚園における保育時間延長要望（午後2時～6時）に対応するため、預かり保育を実施する。				●	●	●	●	●	●	●	●		●			財源として預かり保育料（雑入）あり
57	知的障害児通園施設・デイサービス利用料助成事業	知的障害児通園施設支援及び児童デイサービスを受けた場合の利用料について、早期療育の促進及び子育て支援の観点から利用料（給食費を除く。）の全額を助成する。			●	●	●	●	●	●	●	●			●			薩摩川内市児童発達支援センター及び児童発達支援事業施設利用料助成に事業名及び事業概要変更
58	放課後等デイサービス利用料助成事業	就業中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等の継続的な提供を受けた場合の利用料に係る自己負担金の一部を助成する。								●	●	●			●			
59	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図る。			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
60	障害者相談支援事業	障害者基幹相談支援センターを設置し、障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続等の支援を行う。また、障害者虐待防止センターとして、24時間体制で、通報、届出、相談の受付を行っている。										●	●		●			
61	障害福祉サービス利用料助成事業	障害者等に対し、障害者自立支援法による障害福祉サービス及び地域生活支援事業による費用給付事業に要した費用に係る自己負担金の一部を助成する。			●	●	●	●							●	●		事業概要（障害者自立支援法）が障害者総合支援法に変更

ウ 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国	県				
1	社会教育活動活性化推進事業	地区コミュニティ協議会が実施する社会教育学級・講演会の実施に関して、報償費等の助成と活動支援を行い、社会教育活動の活性化を図る。			●	●	●	●	●	●	●	●			●			

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国	県			
2	「親の育ちが子の育ち」推進事業	幼稚園、小学校、中学校に家庭教育学級を開設し、家庭教育学級公開学習研修会やブロック別講演会を開催する。また、中央公民館に子育てサロンを開設する。			●	●	●	●	●	●	●			●			
3	私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業	満18歳未満から数えて第3子以降の子どもが私立幼稚園に就園し、就園奨励費補助金の対象となる保護者に対して、保育料等の軽減を図るため補助を行う。					●	●	●	●	●	●	●	●			
4	甌島地区市内高校入学祝金事業	甌島の中学校から本市内の高等学校へ進学する者へ経済的支援を行うことにより、本土との格差是正と定住化促進を図る。			●	●	●	●	●	●					●		H25年度から、「離島高校生修学支援事業」を実施している。
5	小中一貫教育推進事業	市内全中学校区で連携型小中一貫教育を推進している。「6・3制」に「4・3・2制」を生かす交流活動、「ふるさと・コミュニケーション科」、「小学校英語活動」の三つの柱で展開している。他校区の取組を自校区に生かすために、平成22年度から輪番で実践発表会を開催している。						●	●	●	●	●	●		●		
6	小中一貫教育推進事業(施設整備)	小中一貫教育を効果的に推進するための施設整備を実施する。									●	●	●		●	●	
7	薩摩川内元気塾	本市小・中学校の児童生徒及び保護者や地域住民を対象として開催している。本市14校区の推進委員会が企画・運営にあたり、子どもたちが様々な人の生き方、考え方に学びながら、夢や希望をもつ機会とする。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
8	甌アイランドウォッチング事業	本土区域小学校の第4学年(複式校は第3学年を含む)の児童を対象に、一日遠足等を活用し、甌島を訪問し、学術的にも価値のある豊かで美しい自然や、伝統文化にふれることにより、甌島の特色と本市の全体像を体感し、ふるさと薩摩川内をより深く理解する学習の機会を創出する。							●	●	●	●	●		●		
9	こしきアイランドキャンパス事業	甌島を大学等の学外活動の場として提供し、甌島の市民も参加した公開講座等や実施した内容を地域に還元し、甌島地域の活性化につなげるとともに、交流人口の拡大を図る。				●	●	●	●	●	●				●		事業見直しによりH26年度から廃止
10	英語力向上プラン事業	市内全中学生の英語検定受検料を負担し、保護者負担を軽減するとともに、積極的な検定受検を促す。 甌島地域からの県、地区大会及び甌島地域で開催する英語暗唱大会への出場者の保護者負担を軽減する。 少年自然の家を会場に、市内全域の児童生徒のうち希望する者を対象とした宿泊研修会を実施し、外部講師や外国語指導助手等による集中的な英語力向上のためのプログラムに従った研修を行う。		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
11	新市交流「春夏秋冬」事業	甌島各地域と本土の各地域の理解を深めるため、新市内の交流を行う。子どもの交流を基本とし、大人も交流する。	●	●	●	●	●								●		H21年度で、当初の目的を達成したことにより完結

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般			
12	青少年フレッシュ体験事業	未来を担う薩摩川内市の青少年に、未知の体験、違う土地の人との交流を通し若い人材を育成する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●			H23年度は北海道ニセコ町児童生徒を本市に受入れ、H24年度は本市からニセコ町へ児童生徒を派遣し、相互交流事業として継続中
13	甌島地域青少年等交流事業	甌島地域の青少年等交流事業を実施する。 (1) スポーツ交流事業 (2) 新市交流事業 (3) 県外交流事業		●										●	●		国の制度改正により廃止
14	全国離島交流中学生野球大会	「全国離島交流中学生野球大会」に甌島の中学生が参加する。					●	●	●	●	●				●		H26年度は人数が集まらず中止
15	友好都市締結 20 周年記念事業	本市と中国江蘇省常熟市は、旧川内市時代を含めて今年友好都市締結 20 周年を迎えることを記念し、文化・スポーツ・経済等の各分野で両市市民の交流を行うため、記念事業や交流事業を行う。							●						●		
16	友好都市締結記念事業	本市と韓国慶尚南道昌寧郡は、民間交流による友好関係をさらに推進するため、平等、互恵の原則に基づき、文化、教育、経済、観光など幅広い分野における交流を推進する。													●		友好都市協定締結日 平成 24 年 5 月 16 日
17	国際交流事業	市民参加の国際交流活動を推進するとともに、友好都市との相互交流の充実を図る。													●	●	友好都市交流事業 行政間交流 青少年スポーツ等交流 民間交流

エ 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般			
1	市民サポーター導入事業	災害対策時における詰所要員業務の補助として、市民サポーターを確保する。			●	●	●	●	●	●	●			●			H21年度から「防災サポーター」へ名称変更
2	防災行政無線デジタル化整備事業	本庁から市内全域に対し、一斉・地区選択などを可能とする防災行政放送を屋外・屋内でにおいて聴くことができる環境の整備を図る。			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		国県補助はH20年度のみ
3	自主防災組織防災用品整備事業	災害時に避難よびかけ等を行う際の安全確保を図るために、ヘルメット及びジャンパーを自主防災組織の会長、副会長等へ配布する。									●			●			
4	防災マップ作成事業	災害が発生した場合に危険を回避するため、危険箇所、標高値や、避難場所の情報をお知らせし、防災意識の向上や、被害の軽減の行動に役立つよう防災マップ及び津波ハザードマップ作成する。								●							
5	津波看板設置事業	東日本大震災の津波による大規模災害を受け、市民に海拔などを認識していただくとともに、いざという時の避難行動に結びつけていただくために、公共施設や地区コミュニティセンターのほか、通行人の目に付きやすい電柱など市内324箇所に津波看板を設置する。								●							
6	防災サポーター育成事業	災害対策詰所 58 箇所に防災サポーターを配置し、防災意識の向上と実践的知識と技術を習得することを目的に毎年、標記研修会を開催する。また、合わせて防災士の資格取得も実施する。								●	●	●	●				
7	原子力防災等訪問事業	薩摩川内市地域防災計画原子力災害対策編に定める、避難経路や避難場所の周知、原子力災害が発生した際の避難のあり方、避難方法の説明及び、避難先等の把握を行う。 併せて、防災行政無線の個別受信機の維持管理の周知を行い、市民の安全・安心を図る。										●	●	●	●		H25年度：鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及び一般財源 H26年度：一般財源
8	原子力防災対策事業	原子力事故に備えるため、市内の医療機関、社会福祉施設学校、企業等における原子力防災マニュアルの作成を実施する。										●	●				一部実施
9	原子力災害対策施設等整備事業	原子力緊急事態において、即時避難等が困難で、一定期間その場に留まらざるを得ないことが想定される災害時要援護者等が避難する施設に放射線防護機能を付加し、一時的な屋内退避施設の確保を図る。 非常用発電装置、放射性物質除去フィルター設置等空調設備、気密陽圧化工事等										●	●	●	●		要援護者等屋内避難施設確保事業補助金
10	消防団サポーター登録事業	消防団OB等を活用した災害現場応援部隊の構築を念頭に、消防団サポーター登録を実施する。				●	●	●						●			
11	ゴールド集落呼びかけ事業	ゴールド集落81地区の住民を対象に消防団員が定期的に声かけや広報を行う。					●	●						●			
12	消防庁舎等建設事業	老朽化等に伴い各種活動に支障をきたしていた消防本部・中央消防署を新築し、大規模災害時にも迅速に対応できる災害対応能力の向上と消防・救急体制の充実強化を図る。	●	●						●	●	●	●	●		●	国県補助はH23年度のみ

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考	
			H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	国県	一般			
13	消防通信指令センター総合整備事業	高機能消防指令センターの更新及び、消防救急無線のデジタル化に伴う基地局等を一体的に整備し、消防・救急体制の強化を図る。									●	●	●			●	特例債は H24 年度のみ
14	住宅用火災警報器普及啓発事業	住宅を訪問し、住宅用火災警報器の設置促進を図る。					●	●	●						●		鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業
15	防火指導訪問事業	ゴールド集落及び独居世帯、老々世帯への防火指導を目的とした訪問を実施する。									●	●	●	●	●		鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業 H26 年度から一般財源のみ
16	地域防災リーダー養成事業	自助・共助による地域防災力の向上と防災意識の高揚を図るため、地域における防災リーダーを養成するための講座を開催する。					●	●								●	
17	安全・安心まちづくり推進事業	地区コミュニティ協議会や防犯ボランティア団体等と協調・連携した安全・安心まちづくりを推進するために備品や各種防犯用品を購入し、貸与する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		H24 年度から一般財源のみ
18	新入学児童防犯対策事業	新小学1年生を対象に、交通安全、犯罪被害防止のため、防犯ブザー、帽子(黄色)、ランドセルカバー(黄色)を配布する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
19	危険廃屋等解体撤去促進事業	適切な管理が行われていない危険廃屋等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的に、当該危険廃屋等を解体撤去する者に対して、補助する。												●		●	
20	地球にやさしい環境整備事業	地球温暖化対策として、住宅用太陽光発電設備等を導入する市民に対し、導入経費の一部を補助することにより、創エネ・蓄エネ・省エネを促進し、地球にやさしい環境整備と環境保全意識の向上を図る。							●	●	●	●				●	
21	総合運動公園防災機能強化事業	総合運動公園を再生可能エネルギー等による独立電源等(太陽光発電・蓄電池等)を活用して「防災機能強化」を図り、本市の次世代エネルギー推進のモデルとして整備する。									●	●	●			●	
22	次世代エネルギー事業推進補助事業	市内において土地・建物の賃借を含む取得等により、次世代エネルギー発電事業を主たる業務として行う事業者の初期投資を軽減し、発電施設の導入促進を図る。											●			●	
23	甑島EVレンタカー導入実証事業	甑島のエコアイランド化の実現を目指し、本市特有の観光スタイルの創出と育成を図るとともに、活用の可能性を追求するためEV(電気自動車)レンタカーを導入し、各種データ等の収集を行う。										●	●			●	
24	超小型モビリティ導入実証事業	甑島に超小型モビリティを導入し、市、レンタカー業者、地区コミ、市民モニター等による実証実験を通じて、エコアイランド化に向け、走行距離や位置情報等の各種データの収集を行う。										●	●	●	●		

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考				
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国	県						
25	電気自動車充電インフラ整備事業	今後の電気自動車の普及拡大につなげるため、大きな障害となっている充電インフラについて、本市が主体となり市庁舎や交通結節点等に充電インフラ整備を行う。													●	●	●			
26	小鷹小水力発電設備見学施設整備事業	本市と日本工営㈱と共同で実施している「小鷹井堰地点らせん水車導入実証事業」の小水力発電の整備に合わせて見学施設等を整備し、観光や教育の場としての活用を図る。														●	●			
27	スマートハウス（モデル）実証事業	次世代エネルギーに関する具体的な施設・設備等を市民等に提示し、意識啓発や導入促進を図るため、エネルギーの使い方にも配慮した生活様式の確立に向けたスマートハウスを建設し、見学者や短期滞在者に対し創蓄省エネルギーの体感等の実証を行う。												●	●		●			
28	川内駅ゼロエミッション化検討事業	エネルギーのまち薩摩川内市のランドマークとして、エネルギーの地産地消を実現し、CO2排出をゼロとする「ゼロエミッション川内駅」の整備や市民及び観光客に対する憩いの場の空間づくりを検討するための調査を実施する。													●	●	●	●		【H26年度拡充】川内駅ゼロエミッション化（低炭素化）実証29事業
29	スマートグリッド実証実験：見守りサービス実証事業	スマートグリッド実証実験で構築されたネットワークを利用し、付加価値サービスとして、見える化端末等を使った高齢者見守りサービスの実証実験を行う。														●	●			
30	LED街路灯導入事業	次世代エネルギービジョン策定時のアンケート調査の「困りごと」において、「街灯が少なく夜が暗い」が第1位であったことを踏まえ、新規のLED街路灯を設置するとともに、市内企業との連携により地元企業育成を図る。														●	●			
31	甌島地域可燃ごみ島外搬出事業	甌島地域の可燃ごみを川内クリーンセンターに搬送する。													●	●	●			

オ 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考				
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国	県						
1	就業（第1次産業）定着支援事業	就業前、兼業又は後継者として従事経験がある者が、他産業から第1次産業に就業する際、機械・施設の導入に対して助成を行い、就業定着による地場産業の活性化を図る。														●	●	●		3ヵ年（25～27年度）計画の事業 農政課・畜産課・林務水産課

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般				
2	青年就農給付金事業	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して年150万円を最長5年間を限度として経営が軌道に乗るまでの間支援する。												●	●	●		農政課・畜産課
3	産地農業活性化支援事業	農家所得の向上を図るため、56歳以上の専業農家を対象に、施設整備、機械の導入に係る経費を補助する。								●	●	●	●			●		農政課・畜産課
4	ゴールド集落耕作放棄地解消事業	魅力あるゴールド集落の景観形成の育成を図るため、ゴールド集落の耕作放棄地の草払い・耕起作業を行い、景観作業の植え付けを行う。						●								●		
5	六次産業化推進事業	農林漁業の六次産業化を促進するため、条例の制定及び基本計画の策定等を行い、これらをもとに、意識啓発及び人材育成のためのシンポジウム、講習会、相談会等を実施する。											●	●		●		主要施策については、林業・水産業も含む。
6	蹄疫対策等埋却地確保事業	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が発生した場合の埋却地を確保するため、調査員を雇用し、候補地の調査等を行う。								●					●		●	
7	自給飼料増産対策水田活用モデル事業	飼料用稲(WCS)を水稻農家と畜産農家が連携して栽培・収穫し、作業の効率化と自給飼料の確保を推進するためのモデル団地設置を補助する。								●	●	●				●	●	
8	こしき地域生産農家支援事業	甌島地域の肉用牛生産農家において、肉用牛の増頭改良等を促進することで、厳しい農家経営の所得向上を図るための経費を補助する。								●	●	●	●			●	●	
9	飼料専用イネ実証展示圃場設置事業	飼料専用イネ栽培農家に飼料専用イネの有利性を理解してもらうために、各地域に実証展示圃場を設置し、飼料専用イネの特性を実証することで、飼料専用イネの普及定着を図る。													●		●	
10	甌島水産加工事業	甌島漁協が取り組んでいる水産加工において商品開発、販路拡大等を支援する。									●	●	●	●	●			
11	中心市街地空き店舗活用事業	中心市街地の空き店舗の有効な活用により、商店街の新たな魅力づくりとサービスの提供を行うとともに、空き店舗解消による中心市街地の活性化を図る。				●	●	●	●							●		H24年度からテナントミックス事業へ事業転換
12	中心市街地テナントミックス支援事業	中心市街地の空店舗を活用し商業を新たに開始するものに対し、空店舗を貸し付けることにより、中心市街地の活性化を図る。									●	●	●			●		
13	買物不便地域支援モデル事業	ゴールド集落等買物不便地域を対象に、移動販売車で食料品等の販売を行い、買物弱者支援を図る。										●	●	●		●		モデル事業として川内地域のみ実施 H24年度のみ歳出あり
14	提案公募型プレミアム事業	川内原子力発電所運停止に伴い、経済的影響を受けている地域、業種に対する経済対策として、各団体や商店街等が実施するプレミアム事業の一部を補助するもの。										●	●	●		●		
15	まちなかにぎわい支援事業	『食』をテーマとした定期的なイベントを開催することにより、中心市街地の賑わいの創出を図る。											●	●	●	●		H25 国の緊急雇用対応事業

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般			
16	中小企業元気づくり補助事業	中小企業の事業の活性化、経営の安定化を図るため社員研修、宣伝活動にかかる経費の一部に対する補助を行う。						●	●	●	●	●			●		
17	再就職サポート事業	ハローワークと共同で再就職支援のための窓口を設置し、求職者に情報提供やカウンセリング等を行ない再就職支援に関する総合的な支援を行う。					●	●	●	●					●		
18	いむた池バス運行事業	2005年に九州で初めてラムサール条約に登録された湿地であるいむた池に川内駅からゴールデンウィーク前後の一定期間バスを運行し、観光の振興を図る。			●	●	●	●	●						●		
19	市内旅行パック造成事業	薩摩川内市が誕生し、各地域の観光素材を結んだ観光ルート等を構築しているが、具体的に観光バスによる旅行商品を造成し、実施する。			●	●									●		H20年度で終了したが、実施区域を拡大し、現在「広域観光ルート開発事業」としてH21・H22年度実施
20	ツーリズム推進活動事業	全国的に広がりつつあるツーリズム（体験・滞在型）観光を推進するため、受入体制の整備やPR活動を行なう。 (1) グリーン・ツーリズム（本土地域） 修学旅行生の受入、体験農家登録の推進、プロモーション活動を行う。 (2) ブルー・ツーリズム（甑島地域） 甑島体験プログラムの構築、受入体制の強化・充実、観光ボランティアガイドの養成、プロモーション活動を行う。			●	●	●	●	●	●	●	●			●		
21	「薩摩川内えびそード100」作成事業	九州新幹線全線開業に向けて、さらなる観光客の誘致促進を図るため、“なるほど”と思える観光情報を集約した100選（「薩摩川内えびそード100」）を作成し、あらためて観光資源の再認識を図るとともに、県内外へ情報発信する。				●	●							●	●		作成業務は完了したが、書籍は市内書店等で販売中 H26年度で、改訂版を作成発売
22	エコプロジェクト「海辺の学校inこしき」事業	甑島の海洋資源を活用したエコプロジェクトを開催し、甑島の「海辺」からエコ活動のPR、情報発信を積極的に行い、地球にやさしい環境づくりを推進する。併せて、地域の活性化及び交流人口の拡大を図るとともに地域一体感の醸成、交流に係る受入体制づくりを促進する。					●	●	●	●	●	●	●	●	●		継続実施中（H22年度は中止）
23	薩摩川内スピリッツ・きやんせ博覧会事業	九州新幹線全線開業を契機として、市民総出の地域ツーリズムの構築を目指すため、当該事業を実施する薩摩川内市観光協会へ事業費の一部を補助する。						●	●	●	●	●			●		H25から（株）観光物産協会へ業務委託
24	シティセールスサポーター事業	市民ぐるみのシティセールスを展開するため、対外的に市の魅力や出来事のPR活動をそれぞれのできる範囲で紹介、発信等していただく、「シティセールスサポーター」の活動支援を行う。						●	●	●	●	●			●		

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般				
25	旅行商品造成支援事業	市への観光客誘致促進を図るため、旅行エージェント等が造成する旅行商品のうち、観光PRにとって効果が高いと認められた旅行商品に対して助成する。									●	●	●	●		●		
26	ぽっちゃん計画プロジェクト事業	地域のテーマに沿った観光・物産に関する商品開発や販路拡大及び人材育成を目指す地域に根ざしたプロジェクト事業。第2期からは、地域おこし協力隊事業を活用する。									●	●	●	●	●	●		第1期：H23～H24 第2期：H25～
27	イベント・コンベンション誘致事業	観光宿泊者数の増加を図るためにスポーツ、教育、文化、福祉等に係る各種イベント、大会、研修会等の主催者に対して、助成する。										●	●	●		●		H26年度末で事業終了

カ 都市力を創出するまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般			
1	定住促進補助金交付事業	定住促進に繋げる以下の補助金を交付する。 (1) 定住住宅取得補助金 (2) 新幹線通勤定期購入補助金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		H26年度から第4期制度を開始
2	定住支援センター事業	定住に関する情報の発信や問合せについて一元化したサービスを提供し、定住促進施策を推進する。			●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
3	北部循環バス運行事業	川内地域診療所の運営方針の変更に伴い、湯田・西方地区及び城上・吉川地区の診療機会の確保及び交通不便地域の利便性を図る。			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		国県財源（H24年度～）
4	入来地域デマンド交通（事前予約型乗合タクシー）運行事業	入来地域において、デマンド交通（事前予約型乗合タクシー）の実証運行を実施することにより、空バスの発生の抑制、交通空白地の解消及びより質の高い住民サービスの提供を図る。							●	●	●	●	●	●	●		国県財源（～H25年度） 一般財源（H26年度～）
5	市内横断シャトルバス運行事業	本市支所地域のコミュニティバスと接続する連絡バスを運行し、住民・観光客等の利便性向上につなげることと、中心市街地への移手段の確保と強化を図る。						●	●	●	●	●	●	●	●		
6	廃止代替路線運行事業	いわさきバスネットワーク㈱が市内路線からの撤退を表明したため、交通空白地の発生を防止し、住民のサービスの低下を招かないため、既存路線（高江・土川線、南部循環線、串木野新港線）の維持を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
7	自動車運送事業民営化移行事業	甑島における自動車運送事業について、民営化へ向けた移行作業を行う。													●		H24年3月に自動車運送事業を廃止し、4月から甑島地域コミュニティバスとして運行開始

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般				
8	ボンネットバスを活用した定期観光バス運行事業	九州新幹線全線開業に合わせ、ボンネットバスを使用した定期観光バスを運行し、本市への観光客の誘客、観光ポイントへの交通機関の確保及び観光客の利便性向上を図る。									●	●	●	●		●		
9	地区コミ・デマンド運行モデル事業	地区コミュニティ協議会がデマンド交通を運行する場合に、その経費の一部を補助する。									●	●	●	●		●		H27年度から「地区コミ・デマンド運行事業」に変更
10	甑島地域コミュニティバス等運行事業	甑島地域において市営バスを廃止し、平成24年4月からコミュニティバス等を運行委託し、交通の空白・不便地域の解消を行いながら、市民及び観光客の交通移動手段の確保及び利便性の向上を図る。										●	●	●	●	●		
11	川内港シャトルバス運行事業	高速船が川内港に就航することに伴い、川内駅～川内港ターミナルにおいてシャトルバスを運行し、市民及び観光客の移動手段の確保及び交通利便性の向上を図る。												●	●	●		国県財源（H26年度～）
12	川内甑島航路開設事業	川内甑島航路開設に係る新高速船建造及び川内港待合所に関する整備を図る。											●	●		●	●	平成26年4月2日 高速船甑島就航 川内甑島航路の開設
13	ブロードバンド・ゼロ地域解消事業	ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るため、新たにブロードバンドサービスを提供するために必要な施設整備を行う電気通信事業者を補助する。					●								●	●		事業は、1年で完結したが、これにより、ゼロ地域の解消を拡大した。
14	電波遮へい対策事業	地上デジタル放送を受信する共聴施設の整備及び改修費の一部を補助し、地上デジタル放送への円滑な移行を促進するとともに、新たな難視地区の解消を図る。					●	●	●	●	●				●	●		H25年度で完結した。
15	統合型GIS公開システム構築事業	市民に提供する行政情報の一層の充実を図るための統合型GIS公開用システムの構築を行う。					●								●	●	●	構築事業は、1年で完結したが、サービスは継続して提供中
16	ホームページ改修事業	ホームページの改修を行い、スムーズな閲覧とより多くの情報提供を可能とする。			●										●	●	●	改修事業は、1年で完結したが、サービスについては、現在も継続して提供中

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般				
17	施設予約システム導入事業	新システムを導入し、各支所の公共施設の予約を可能とし、インターネット及び携帯電話からの予約がスムーズに行えるようにする。			●										●	●	●	システム導入については、1年で完結したが、サービスについては、現在も継続して提供中
18	住基カード無料交付事業	住基カードの普及促進を図るため、住基カードの交付を無料化する。					●	●								●		現在、無料交付は行っていない。
19	各種証明書自動交付機等設置事業	市民サービスの質の向上を図るため、本庁、各支所等において各種証明書自動交付機及び簡易型証明発行機を設置する。	●	●	●	●	●	●	●						●	●		5台設置で完結 平成25年3月9日からコンビニ交付を開始したため、平成25年12月27日で廃止
20	下甌移動連絡車整備事業（更新）	市民サービスの質の向上を図るため、下甌地区において移動連絡車を整備する。			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		移動連絡車は継続運用中
21	コンビニ交付事業	全国のマルチコピー機設置店舗のコンビニエンスストアにおいて住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部・一部事項証明書、所得課税証明書を発行する。														●		平成25年3月9日からコンビニ交付を開始した 取得可能なコンビニ店舗 セブンイレブン・ローソン・サークルKサンクス・ファミリーマート
22	総合支援型窓口システム導入事業	総合支援型窓口システムを導入し、窓口情報を共有化することで、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。										●						本庁：平成25年2月15日稼働 支所：平成25年3月1日稼働
23	公衆無線LAN（フリースポット）整備事業	市民や観光客の利便性の向上を図るため、支所・公共施設等に個人所有の携帯電話やインターネットが利用できる公衆無線LANスポットを整備する。										●	●		●			

キ みんなで進める市民参画のまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般				
1	市政モニター事業	広く市民の声や地域の意見・提案を市政に反映させるために市政モニター制度を設置する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
2	市民便利帳作成業務	市役所の組織・業務などを1冊にまとめた市民便利帳を作成する。市民が必要とする情報を掲載する。			●							●	●				●	他の事業と重複があったため、H25年度の発行を最後に廃止した。
3	花いっぱいまちづくり推進事業	「花いっぱい」を合言葉に、市民の心をひとつにし、市民・地域・各種団体・学校等が一体となって市内を花いっぱいにより、元気と活力を取り戻すとともに、おもてなしの創出を行うため推進プラン策定など推進事業を行う。											●	●		●		

ク 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度										財源		特例債	備考		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	国県	一般				
1	補助金見直し検討事業	現行補助金の審査・評価、及び条例・規則・要綱等の新制度の設計、並びに新制度における補助金の選定について、外部委託により検討会を組織し補助金見直しを行う。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			現行補助金の審査・評価はH25年度から行政改革推進委員会で行うことになった。
2	窓口時間延長事業	3月、4月の繁忙期における窓口時間の延長及び土日の開庁サービスに関する事業を実施する。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			毎年度実施中
3	証明書割引事業	市民サービスの質の向上と窓口混雑の解消を図るため、住基カードを利用することで証明書1通につき50円の割引を行う。				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			毎年度実施中
4	コンビニ収納導入事業	市税等の納めやすい環境整備を図ることにより市民サービスの向上に繋げるため、コンビニエンスストアでの市税等の収納（コンビニ収納）を導入する。					●	●								●		H22年度から市税等のコンビニ収納を実施
5	公用車EV（電気自動車）導入事業	電気自動車の普及及び「エネルギーのまち」を積極的にPRするため、電気自動車を公用車としてリース方式により導入する。											●	●	●			公用車EV（電気自動車）導入事業
6	社会保障・税番号制度整備事業（マイナンバー制度導入）	個人・法人を特定できる個人番号を個人・法人ごとに付番し、複数の機関に存在する情報を確認することにより、社会保障・税分野の透明性・効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現をはかるための制度（基盤）を整備する。											●	●	●			

(3) 合併協定に係る未調整事項

合併協定の協定項目（46項目）は、さらに細かく区分（細項目）すると、364細項目に上りました。これらについては、それぞれ、「合併までに」、「合併時に」、「速やかに」、「当分の間」など、調整方針が定められていました。そのほとんどは、合併時に調整されました（調整済み：277細項目）が、新市に移行後に調整するなど、合併当初では未調整だった合併協定に係る未調整事項（以下、「合併未調整事項」という。）もありました。

この合併未調整事項は、合併時には87細項目ありましたが、合併以降、概ね順調に調整が進み、平成22年11月現在で、残り7細項目となりました。平成27年3月現在では、4細項目が未調整細項目なっていますが、温泉施設開発計画については平成27年4月に、防災行政無線（移動系）については平成27年5月に、調整・関連事業が終了しました。【表3-1、2】

残る2項目についても、各主管課の懸案事項として、調整に取り組んでいます【表4】。

【表3-1】合併未調整事項の調整状況

	未調整細項目数
平成16年10月現在	87細項目
平成17年1月現在	62細項目
平成18年1月現在	35細項目
平成19年1月現在	18細項目
平成20年1月現在	13細項目
平成22年11月現在	7細項目
平成23年11月現在	5細項目
平成24年11月現在	5細項目
平成25年11月現在	5細項目
平成26年11月現在	5細項目
平成27年3月現在	4細項目

【表3-2】合併未調整事項の調整状況

合併協定項目番号 及び協定項目	合併時の未調整事項等	調整年度											調整中	備考				
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26						
4	新市の事務所の位置	1	将来本庁検討					●									検討を中断	
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	2	選挙区設置	●														
8	地方税の取扱い	3	入湯税の充当	●														
		4	納税組合補助金	●														
18	慣行の取扱い	5	市章等制定（市章・市民憲章・市木・花・鳥・魚）	●													H16 策定	
			市章等制定（市民歌）			●											H18 方針決定、H22 制定	
		6	宣言（男女共同参画宣言）	●														H17.4 宣言
19	国民健康保険事業の取扱い	7	国保各種検診調整	●														
20	介護保険事業の取扱い	8	介護保険料	●													H18 料金統一	
21	消防団の取扱い	9	消防団無線	●														
23-1	男女共同参画事業	10	男女共同参画基本計画	●													H18.3 策定	
23-2	友好都市・国際交流事業	11	薩摩川内市国際交流協会	●														
23-5	消防防災関係事業	12	地域防災計画策定	●													H17.3 策定	
		13	防災行政無線（同報系）					●										
		14	防災行政無線（移動系）												●		H27.5 完了	
		15	原子力防災計画策定	●														H17.3 策定
		16	消防施設整備計画		●													
		17	防犯組合連合会	●														
23-6	交通関係事業	18	巡回バス等調整			●											H18 料金100円統一	
		19	均一運賃バス事業等新制度検討			●												H18 料金100円統一

合併協定項目番号及び協定項目		合併時の未調整事項等	調整年度												調整中	備考			
			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26						
23-8	保健衛生事業	20 無料巡回診療	●																
		21 食生活協議会	●																
		22 健康づくり推進員協議会	●																
		23 三者医療協議会等調整		●															
		24 基本健康審査等検診体制・項目等	●																
		25 集団乳幼児健康審査の実施方法等	●																
		26 個別検診内容等	●																
		27 乳幼児歯科健康審査健診体制等	●																
		28 予防事業委託料	●																
23-9	環境衛生事業（その1・その2）	29 衛生自治団体連合会組織		●															
		30 環境基本計画				●											H19.8 策定		
		31 し尿手数料	●																
		32 西薩環境センター対策委員会運営補助金	●																
		33 一般廃棄物処理計画（基本計画）			●													H18.10 策定	
		34 川内クリーンセンター地元連絡調整	●																
		35 川内クリーンセンター地域振興補助金	●																
36 一般家庭用ごみ袋販売委託		●																	
23-10	障害者福祉事業	37 障害者関係団体統合等			●												H18 統合		
23-11	高齢者福祉事業	38 生きがい活動支援通所事業		●													H18 廃止		
		39 いきいき100歳の店運営事業		●															
		40 配食サービス			●														
		41 老人健康教育事業		●														H16 廃止	
		42 緊急通報システム			●														
23-12	児童福祉事業	43 放課後児童クラブ補助		●															
		44 保育協議会補助金	●														H18 廃止		
		45 児童虐待防止協議会運営事業	●														H17 協議会設立		
23-14	その他の福祉事業	46 戦没者追悼式	●																
23-15	農林水産関係事業	47 地域農業マスタープラン策定			●												H18.6 策定		
		48 研修・加工センター管理			●												H18.9 指定管理導入		
		49 市町民農園管理			●												H18.9 指定管理導入		
		50 畜産関係利子補給事業融資機関契約	●																
		51 土地改良区補助				●												H19.12 統合	
		52 土地改良区統合				●												H19.12 統合	
		53 水産物卸売市場計画											●					H27.3 検討終了	
23-16	商工・観光関係事業	54 商工関係団体統合			●												H19.4 統合		
		55 ふるさと大使に関すること	●																
		56 観光イベント事業	●																
		57 観光施設の管理運営	●																
		58 観光船の管理運営	●																
		59 観光協会統合			●													H17.4 統合	
23-17	建設関係事業	60 観光関係団体統合		●															
23-18	上・下水道事業	61 区画整理事業計画等			●														
		62 上水・簡水事業会計	●																
		63 水道使用料									●							H23.4 統合	
		64 検針委託料・検針人				●													
		65 加入負担金									●							H23.4 統合	
		66 上水・簡水事業計画		●															
		67 下水道使用料			●														
		68 下水道負担金	●																
		69 温泉事業会計	●																
		70 公衆浴場料金	●															H17.4、H21.1 料金改定	
		71 分湯料金	●																
72 温泉施設開発計画													●			H27.4 完了			

合併協定項目番号 及び協定項目	合併時の未調整事項等	調整年度											調整中	備考		
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26				
23-19	学校教育事業	73 通学区域						●								小中学校再編基本方針に基づき検討
		74 各種通学助成													●	
		75 給食費・食材の購入方法・配送					●									H19 本土・甌で給食費統一
		76 幼稚園使用料					●									
		77 幼稚園保育時間等				●										
23-20	コミュニティ施策	78 地区・校区公民館等維持管理			●											
		79 基礎自治会集会所等維持管理												●		
		80 NPO・ボランティア活動（支援方針）		●												
23-21	社会教育事業	81 文化財保護管理		●												
		82 文化活動等	●													
		83 市町村民運動会	●													
		84 統合型スポーツクラブ	●													
23-23	その他事業	85 投票区					●									
		86 個人情報保護条例		●											H18.1 施行	
		87 入札参加資格			●										H18.7 入札参加資格決定	
	合計		32	21	16	5	5	0	1	2	0	0	1	4		

※ ●：調整が行われた年度

【表4】調整中2細項目の現状

合併協定項目番号 及び協定項目	細項目	H27.3 現在	備考
23-19	学校教育事業 各種通学助成	<ul style="list-style-type: none"> 「薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する基本方針」により、学校の統廃合等もあり、また、統廃合に伴うスクールバス等との兼ね合いも考慮しなければならない。 今後、新たな学校再編基本方針を策定することとしており、統廃合の動向を注視しながら、学校再編等に係る全体的な計画が帰結する時期を目処に、保護者の理解が得られるような制度について、慎重に検討を続けていく。 	
23-20	コミュニティ施策 基礎自治会集会所等維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 無償譲渡・無償貸付に向けて最終調整中である。なお、無償譲渡については、H28年度を目処に調整することとしている。 甌島地域の集会所については、地域性を考慮し、直営とすることで確認した。 PAZ圏内の10の施設については現状のままとした。 <p>※ 地区コミュニティ協議会の移転等もあり、65施設から68施設となり、無償譲渡・無償貸付については、甌島地域を除く19施設を対象として進めているところである。</p>	H28年度完結予定

2 地域の一体感醸成：地区コミュニティ協議会による地域社会づくり

離島を含む大型広域合併で誕生した本市では、従来からある自治会等の小規模で多種多様な地縁組織を包括する形で横の連携を図り、行政との連携協力を推進させるものとして、概ね小学校区の範囲をベースとした新たな住民自治組織「地区コミュニティ協議会」（以下、一部「地区コミ」という。）が設立されました。市では、各地区コミの活動拠点として「地区コミュニティセンター」を設置し、市嘱託員（コミュニティ主事）を1名派遣するとともに、組織・活動の基盤整備への補助金を交付しています。

また、地域活性化補助金を設けて各地区独自の主体的な取組を活発化させたり、専門技能を持った地区コミ登録ボランティアにより、地区コミが道路や公共施設の改修整備等を行う際には、市が材料費等の実費支給する（コミュニティマイスター制度）など、様々な支援制度を設けて、住民自治活動をサポートしています。

さらに各地区コミでは、住民の交流活動、生涯学習、季節の祭り、地区の防犯パトロール、地域を元気にして資金を生み出すコミュニティビジネスなど、住民自治による様々な活動が展開されるようになっています。

制度の導入経緯や取組の状況等については、以下のとおりです。

（1）地区コミュニティ協議会制度の導入

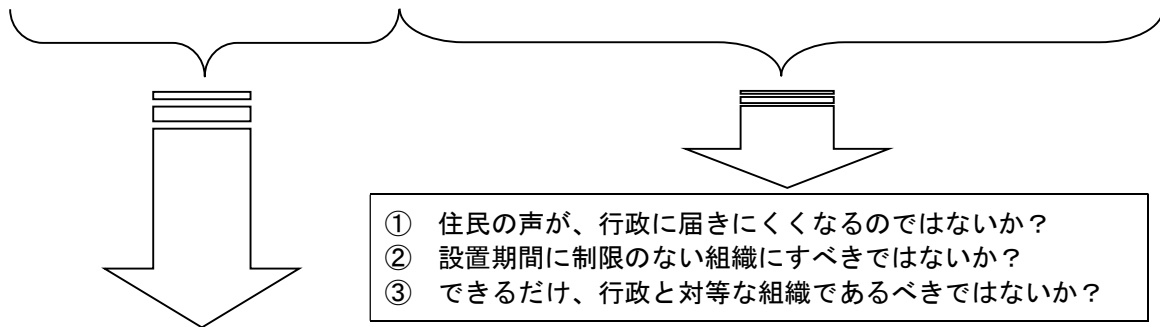
本市では、合併に際して、旧市町村を単位とした地域審議会や地域自治区の協議会方式を採用せず、旧市町村よりも設置単位が小さく、永続性を持ち、自己決定が出来る組織制度として、「地区コミュニティ協議会制度」を導入しました【表5】。地区コミュニティ協議会制度の導入に当たっては、川薩地区法定合併協議会事務局職員が、新たに地区分けした48地区すべてに説明を行いました。既存の仕組みや利害の枠組みを変えることになるため、自治会等の役員関係者などからは、疑問の声も一部に見られましたが、市側としては、これまでの住民の自治組織の機能統一を図り、広聴機能を充実させた新しい制度を構築するために、「新しい理想を持ったコミュニティを一緒に作ろう」と訴えて、市民の皆様への理解に繋げました。

本制度の導入により、旧市町村の地区・小学校区の範囲をベースに市を48の新たな「地区」に分け、平成17年4月、その各地区に「地区コミュニティ協議会」が設立されました。各地区には合併前から、住民の小規模な地縁組織（自治会・消防団・子供会・小中学校PTA・老人クラブ・地区体育協会・衛生自治団体・地区防犯協会・生涯学習振興会・女性団体等々（市全域で630以上））が多数活動していました。そうした地縁組織は、規模や活動内容などが多種多様で、行政との関わり方なども様々であったため、地区コミュニティ協議会は、多くの地縁組織を包括して横の連携を図り、行政との連携協力を推進させるものとししました【参考5】。

また、平成20年には、本市の自治の基本を定める最高規範として薩摩川内市自治基本条例を制定しました。本条例は、市民や市議会、市の責務等を明らかにするとともに、情報の共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目指しています。この中で、地区コミの活動やまちづくりに取り組むことを規定しており、地区コミュニティ制度や地区コミ等の活動を施策的にも担保しています。

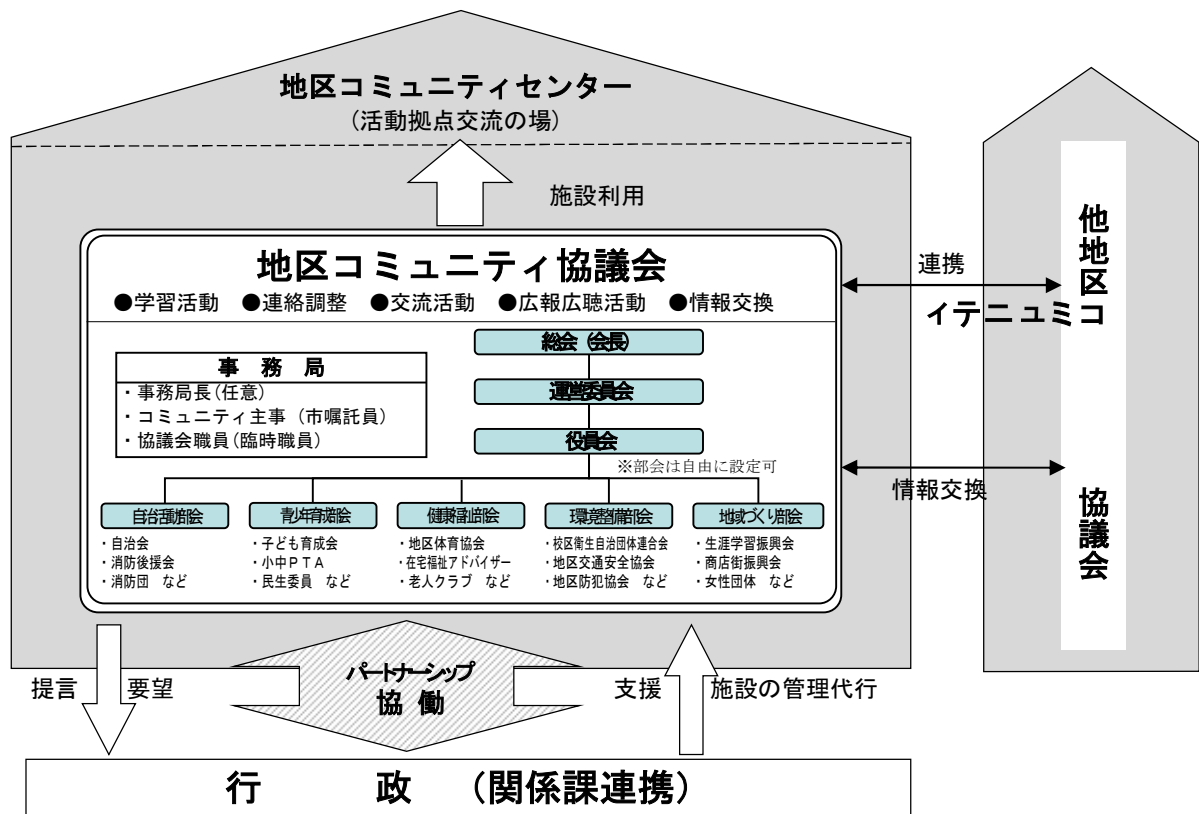
【表5】各種協議会方式の比較

項目	(1) 地区コミュニティ協議会	(2) 地域審議会	(3) 地域自治区
根拠	・ 根拠なし（平成20年に自治基本条例制定）	・ 市町村の合併の特例に関する法律	・ 改正地方自治法 ・ 改正市町村の合併の特例に関する法律
単位	校区・地区	合併前の市町村	合併前の市町村
期間	制限なし	概ね5年から10年	一定期間（4年）
役割	① あらゆる分野の地区自治活動の推進 ② 地区の課題についての解決策・将来像の検討・実践 ③ 行政への意見・要望の取りまとめ ④ 地区生涯学習活動・地区伝統芸能継承保存活動の活性化	① 新市建設計画に関すること ② 必要に応じて市長に意見を述べること。	※ 行政区タイプと特別公共団体タイプがある。



地区コミュニティ協議会制度の導入

【参考5】「地区コミュニティ協議会」制度のイメージ



(2) 地区振興計画の策定

市は、平成16年10月、新たにコミュニティ課を設置するとともに地区コミ担当の専従職員（36人）を配置し、各地区コミュニティ協議会の特性に則した「地区振興計画」の策定をサポートしました。地区振興計画は、地区住民自身の手で策定する計画です。その策定には、市が作成した策定マニュアルが参考にされたものの、各計画の策定過程や内容は、各地区の裁量で行われました。

その結果、地区コミ発足から半年後、合併から1年目の平成17年10月に、48地区すべてにおいて、各地区の特性に合わせた地区振興計画の策定が完了しました【表6】。

地区振興計画の目標期間は、平成17年度から21年度までの5年間とし、全48地区で約3,000事業（活動）が盛り込まれました。主な事業は、防災・防犯、健康福祉、教育文化、産業、環境衛生などの計画のほか、地区コミによっては、定住促進、観光交流や地区の産品ブランド開発など、独自の新規事業への取組も盛り込まれました。

なお、平成21年度には第2期を、平成25年度には第3期を、各地区に地区振興計画改定支援員（市職員）を配置して各地区の地区振興計画の策定支援を行い、各地区振興計画の内容を自治基本条例に基づき総合計画へ反映させました。これらにより、地区住民による自治活動を総合計画により補完、調整しています。

【表6】地区コミュニティ協議会発足・地区振興計画策定までの経緯

時期	段階	地区コミ	各合併協議会、薩摩川内市の取組
H14. 10	川西薩地区任意合併協議会発足		・ 協議会事務局に、コミュニティ政策調査研究プロジェクトチームを設置
H14. 12	川西薩地区法定合併協議会発足		・ 協議会事務局に、新市まちづくり計画の素案を検討するまちづくりプロジェクト会議を設置し、下部組織としてコミュニティ部会を設置
H15. 7	川薩地区合併協議会発足		・ 協議会事務局に、関係市町村の自治振興担当課長と事務局職員で構成する地区コミュニティ調整会議を設置
H15. 8	まちづくり広聴会開催		・ 地区コミュニティ協議会制度を含めた新市まちづくり計画原案の意見広聴会の開催（52会場2、685人参加）
H15. 12	新市まちづくり計画決定		・ 地区コミュニティ協議会制度を含めた新市まちづくり計画の決定
H16. 1	住民説明会開催		・ 地区コミュニティ協議会制度を含めた新市まちづくり計画及び合併協定内容の説明（62会場3、497人参加）
H16. 2	合併協定調印		
H16. 4	廃置分合申請		
H16. 6	知事決定		
H16. 7	大臣告示		・ 校区・地区への制度説明会開催
H16. 8		地区コミ発足準備組織発足	
H16. 10	薩摩川内市誕生		・ コミュニティ課設置（地区コミ担当者36人配置） ・ コミュニティセンターに常駐するコミュニティ主事（48人）の発令 ・ 計画策定マニュアルの策定
H17. 4		48地区コミュニティ協議会発足	・ 地区振興計画策定のサポート開始
H17. 10		地区振興計画の策定	

(3) 地区コミュニティ協議会の活動

各地区コミがそれぞれ取り組んでいる個性あふれる主な活動は、以下のとおりです。

ア 各地区コミュニティ協議会活動

(ア) 主な主催事業

48地区すべてにおいて、各地区の特色を生かした様々な活性化事業を実施し、コミュニティ活動の充実を図られています。

(イ) コミュニティビジネス関係

一部の地区コミにおいては、地元で生産・加工した商品を販売する事業に取り組んでいます。この取組は、経済的な利潤を得るだけでなく、参加住民の生きがいや交流の場となっており、地域の活性化に繋がっています。

地域	地区コミ名	内容
川内	峰山地区	焼酎「柳山高柳」販売、レストラン「柳山」
	滄浪地区	ラッキョウ栽培 干しとかし事業（立網漁の体験）
	寄田地区	焼酎「天狗鼻」販売
	湯田地区	黒米酢、赤米酢販売
樋脇	野下地区	木炭販売
	倉野地区	倉野豆腐販売
入来	清色地区	EM菌販売、お菓子
	大馬越地区	しそジュース「しそっぷ物語」、とうふ、味噌販売
東郷	藤川地区	ゆべし、ふくれがし、プリン、こんにゃく販売
下甌	青瀬地区	椿油製造、販売
鹿島	鹿島地区	とさかのり、天草販売

イ 各種表彰

地区コミの取組に対して、各種団体から様々な表彰がされています。

年度	地域	地区コミ名	表彰内容
17	東郷	斧洲地区	河川愛護表彰（県知事）
18	川内	峰山地区	小さな親切運動「全国コスモス作戦賞」
20	樋脇	倉野地区	鹿児島県共生・協働の農村づくり運動推進協議会
21	入来	大馬越地区	鹿児島県共生・協働の農村づくり運動推進協議会「会長賞」
			豊かなむらづくり全国表彰事業「九州農政局長賞」
			あしたのまち・くらしづくり活動賞「振興奨励賞」
	里	里地区	(社)日本経営協会 活力協働まちづくり推進団体表彰「グランプリ」 (こしきアートプロジェクトと薩摩川内市の三者合同表彰)
	東郷	藤川地区	全国学校保健研究大会「学校安全ボランティア活動奨励賞」 (藤川防犯パトロール隊)
川内	斧洲地区	道路愛護表彰（国土交通大臣）	
22	東郷	山田地区	電波の日・情報通信月間記念式典「九州電波協会会長表彰」
		斧洲地区	共生・協働型地域コミュニティづくり部門鹿児島県コミュニティ推進協議会優秀賞
	川内	峰山地区	第43回MBC賞（共生・協働の地域づくりの実践）
			あしたのまち・くらしづくり活動賞「内閣総理大臣賞」
23	樋脇	藤本地区	共生・協働型地域コミュニティづくり部門鹿児島県コミュニティづくり推進協議会会長賞
24	川内	高来地区	地域コミュニティづくり部門鹿児島県コミュニティづくり推進協議会会長賞
25	祁答院	黒木地区	地域コミュニティづくり部門鹿児島県コミュニティづくり推進協議会会長賞
26	里	里地区	あしたのまち・くらしづくり活動賞「振興奨励賞」
		川内	峰山地区
	川内	吉川地区	地域コミュニティづくり部門鹿児島県コミュニティづくり推進協議会会長賞

(4) 市の活動支援

各地区コミに対し、市が行っている主な活動支援は以下のとおりです。

ア 地区コミュニティ協議会連絡会の開催

(ア) 地区コミ協連絡会全体会

48地区の地区コミの会長から構成し、年4回開催する。

(イ) 地区コミ協連絡会運営委員会

連絡会の会長及び副会長、そして各地域に設立されている地区コミュニティ協議会連絡会の区分に応じ、選出された代表者（運営委員）から構成し、年3回開催する。

運営委員は、概ね中学校区単位から15名選出する。

(ウ) 地域コミ協連絡会

各地域（川内・樋脇・入来・東郷・祁答院・里・上甌・下甌・鹿島）に設立されている地区コミュニティ協議会連絡会であり、地域内の地区コミの会長から構成し、それぞれ年2回程度開催する。

イ 地区コミュニティ協議会への支援

	支援項目	内容
1	運営交付金	毎年度4月1日現在の住民基本台帳における世帯数を基準に交付する。
2	地区コミュニティ活性化事業補助金（基本コース）	地区の特性や資源を活かし、地区の活性化に資するために取り組む。 ※ 限度額：20万円
3	地区コミュニティ活性化事業補助金（ビジネスコース）	地区の資源を生かしながら自立に向けて取り組む収益事業で、地区の抱える問題解決と豊で潤いのある地区づくりに貢献する ※ 限度額 200万円
4	コミュニティ助成事業補助金	（財）自治総合センターが宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源としてコミュニティ助成を行う。
5	コミュニティマイスター事業	市の施設の簡易な改善・修繕等を地域のボランティアで行う場合の材料費、賃借料等を支給する。コミュニティマイスターの登録が必要で、地区コミュニティ協議会が登録証を発行する。
6	コミュニティ主事の配置	各コミュニティセンターに配置する。主な支援業務内容は、地区コミの業務支援、地区コミと本庁・支所との連絡調整、生涯学習の実施支援などである。
7	人材育成	県主催の共生・協働指導者養成講座等への出席者へ旅費を支給する。
8	コミュニティ協議会会長永年勤続表彰	生涯学習フェスティバルにおいて、3年、10年、20年、30年勤続のコミュニティ協議会会長を表彰する。※ 平成26年度の表彰者は5人
9	コミュニティブランド市	地区コミの振興を図り、また、補助金に頼らない団体運営の仕組みづくりのために実施する。また、各地区コミ等で開発した特産品・物品販売等を通して市民に薩摩川内市の地域ブランドとして認知してもらう。 ※ 平成26年度参加地区 34地区

ウ 自治会への支援

	支援項目	内容
1	自治会交付金	世帯規模割及び世帯割により交付金を交付する。
2	自治公民館等設置事業補助金	工事費の2/3を補助する（平成22年度から1/2を2/3へ）。
3	防犯灯設置費補助金	地区コミ、自治会の防犯灯設置に対して補助する（電気料は設置者負担）。
4	特設防犯灯設置	自治会境への市による防犯灯設置するもので、465基を3ヶ年で整備した。 ※ 平成22年度から平成24年度で整備完了
5	自治会再編推進協議会補助金	合併を目的に協議する会を設置した場合に、この会へ補助する。
6	市民活動災害補償	市民活動中における事故に対して、賠償、傷害疾病補償を行うものであり、市が保険料を負担して保険会社と契約を結ぶ。
7	特別災害復旧補助金	自治公民館敷地内の崩土等除去に対して補助する。
8	自治会運営説明会	毎年、自治会長の改選に伴い自治会運営説明会を実施しており、自治会運営の手引を作成し、その内容を説明している。
9	自治会会長永年勤続表彰	生涯学習フェスティバルにおいて、4年、10年、20年、30年勤続の自治会会長を表彰する。※ 平成26年度表彰者は4年41人 10年23人

(5) 地区コミュニティを取り巻く現状

ア 地区コミュニティ別の人口推移

地区コミュニティ別人口の推移については、【表7】のようになりました。これによると、各地区の人口は、本市全体の人口が年々減少傾向であることを背景に、ほとんどの地区において平成16年比較で減少していました。地区によっては、600人以上の減少も見られました。

その一方で、中心市街地にほど近い育英地区や新幹線の全線開業を受けて区画整理事業やマンション等の立地が見られる平佐西地区及び永利地区、大規模工場が立地する高来地区などにおいては、人口の増加が見られました。

なお、人口が増加している地区は、総合計画で区域設定された都市文化ゾーンの地区であり、市内への転入等は、同ゾーンが中心となっていると言えます。ただし、都市文化ゾーンに位置する地区でも、人口の減少が見られることから、一部の地区への流入が集中していると考えられます。

【表 7】 地区コミュニティ別人口推移

(単位：人、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総数	105,115	104,205	103,450	102,767	102,099	101,559	100,911
亀山地区	7,795	7,730	7,690	7,646	7,617	7,683	7,745
可愛地区	11,649	11,591	11,561	11,601	11,593	11,506	11,388
育英地区	4,235	4,300	4,406	4,524	4,504	4,586	4,626
川内地区	5,645	5,523	5,452	5,383	5,263	5,241	5,186
平佐西地区	11,796	11,914	11,802	11,901	12,070	12,172	12,392
平佐東地区	1,285	1,209	1,185	1,158	1,152	1,123	1,093
隈之城地区	12,215	12,087	12,253	12,126	12,121	11,996	11,898
永利地区	5,540	5,582	5,610	5,698	5,748	5,803	5,914
水引地区	3,276	3,221	3,180	3,104	3,062	3,023	2,954
峰山地区	1,732	1,712	1,679	1,646	1,622	1,606	1,576
滄浪地区	466	468	454	450	432	424	416
寄田地区	425	406	408	408	389	377	371
八幡地区	1,629	1,626	1,577	1,560	1,523	1,514	1,472
高来地区	2,052	2,066	2,047	2,059	2,122	2,133	2,123
城上地区	1,255	1,235	1,243	1,237	1,227	1,219	1,210
陽成地区	829	802	785	774	752	760	763
吉川地区	327	307	306	295	275	262	261
湯田地区	722	706	687	661	643	627	621
西方地区	570	543	535	517	495	482	462
藤本地区	318	324	434	294	286	276	272
野下地区	188	183	178	174	167	157	152
市比野地区	3,631	3,583	3,595	3,555	3,531	3,523	3,446
樋脇地区	3,367	3,344	3,156	3,242	3,187	3,119	3,073
倉野地区	304	301	289	280	277	266	258
副田地区	2,625	2,499	2,545	2,468	2,412	2,373	2,306
清色地区	1,898	1,956	1,892	1,860	1,818	1,789	1,770
朝陽地区	838	820	698	695	686	673	656
大馬越地区	845	831	820	801	772	763	732
八重地区	149	142	140	136	132	123	114
斧淵地区	3,706	3,721	3,710	3,690	3,640	3,596	3,529
南瀬地区	746	729	719	717	710	684	675
山田地区	586	571	555	537	537	537	517
鳥丸地区	689	695	674	664	655	651	655
藤川地区	432	433	422	413	399	385	373
黒木地区	952	931	889	871	846	837	818
上手地区	936	923	909	885	865	865	848
大村地区	1,006	982	949	916	908	915	895
轟地区	474	464	444	435	428	407	404
藺牟田地区	1,308	1,320	1,312	1,277	1,262	1,237	1,205
里地区	1,491	1,454	1,426	1,391	1,354	1,331	1,311
上甌地区	1,788	1,720	1,668	1,656	1,595	1,553	1,543
手打地区	968	908	885	854	851	830	802
子岳地区	228	215	200	187	181	180	175
西山地区	226	216	207	197	189	185	173
内川内地区	65	61	58	54	50	46	43
長浜地区	924	939	950	939	941	937	933
青瀬地区	319	289	269	253	253	247	235
鹿島地区	665	623	597	578	557	537	527

※ 各年10月1日現在(平成16年のみ11月1日)

※ 平成24年から外国人を含みます。

	H23	H24	H25	H26	H16 比較	
					増減	比率
総数	100,553	99,936	99,220	98,344	▲6,771	93.6%
亀山地区	7,732	7,694	7,752	7,756	▲39	99.5%
可愛地区	11,398	11,279	11,205	11,054	▲595	94.9%
育英地区	4,765	4,835	4,867	4,837	602	114.2%
川内地区	5,121	5,153	5,132	4,989	▲656	88.4%
平佐西地区	12,730	12,900	13,009	13,096	1,300	111.0%
平佐東地区	1,063	1,036	1,008	991	▲294	77.1%
隈之城地区	11,725	11,855	11,780	11,842	▲373	96.9%
永利地区	6,177	6,204	6,202	6,327	787	114.2%
水引地区	2,933	2,853	2,787	2,731	▲545	83.4%
峰山地区	1,524	1,492	1,460	1,424	▲308	82.2%
滄浪地区	399	400	402	397	▲69	85.2%
寄田地区	286	345	335	324	▲101	76.2%
八幡地区	1,454	1,420	1,371	1,344	▲285	82.5%
高来地区	2,088	2,128	2,097	2,091	42	101.9%
城上地区	1,193	1,169	1,155	1,129	▲126	90.0%
陽成地区	736	705	691	673	▲156	81.2%
吉川地区	254	240	240	237	▲90	72.5%
湯田地区	617	606	586	563	▲159	78.0%
西方地区	418	408	397	394	▲176	69.1%
藤本地区	254	236	222	214	▲104	67.3%
野下地区	136	132	129	131	▲57	69.7%
市比野地区	3,393	3,358	3,318	3,272	▲359	90.1%
樋脇地区	3,047	2,893	2,947	2,873	▲494	85.3%
倉野地区	242	239	220	221	▲83	72.7%
副田地区	2,292	2,230	2,180	2,117	▲508	80.6%
清色地区	1,714	1,669	1,665	1,630	▲268	85.9%
朝陽地区	639	613	598	588	▲250	70.2%
大馬越地区	712	684	662	645	▲200	76.3%
八重地区	109	102	97	98	▲51	65.8%
斧淵地区	3,516	3,509	3,501	3,482	▲224	94.0%
南瀬地区	654	628	610	592	▲154	79.4%
山田地区	519	510	505	467	▲119	79.7%
烏丸地区	642	617	616	587	▲102	85.2%
藤川地区	352	341	331	317	▲115	73.4%
黒木地区	805	798	770	758	▲194	79.6%
上手地区	850	829	808	800	▲136	85.5%
大村地区	865	844	826	811	▲195	80.6%
轟地区	397	383	372	356	▲118	75.1%
藺牟田地区	1,174	1,125	1,136	1,124	▲184	85.9%
里地区	1,298	1,279	1,260	1,233	▲258	82.7%
上甞地区	1,508	1,448	1,413	1,360	▲428	76.1%
手打地区	784	757	729	701	▲267	72.4%
子岳地区	166	159	157	147	▲81	64.5%
西山地区	161	152	140	130	▲96	57.5%
内川内地区	38	37	37	35	▲30	53.8%
長浜地区	930	866	838	797	▲127	86.3%
青瀬地区	231	208	192	190	▲129	59.6%
鹿島地区	512	478	465	469	▲196	70.5%

※ 各年10月1日現在（平成16年のみ11月1日）

※ 平成24年から外国人を含みます。

イ 自治会加入促進

自治会の未加入問題については、【表8】のように未加入の要因を把握するとともに、加入促進の施策を講じて、自治会加入を促しています。

さらに、平成22年度からは、民間委員を含めた加入促進懇話会を設置し、官民共同による自治会加入促進に向けた検討を行いました。

【表8】自治会未加入の主な理由及び加入促進の主な取組

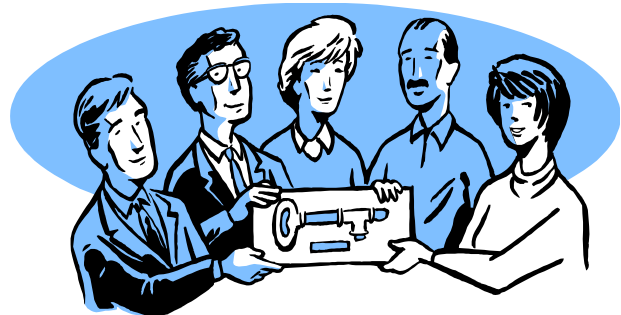
自治会未加入の主な理由	加入促進として講じている主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 転勤等で短期移住である（単身赴任等）。 ・ 共働きのため、自治会の役員を引き受けられない。 ・ 高齢のため、役員を引き受けられない。 ・ 自治会からの勧誘がない。 ・ 余計な費用を負担したくない。 ・ 自治会活動がわずらわしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入時期に市民課等で案内書を配布する。 ・ 一定期間、未加入者へ再度案内する。 ・ 未加入者全員へ年一回文書による案内を送付する。 ・ 自治会長等による臨戸勧誘を行う。 ・ 新興住宅地等へ自治会結成を呼び掛ける。 ・ 不動産業者を通じて加入を呼びかける。 ・ 大企業職員へ加入を促す。

ウ ゴールド集落の振興

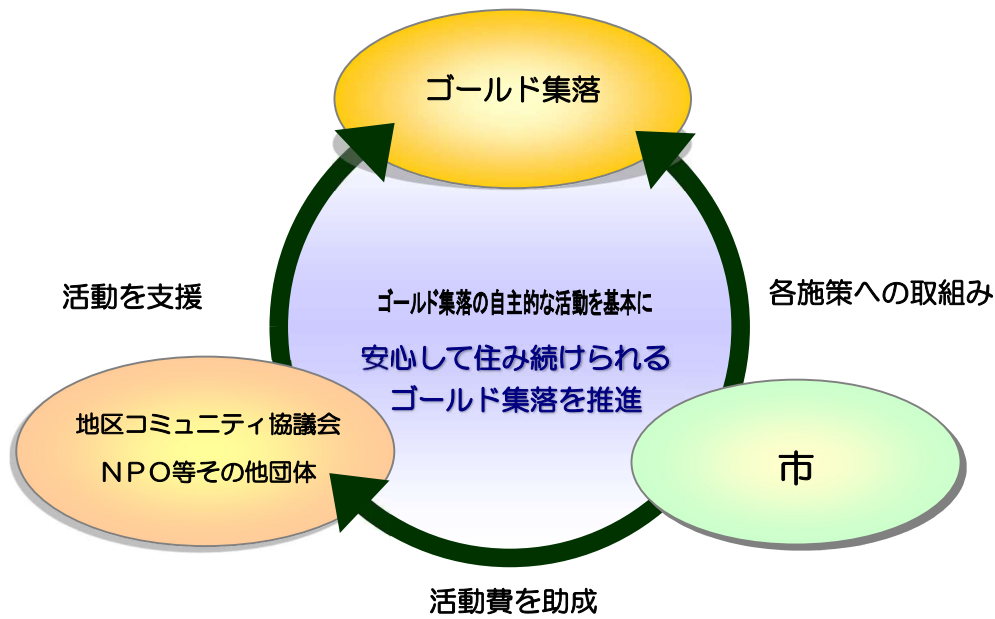
我が国の多くの地域で、人口減少・少子高齢社会の到来によって生じる生活・生産基盤の弱体化や地域格差の拡大など、様々な問題に直面している中、本市においても、人口減少や高齢化が進む地域コミュニティ、交通・買い物などの日常生活への不安、地域産業の衰退など、いわゆる限界集落に関する課題を克服することが求められていました。

そこで、本市では、本来有している地域の力を再び創造し、活力と豊かさを感じる地域づくりに取り組む集落として、限界集落を「ゴールド集落」と位置付け、ゴールド集落における諸問題を克服するために、平成20年度に「薩摩川内版地域力創造プログラム」を策定し、横断的な支援によるゴールド集落を活性化させる取組を進めています。

また、平成22年度には、ゴールド集落の活性化を目的とする「薩摩川内市ゴールド集落活性化条例」の制定を始め、各種のゴールド集落支援事業の導入やゴールド集落と行政のパイプ役となり、情報提供や相談・アドバイスなどの支援活動を行うゴールド集落支援職員の配置など、ゴールド集落の活性化が地域格差の是正と本市の一体的な発展に繋がると認識し、各種取組に着手しています【参考6】。



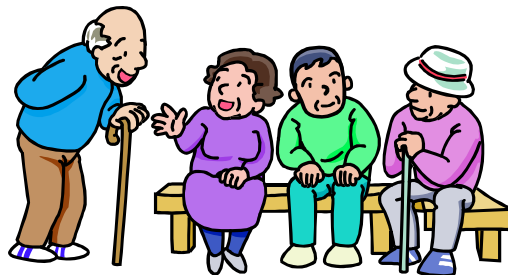
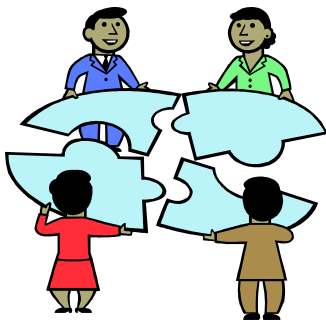
【参考6】薩摩川内市ゴールド集落活性化条例のイメージ



(6) 地区コミュニティ協議会制度の成果と今後の課題

「地区コミュニティ協議会制度」が導入されたことによって、「地区内の活動目的が類似する既存団体等の統合・再編がなされた」、「地区内の関係する各団体が部会の構成団体となることで、横断的な連携が強化された」、「地区活動・事業への住民参画意識・協働意識の醸成が図られた」、「既存の各団体で重複していた、活動・事業が整理され一元化が図られた」、「他地区との競争意識の向上により、地区活動・事業の活性化が進んだ」と一定の評価があると言えます。

しかし、そうした評価の一方で、例えば、「活動の担い手が役員に偏る傾向があり、若者をはじめ地区住民総ぐるみの活動が展開される土壌づくりが求められる」、「地区振興計画に基づいて継続的に事業を推進し、安定した運営基盤を継続させるために、専門的な知識・技能・情報を収集するとともに、資金の確保を図る必要がある」、「市街地の地区コミを中心として、地区コミの取組に参加していない人への対応をどうするか」といった課題も残されています。



3 行政組織の年度推移

(1) 職員数等の年度推移

職員数については、平成 17 年 9 月に薩摩川内市定員適正化方針を策定し、職員数の適正管理に努めことにより、平成 22 年 4 月時点で 1,176 人（平成 16 年比 86.1%）となり、合併時から 190 人削減されました。さらに、平成 22 年 4 月には第 2 次方針を、平成 26 年 3 月には、平成 26 年度までを計画期間とする第 2 次方針を 1 年前倒しする形で、第 3 次方針を策定しました。職員数の適正管理に努めてきた結果、平成 26 年 4 月時点で 1,076 人（平成 16 年比 78.8%）となり、合併時から 290 人削減されました【表 9】。

【表 9】職員数の年度推移

(単位：人、%)

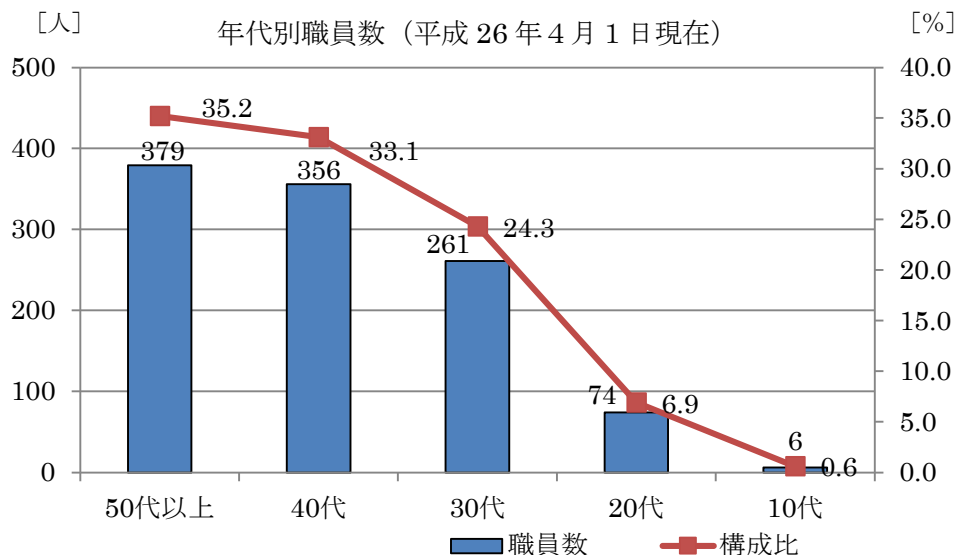
区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26. 4	
	.10	.4	.4	.4	.4	.4	.4	.4	.4	.4		H16 比
職員数	1,366	1,347	1,313	1,284	1,249	1,210	1,176	1,149	1,132	1,108	1,076	78.8%
合併時比較 (累計)		△19	△53	△82	△117	△156	△190	△217	△234	△258	△290	

また、職員の年齢別構成については、30 代、40 代、50 代以上の職員割合がそれぞれ約 3 割で全体の約 9 割を超えるのに対し、20 代以下の職員が 1 割に達しておらず、非常に偏った年齢構成となっています【表 10】。さらには、平成 26 年度から平成 32 年度の 7 年間は、年平均 36 人程度の退職者が見込まれます。

このため、定員管理においては、単に職員数の削減を図るだけでなく、職員の世代構成の偏りにも配慮しながら、事務事業の民営・委託化、また、組織の見直しや業務の合理化などを進め、定員の適正化に取り組む必要があります。

【表 10】職員の年代別、年齢別構成

	H22. 4. 1		H26. 4. 1	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
50 代以上	357	30.4%	379	35.2%
40 代	369	31.4%	356	33.1%
30 代	364	31.0%	261	24.3%
20 代	85	7.2%	74	6.9%
10 代	1	0.1%	6	0.6%
合計	1,176	100.0%	1,076	100.0%



(2) 組織体制の推移

効率的かつ効果的な組織力を向上させることで実効性の高い都市経営を実現するため、本庁・支所等の組織体制の構築を進めてきたことにより、合併時に延べ408あった組織が、平成22年4月には310まで、平成26年4月には283まで統合しました【表11】。

第3次薩摩川内市定員適正化方針において、平成32年4月時点で職員数1,000人以内を目指していること、平成27年度以降は、地方交付税の優遇措置が段階的に廃止されていくことから、今後も効率的・効果的な組織力の向上を図る必要があります。

【表11】 組織体制の年度ごとの主な推移

時期	組織数	職員数 (人)	主な見直し	変更の目的
H16.10 (合併時)	9部8支所8教育 支所3出張所98課 17室・分室、265係	1,366	—	—
H17.4	9部8支所8教育 支所3出張所98課 9室、257係	1,347	① 危機管理監、市政広報官の新設 ② 8会計課分室及び会計係の廃止	① 危機管理体制、広聴広報体制の強化 ② 会計業務の効率化、集約化の推進
H17.10	9部8支所8教育 支所3出張所100課 11室、259係	—	① 市民政策課、産業政策課、収納対策室、広報室等の2課2室7係新設 ② 行革課合併調整係等、1プロジェクト5係の廃止	① 部局機能の権限強化、収納体制・広聴広報体制の強化 ② 組織のスリム化推進
H18.4	9部8支所3出張所 81課10室2PT137 係64グループ	1,313	① 課内グループ制の一部導入(企画政策部、支所、教育委員会の一部) ② 財務担当者の部局内調整担当課及び各支所地域振興課への集約 ③ 診療所課、子ども対策室、包括支援係の新設 ④ 教育支所の廃止・教育生涯学習課の設置、支所産業建設課の設置(産業課・建設課・水道課の統合) ⑤ 職位職階制度見直し ⑥ 財産活用推進「室」及び契約検査「室」の「課」への昇格	① 業務分担の効率化、組織力の向上 ② 庶務事務の部内等集約 ③ 離島医療・児童福祉・介護予防体制の強化 ④ 課の規模の適正化(ポスト削減) ⑤ 組織のフラット化、役職者の割合の削減 ⑥ 市有財産の活用・未利用財産処分の推進体制強化並びに契約事務の集中化と契約事務・工事施工管理等の適正化の推進体制強化
H19.4	10部8支所3出張所 81課10室4PT164 グループ32係	1,284	① 副市長及び会計管理者の導入 ② 産業経済部を農林水産部と商工観光部に分割(農政課・畜産課の設置、企業・港振興「室」の「課」への昇格) ③ 課内グループ制の本格導入(消防局を除く) ④ 水道局の集約及び東郷支所への移転・拠点化 ⑤ 東京事務所の廃止、和光園の民営化、学校給食センターの再編及び業務委託	① 地方自治法改正への対応(助役、収入役の廃止) ② 産業活力のさらなる創出及び振興体制の強化 ③ 業務分担の効率化、組織力の向上 ④ 技術力の向上、業務・経費の効率化 ⑤ アウトソーシング等による組織のスリム化
H20.4	10部8支所3出張所 81課9室2PT166 グループ32係	1,249	① 保健師を集約し、医療・介護等の予防業務を市民健康課(甌島は上甌・下甌支所へ)に一元化 ② 市民福祉部の再編(子育て支援課、環境施設整備室、地域包括支援室等) ③ 収納対策課の統合設置 ④ 川内保育園の民営化	① 医療制度改革に伴う、保健師の保健指導力向上及び保健指導業務に専念できる体制の構築 ② 医療制度改革への対応及び類似業務の一元化 ③ スケールメリットを活かした納税・滞納整理体制の充実 ④ 民間活力を活かした組織のスリム化
H21.4	10部8支所3出張所 74課9室4PT168 グループ32係	1,210	① 企画政策部に「原子力対策課」を設置 ② 支所市民生活課の設置(地域振興課と市民福祉課の統合) ③ 支所畜産技師の本庁畜産課付け	① 原子力行政への総合的な対応 ② 窓口集約による、スケールメリットとグループ制を活かした市民サービスの質の向上 ③ 職員相互の補完体制の向上と技術力

			(各支所駐在) ④ 本土支所教育課の地域公民館への移転	の向上 ④ 来館者へのスピーディな対応や判断による市民サービスの向上
H22. 4	11 部 8 支所 3 出張所 75 課 9 室 1 PT171 グループ 32 係	1, 176	① 観光交流部の新設及び部内への「シティセールス推進課」、「観光課」の設置並びに商工観光部の「商工政策部」への名称変更 ② 福祉課援護グループを 2 グループ体制とし、福祉課福祉グループを高年齢・障害福祉課に移管	①九州新幹線全路線開業を踏まえたシティセールス及び観光振興の総合的かつ積極的な推進 ②生活保護に関する相談、申請及び受給世帯の増加への迅速かつ適切な対応
H23. 4	11 部局 8 支所 3 出張所 76 課 8 室 3 PT173 グループ 32 係	1, 149	① 市民福祉部の再編（保険年金課、障害・社会福祉課、高齢・介護福祉課）	① 今後予定される高齢者医療制度及び介護保険制度の改革に伴い、予想される国保介護課の業務増への対応（国保介護課業務の「国保」と「介護」の分離）
H24. 4	10 部 8 支所 3 出張所 73 課 8 室 2 PT170 グループ 32 係	1, 132	① 原子力対策課の再編（防災安全課原子力安全対策室へ） ② 汚泥再生処理施設の稼働に伴う環境課関連組織の見直し（環境センター及び環境施設整備室の廃止等） ③ 観光交流部の再編（商工政策部との統合⇒商工観光部へ・観光・シティセールス課の設置） ④ 上甑・下甑バス事業所の廃止 ⑤ 市民健康課及び地域医療対策課の統合 ⑥ 学校教育課及び学校給食課の統合 ⑦ 収納対策課の名称変更及びグループ統合（収納課へ） ⑧ 新エネルギー対策課の発足（H23. 10 設置）	① 一体的な防災体制の構築 ② H24. 4 からの川内汚泥再生処理センター稼働に伴う環境行政部門の体制整備 ③ シティセールス及び観光振興の更なる総合的推進 ④ 自動車運送事業の民営化 ⑤ 組織のスリム化推進 ⑥ 組織のスリム化推進 ⑦ 組織のスリム化推進及び市民サービスの質の向上
H25. 4	10 部局 8 支所 3 出張所 73 課 8 室 1 PT170 グループ 32 係	1, 108	① 六次産業対策監の新設 ② 工事検査監の廃止	① 農林漁業の六次産業化促進 ② 入札・契約制度の定着及び組織のスリム化推進
H26. 4	10 部局 8 支所 3 出張所 67 課 7 室 1 PT 167 グループ 20 係	1, 076	① 支所市民生活課と産業建設課の統合 ② 市民健康課の再編 ③ 福祉課の名称を保護課に変更 ④ 六次産業化推進に伴う六次産業対策課の新設 ⑤ 都市計画課と天辰区画整理推進室の業務統合に伴う区画整理課の新設	① 組織のスリム化推進 ② 組織のスリム化推進 ③ 市民により分かりやすい名称とする ④ 農林漁業の六次産業化促進 ⑤ 組織のスリム化推進

(3) 勤務地域別の配置職員数の推移

ア 配置職員数について、勤務地域別に年度推移を比較すると【表 12】のようになります。これによると本庁地域（川内地域）は、合併による新たな組織体制への移行により合併前から 60 人増加しました。その後も、本庁への業務集約を行い、特に平成 18 年度にはグループ制の一部導入や支所産業課・建設課・水道課の統合（産業建設課の設置）、教育支所の廃止等により、670 人（合併前比 103 人増）にまで増員となりました。これは、調整方針でもうたわれているとおり、本庁に市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等を集約し、効率的・効果的な組織体制の構築に取り組んだためです。

しかしながら、その後は減少傾向にあり、平成 22 年度では、合併前の数（567 人）より増加しているものの、合併当初の規模を下回る配置数（614 人）となっています。これは、水道局が東郷地域へ集約移転したことや定員適正化の推進、事務事業の見直し等による組織のスリム化などが図られたことによるものです。

イ 本庁の部局ごとの主な推移を見ますと、総務部では、収納対策や固定資産現況調査への対応のために増員がりましたが、平成 22 年度当初は、調査終了等によりピーク時よりも配置数は減少しています。それ以降は横ばいとなっています。

企画政策部は、平成 17 年度途中で地区振興計画策定が完了したことに伴う地区コミ担当職員の減員等により、平成 18 年度に 18 人の減員となっていますが、平成 21 年度の定額給付金事業や平成 22 年度実施の国勢調査事業など、国の制度への対応により一時的な増員などが見られました。平成 23 年 10 月には、新エネルギー対策室（現在、新エネルギー対策課）の発足がりましたが、職員数は横ばいとなっています。

市民福祉部については、平成 18 年度に新たな介護予防業務として地域包括支援センター業務が開始されたこと、平成 20 年度に新たな医療制度改革への対応に併せて保健師の集約等の部の再編を実施したことなどにより、前年比で増員となった年度も見られますが、養護老人ホームや保育園の民営化等による人員削減も行われたことから、平成 22 年度は、合併当初とほぼ同規模の職員数となっています。それ以降は、微減となっています。

産業経済部については、各種産業振興に専門的に取り組むため、部の分割と職員の重点配置を行いました。さらに、平成 22 年度には、新幹線全線開業に向けて、観光交流部及びシティセールス推進課を新設したことから、職員数は増加しています。平成 23 年度にはさらに 3 名の増員が行われ 76 名体制になりましたが、その後、3 年間は 74 名体制となっています。

建設部は、業務の本庁集約や川内地域の地籍調査事業の終了などにより配置数の増減は見られましたが、平成 25 年度まで大きな変動はありませんでした。平成 26 年度は、都市計画課と天辰区画整理推進室の業務統合に伴う区画整理課の新設等により減員されています。

水道局については、施設管理の一元化や事務の効率化を目的に、平成 19 年度に本庁と本土支所の水道業務を集約化したことで組織のスリム化を行い、東郷支所庁舎へ移転しました。その後、公共下水道の整備や漁業集落排水事業の実施等により平成 22 年度までは増員しています。それ以降は、横ばいとなっています。

教育部（小・中学校、幼稚園、給食センターを除く。）は、本庁への業務集約等により平成 17 年度に 10 人の増員がりましたが、平成 18 年度以降は微減となっており、合併時に近い職員数となっています。

このほか、会計課や行政委員会等については、大きな変動はありません。

ウ 支所地域については、調整方針に基づき、管理部門を除いた総合的な業務を所掌する組織体制（総合支所）を設置しました。その後、産業課・建設課・水道課の統合による産業建設課の設置や地域振興課・市民福祉課の統合による市民生活課の設置などを行った結果、平成 22 年度には合併前と比較して半数近く（52.2%）に減少しました。その後、平成 24 年度から合併前の半数以下となり、平成 26 年度においては、41.7%となっています。

本土支所地域と甕島地域で比較すると、平成 26 年度においては本土支所地域の減少（38.9%）の方が、水道局が東郷支所へ移転したことを含めても、甕島地域（45.4%）より減少幅が大きくなっています。

なお、平成 26 年度の各支所地域に配置されている職員数を見ると、東郷地域の職員数が最大ですが、これは、平成 19 年度から水道局が移転したためです。また、下甕地域は、老人ホームなどへ多くの職員を配置しているためです。

エ 小・中学校、幼稚園、給食センターへの配置職員は、合併当初と比較して、約 6 割（57.8%）まで減少していますが、これは、退職者の不補充による嘱託員の配置や平成 19 年度から給食センターの調理業務を民間に委託したことによるものです。

オ 消防局については、市民の安全・安心を確保する観点から、毎年度の退職者に対して職員を補充しているため、配置職員数は、合併当初から大きな変動はありません。

【表 12】勤務地域別の配置職員数の推移

(単位：人、%)

	合併前		合併後										H26/ 合併前 比較 (%)
	H16	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
	10/11	10/12	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	
合計	1,366	1,366	1,347	1,313	1,284	1,249	1,210	1,176	1,149	1,132	1,108	1,076	78.8%
本庁地域（川内地域）	567	627	660	670	635	627	628	614	599	592	585	588	103.7%
総務部	—	131	135	143	146	144	144	138	130	129	127	137	—
企画政策部	—	69	68	50	48	48	55	52	52	52	53	52	
市民福祉部	—	155	163	177	169	171	165	157	150	146	143	143	
産業経済部	—	55	63	66	—	—	—	—	—	—	—	—	
農林水産部	—	—	—	—	42	41	39	40	40	40	41	42	
商工観光部	—	—	—	—	29	28	28	—	—	34	33	32	
商工政策部	—	—	—	—	—	—	—	18	19	—	—	—	
観光交流部	—	—	—	—	—	—	—	15	17	—	—	—	
建設部	—	81	82	83	83	81	81	78	79	82	82	76	
水道局	—	31	32	32	—	—	—	—	—	—	—	—	
会計課（会計管理者）	—	8	10	10	10	10	9	9	9	9	10	9	
教育部	—	72	82	85	83	80	83	82	79	76	74	75	
行政委員会等	—	25	25	24	25	24	24	25	24	24	22	22	
支所地域	655	476	432	391	415	394	358	342	331	321	308	273	41.7%
本土支所地域	375	250	221	197	223	207	190	186	183	180	169	146	38.9%
樞脇地域	97	68	52	45	44	38	35	34	33	33	30	24	24.7%
入来地域	94	61	58	53	50	47	41	40	38	38	35	30	31.9%
東郷地域	94	63	55	49	83	80	77	77	77	74	73	67	71.3%
東郷支所	94	63	55	49	45	40	36	34	34	32	30	24	25.5%
水道局	—	—	—	—	38	40	41	43	43	42	43	43	113.2%
祁答院地域	90	58	56	50	46	42	37	35	35	35	31	25	27.8%
甌島地域	280	226	211	194	192	187	168	156	148	141	139	127	45.4%
里地域	53	45	43	40	38	37	33	30	30	29	29	26	49.1%
上甌地域	73	58	50	44	44	44	41	39	37	36	36	34	46.6%
下甌地域	120	94	91	84	84	83	73	67	62	59	57	53	44.2%
鹿島地域	34	29	27	26	26	23	21	20	19	17	17	14	41.2%
小・中学校、幼稚園、給食センター	—	116	103	100	83	80	77	72	70	71	67	67	57.8%
消防局	—	147	152	152	151	148	147	148	149	148	148	148	100.7%
一部事務組合	144	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 上表は、勤務地域ごとの職員数をカウントしており、組織体制ごとの配置職員数と異なる場合がある。（例：入来区画整理推進室は、入来地域にカウント。市民福祉部地域医療対策課の各診療所は、各所在地域でカウント。畜産課駐在は、各駐在地域でカウント。学校給食課駐在は、「小・中学校、幼稚園、給食センター」でカウント。）

※ 「H22／合併前比較」の合併前の数値が「—」の項目については、合併当初（H16.10.12）と比較している。ただし、水道局は、業務集約をしたH19年度と比較している。

※ 農林水産部及び商工観光部はH19年度に産業経済部から、商工政策部及び観光交流部はH22年度に商工観光部から分割により新設

※ 一部事務組合：川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甌島衛生管理組合、上甌バス企業団

※ 合併後、川内地区消防組合は消防局、西薩衛生処理組合は川内環境センター、甌島衛生管理組合は上甌島クリーンセンター、上甌バス企業団は上甌バス事業所としてそれぞれ設置

4 財政状況の年度推移

(1) 合併直前及び合併後の決算状況

市町村合併そのものが行財政改革の一つとも位置付けられる中、健全な財政経営基盤を確立させるため、財政状況がどのように推移したかについて注目し、その年度推移を振り返りました。

なお、下表及び次ページの表は、総務省が発表している各年度の地方財政状況調査結果に基づき、普通会計歳入・歳出決算額から抜粋したものです【表13-1、2】。

【表13-1】合併直前の決算状況（地方財政状況調査から抜粋）（単位：人、百万円、千円、％）

	平成15年度決算												計	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甑村	下甑村	鹿島村	川内消防	甑島衛生	西薩衛生		
住民基本台帳人口 (年度末)	72,881	7,849	6,314	6,150	4,649	1,478	1,815	2,711	655	—	—	—	104,502	
歳入	30,689	5,297	4,246	3,874	5,015	2,210	2,659	3,801	1,367	1,549	127	334	61,168	
主な内訳	地方税	8,440	575	431	314	306	89	139	183	42	0	0	10,519	
	歳入構成比	27.5%	10.9%	10.2%	8.1%	6.1%	4.0%	5.2%	4.8%	3.1%	0.0%	0.0%	17.2%	
	地方交付税	5,013	1,764	1,651	1,647	1,681	959	1,225	1,573	682	0	0	16,195	
	歳入構成比	16.3%	33.3%	38.9%	42.5%	33.5%	43.4%	46.1%	41.4%	49.9%	0.0%	0.0%	26.5%	
	国庫支出金	5,178	512	377	197	172	72	64	144	37	6	0	6,759	
	歳入構成比	16.9%	9.7%	8.9%	5.1%	3.4%	3.3%	2.4%	3.8%	2.7%	0.4%	0.0%	11.0%	
	県支支出金	1,495	302	364	301	918	285	257	940	173	4	0	5,039	
	歳入構成比	4.9%	5.7%	8.6%	7.8%	18.3%	12.9%	9.7%	24.7%	12.7%	0.3%	0.0%	8.2%	
	歳出	29,113	5,213	4,107	3,728	4,705	2,171	2,534	3,628	1,326	1,440	123	329	58,417
	主な内訳	義務的経費	11,845	1,965	1,767	1,555	1,626	818	940	1,297	502	1,178	67	23,676
歳出構成比		40.7%	37.7%	43.0%	41.7%	34.6%	37.7%	37.1%	35.7%	37.9%	81.8%	54.5%	40.5%	
対地方税比		140.3%	341.7%	410.0%	495.2%	531.4%	919.1%	676.3%	708.7%	1,195.2%	—	—	225.1%	
人件費		4,727	819	772	714	663	384	455	589	282	1,106	30	10,657	
歳出構成比		16.2%	15.7%	18.8%	19.2%	14.1%	17.7%	18.0%	16.2%	21.3%	76.8%	24.4%	18.2%	
対地方税比		56.0%	142.4%	179.1%	227.4%	216.7%	431.5%	327.3%	321.9%	671.4%	—	—	101.3%	
扶助費		3,549	422	297	251	225	44	59	92	19	0	0	4,958	
歳出構成比		12.2%	8.1%	7.2%	6.7%	4.8%	2.0%	2.3%	2.5%	1.4%	0.0%	0.0%	8.5%	
公債費		3,569	724	699	590	737	390	426	616	202	72	37	8,062	
歳出構成比		12.3%	13.9%	17.0%	15.8%	15.7%	18.0%	16.8%	17.0%	15.2%	5.0%	30.1%	13.8%	
物件費		2,770	458	461	441	390	266	238	514	174	121	37	5,930	
歳出構成比		9.5%	8.8%	11.2%	11.8%	8.3%	12.3%	9.4%	14.2%	13.1%	8.4%	30.1%	10.2%	
維持補修費		576	42	17	12	19	30	15	16	12	6	3	763	
歳出構成比	2.0%	0.8%	0.4%	0.3%	0.4%	1.4%	0.6%	0.4%	0.9%	0.4%	2.4%	1.3%		
補助費等	2,436	450	412	387	382	164	203	176	71	31	0.4	4,713		
歳出構成比	8.4%	8.6%	10.0%	10.4%	8.1%	7.6%	8.0%	4.9%	5.4%	2.2%	0.3%	8.1%		
普通建設事業費	8,035	1,808	963	881	1,654	646	674	1,406	309	49	16	16,455		
歳出構成比	27.6%	34.7%	23.4%	23.6%	35.2%	29.8%	26.6%	38.8%	23.3%	3.4%	13.0%	28.2%		
地方債残高	31,267	6,249	5,626	5,733	5,671	2,585	2,253	5,153	1,141	299	218	66,195		
人口一人当たり (千円)	429	796	891	932	1,220	1,749	1,241	1,901	1,742	—	—	633		
財政力指数	0.68	0.26	0.24	0.18	0.18	0.10	0.12	0.12	0.07	—	—	—		

※ 川内消防：川内地区消防組合、甑島衛生：甑島衛生管理組合、西薩衛生：西薩衛生処理組合

- ア 平成15年度の合併前自治体を比較すると、歳入に占める地方税の構成比率は、旧川内市の27.5%から旧鹿島村の3.1%まで、人口規模や産業構造等によって違いが見られました。
- イ 義務的経費を比較すると、歳出に占める割合（歳出構成比）は、3・4割とほぼ同程度であるのに対し、地方税に対する割合（対地方税比）は、140.3～1,195.2%と財政構造の硬直化が顕著に見られました。

【表13-2】合併以降の決算状況（地方財政状況調査から抜粋）（単位：人、百万円、千円、%）

	H15 (合併 前計)	薩摩川内市										対 H15 比	
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
住民基本台帳人口 (年度末)	104,502	103,862	103,537	102,397	101,703	101,153	100,674	100,278	99,663	99,232	99,138	94.9%	
歳入	61,168	59,508	53,690	51,266	48,670	51,202	55,191	57,048	57,246	54,306	55,624	90.9%	
主な内訳	地方税	10,519	10,463	11,248	11,129	11,961	11,987	11,435	11,743	12,228	11,793	12,053	114.6%
	歳入構成比	17.2%	17.6%	20.9%	21.7%	24.6%	23.4%	20.7%	20.6%	21.4%	21.7%	21.7%	—
	地方交付税	16,195	16,166	16,174	15,433	15,905	16,800	17,325	18,315	18,086	17,802	17,870	110.3%
	歳入構成比	26.5%	27.2%	30.1%	30.1%	32.7%	32.8%	31.4%	32.1%	31.6%	32.8%	32.1%	—
	国庫支出金	6,759	6,170	6,589	5,544	5,386	5,757	9,585	9,088	7,090	7,011	7,418	109.7%
	歳入構成比	11.0%	10.4%	12.3%	10.8%	11.1%	11.2%	17.4%	15.9%	12.4%	12.9%	13.3%	—
	県支出金	5,039	4,572	3,825	3,320	3,625	3,840	3,781	4,217	4,309	3,860	3,865	76.7%
	歳入構成比	8.2%	7.7%	7.1%	6.5%	7.4%	7.5%	6.9%	7.4%	7.5%	7.1%	6.9%	—
	歳出	58,417	57,270	50,975	49,249	46,747	48,865	52,913	54,378	54,899	51,769	52,401	89.7%
	主な内訳	義務的経費	23,676	24,079	24,150	23,775	24,057	24,090	24,252	25,499	26,150	26,479	26,112
歳出構成比		40.5%	42.0%	47.4%	48.3%	51.5%	49.3%	45.8%	46.9%	47.6%	51.1%	49.8%	—
対地方税比		225.1%	230.1%	214.7%	213.6%	201.1%	201.0%	212.1%	217.1%	213.9%	224.5%	216.6%	—
人件費		10,657	10,554	10,360	10,280	10,263	10,183	9,927	9,713	9,724	9,589	9,089	85.3%
歳出構成比		18.2%	18.4%	20.3%	20.9%	22.0%	20.8%	18.8%	17.9%	17.7%	18.5%	17.3%	—
対地方税比		101.3%	100.9%	92.1%	92.4%	85.8%	85.0%	86.8%	82.7%	79.5%	81.3	75.4%	—
扶助費		4,958	5,561	5,980	6,121	6,498	6,713	7,205	8,927	9,326	9,566	9,665	194.9%
歳出構成比		8.5%	9.7%	11.7%	12.4%	13.9%	13.7%	13.6%	16.4%	17.0%	18.5%	18.4%	—
公債費		8,062	7,964	7,810	7,374	7,296	7,195	7,120	6,858	7,100	7,324	7,358	91.3%
歳出構成比		13.8%	13.9%	15.3%	15.0%	15.6%	14.7%	13.5%	12.6%	12.9%	14.1%	14.0%	—
物件費		5,930	5,950	5,178	4,781	4,933	4,958	5,250	5,162	5,442	5,659	5,538	93.4%
歳出構成比		10.2%	10.4%	10.2%	9.7%	10.6%	10.1%	9.9%	9.5%	9.9%	10.9%	10.6%	—
維持補修費		763	758	1,043	746	779	885	907	932	969	961	925	121.2%
歳出構成比		1.3%	1.3%	2.0%	1.5%	1.7%	1.8%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	1.8%	—
補助費等	4,713	3,477	2,589	2,414	2,313	2,394	4,261	2,483	2,515	2,308	2,404	51.0%	
歳出構成比	8.1%	6.1%	5.1%	4.9%	4.9%	4.9%	8.1%	4.6%	4.6%	4.5%	4.6%	—	
普通建設事業費	16,455	15,518	10,134	8,440	6,835	8,527	10,032	10,482	9,604	8,299	8,128	49.4%	
歳出構成比	28.2%	27.1%	19.9%	17.1%	14.6%	17.5%	19.0%	19.3%	17.5%	16.0%	15.5%	—	
地方債残高	66,195	65,361	64,745	62,590	59,257	57,631	55,796	55,141	54,440	52,880	51,177	77.3%	
人口一人当たり (千円)	633	629	625	611	583	570	554	550	546	533	516	81.5%	
財政力指数	—	0.42	0.44	0.48	0.51	0.51	0.50	0.47	0.46	0.46	0.47	—	

※ 端数以下を四捨五入で調整したため、合計が一致しない場合がある。

※ H25年度地方財政状況調査から住民基本台帳人口は、1月1日現在の人口に変更となる。

- ウ 人件費の対地方税比を比較すると、旧川内市の 56.0%から旧鹿島村の 671.4%までと幅広く、人件費の負担が地方税収入だけでなく、それ以外の歳入（地方交付税等）にも依存した財政構造となっています。
- エ 合併以降の歳入歳出総額については、財政の健全化を図ることを目的に抑制基調にある中、義務的経費の対地方税比も年々減少傾向であり、特に人件費については、「薩摩川内市定員適正化方針」に基づく新規採用抑制や指定管理者制度の活用等の取組が進められています。今後も、退職者の一部不補充を原則としながら適正な定員管理に努める必要があります。
- オ 合併直前の平成 15 年度の地方債残高約 662 億円のうち、旧川内市（人口約 7 万人）の約 313 億円に対し、旧 4 町 4 村（人口約 3 万人）の合計は約 344 億円でした。また、人口一人当たりに換算すると、約 43 万円から約 190 万円と大きく違いが見られました。合併以降、地方債残高を削減していく方針の中で、平成 25 年度の地方債残高は、平成 15 年度比 77.3%の約 512 億円（一人当たり約 52 万円）となっています。
- カ 自治体の財政力を示す財政力指数は、合併直前の平成 15 年度において、0.68（旧川内市）から 0.07（旧鹿島村）までと合併前自治体で大きく差がありました。合併時（平成 16 年度）の 0.42 以降、財政力指数は上昇しつつあり平成 20 年度は 0.51 となりましたが、平成 25 年度は 0.47 となり依然として財政力に乏しい状況が続いています。

(2) 財政計画（新市まちづくり計画から抜粋）との比較

平成17年度から平成24年度までは、平成15年12月に川薩地区法定合併協議会により策定した「薩摩川内市まちづくり計画」に盛り込んだ財政計画、平成25年度は変更後の計画において、各年度決算との比較による振返りを行いました。

なお、下表各行の上段は財政計画策定時の値、中段は決算の実績、下段は上中段の増減比較です。

ア 歳入

(単位：百万円、%)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25の 対H17比
歳入合計	51,724	47,228	46,646	46,740	44,395	42,688	42,161	42,085	52,553	101.6%
	53,690	51,266	48,670	51,202	55,191	57,048	57,246	54,306	55,624	103.6%
	1,966	4,038	2,024	4,462	10,796	14,360	15,085	12,221	3,071	—
1 地方税	12,013	12,013	12,013	12,041	12,041	12,041	12,041	12,041	11,039	91.9%
	11,248	11,129	11,961	11,987	11,435	11,743	12,228	11,793	12,053	107.2%
	△765	△884	△52	△54	△606	△298	187	△248	1,014	—
2 地方特 例交付金	383	383	383	383	383	383	383	383	38	9.9%
	299	311	97	143	158	176	149	38	38	12.7%
	△84	△72	△286	△240	△225	△207	△234	△345	0	—
3 地方交 付税	14,934	14,296	14,196	14,023	14,267	13,969	14,004	14,037	18,056	120.9%
	16,174	15,433	15,905	16,800	17,325	18,315	18,086	17,802	17,870	110.5%
	1,240	1,137	1,709	2,777	3,058	4,396	4,082	3,765	△186	—
4 国庫支 出金	4,485	4,416	4,361	4,046	3,872	3,822	3,771	3,740	7,011	156.3%
	6,589	5,544	5,386	5,757	9,585	9,088	7,090	7,011	7,418	112.6%
	2,104	1,128	1,025	1,711	5,713	5,266	3,319	3,271	407	—
5 県支 出金	3,406	3,349	3,302	3,241	3,070	2,819	2,761	2,722	3,511	103.1%
	3,825	3,320	3,625	3,840	3,781	4,217	4,309	3,860	3,865	101.0%
	419	△29	323	599	711	1,398	1,548	1,138	354	—
6 繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,845	—
	2,239	2,715	2,017	1,923	2,337	2,278	2,669	2,347	2,538	113.4%
	2,239	2,715	2,017	1,923	2,337	2,278	2,669	2,347	693	—
7 地方債	10,046	6,106	6,001	5,931	5,582	4,537	4,467	4,432	5,636	56.1%
	5,779	3,994	2,765	4,480	4,284	5,295	5,552	4,993	4,981	86.2%
	△4,267	△2,112	△3,236	△1,451	△1,298	758	1,085	561	△655	—

※ 端数以下を四捨五入で調整したため、合計が一致しない場合がある。

ア 歳入

- (ア) 歳入については、長引く景気低迷等による税収減があったものの、国庫補助負担金や地方交付税に係る制度見直しなどの状況の変化により、歳入合計（平成25年度）は、平成17年度比較で約104%、まちづくり計画と比較して約31億円の増となっています。
- (イ) 地方税（平成25年度）は、平成17年度比較で約7.2%増の約121億円となり、まちづくり計画の計画額を約10億円上回っています。
- (ウ) 地方交付税（平成25年度）は、平成17年度比較で約11%増となりましたが、まちづくり計画と比較して、約2億円の減となっています。
- (エ) 国庫支出金（平成25年度）は、制度拡充に伴う扶助費の増や経済対策交付金、社会資本整備総合交付金などにより、平成17年度比較で13%増の約74億円となっており、減少を見込んだまちづくり計画と比較しても、約4億円の増となっています。
- (オ) 地方債（平成25年度）は、最少額となった平成19年度よりも増加していますが、平成17年度比較で約14%の減であるとともに、まちづくり計画と比較しても約7億円の減となっています。

イ 歳出

(単位:百万円、%)

区分		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25の 対H17比
歳出合計		51,724	47,228	46,646	46,740	44,395	42,688	42,161	42,085	51,511	99.6%
		50,975	49,249	46,747	48,865	52,913	54,378	54,899	51,769	52,401	102.8%
		△749	2,021	101	2,125	8,518	11,690	12,738	9,684	890	—
主な内訳	1 人件費	11,255	11,331	11,057	11,003	10,284	10,534	9,851	9,632	9,386	83.4%
		10,360	10,280	10,263	10,183	9,927	9,713	9,724	9,589	9,089	87.7%
		△895	△1,051	△794	△820	△357	△821	△127	△43	△297	—
	2 扶助費	4,535	4,507	4,481	4,449	4,416	4,385	4,370	4,355	9,762	215.3%
		5,980	6,121	6,498	6,713	7,205	8,927	9,326	9,566	9,665	161.6%
		1,445	1,614	2,017	2,264	2,789	4,542	4,956	5,211	△97	—
	3 公債費	7,714	7,632	7,606	7,770	8,036	7,672	7,307	7,355	7,206	93.4%
		7,810	7,374	7,296	7,195	7,120	6,858	7,100	7,324	7,358	94.2%
		96	△258	△310	△575	△916	△814	△207	△31	152	—
	4 物件費	5,942	5,941	5,941	5,745	5,555	5,370	5,194	5,022	5,541	93.3%
		5,178	4,781	4,933	4,958	5,250	5,162	5,442	5,659	5,538	107.0%
		△764	△1,160	△1,008	△787	△305	△208	248	637	△3	—
	5 維持補修費	722	722	722	722	722	723	723	723	1,243	172.2%
		1,043	746	779	885	907	932	969	961	925	88.7%
		321	24	57	163	185	209	246	238	△318	—
	6 補助費等	2,559	2,560	2,560	2,559	2,560	2,559	2,560	2,559	2,354	92.0%
		2,589	2,414	2,313	2,394	4,261	2,483	2,515	2,308	2,404	92.9%
		30	△146	△247	△165	1,701	△76	△45	△251	50	—
	7 積立金	4,250	250	250	250	250	250	1,115	1,429	1,952	45.9%
		3,354	3,806	2,566	2,588	2,578	3,046	4,528	2,542	3,947	117.7%
		△896	3,556	2,316	2,338	2,328	2,796	3,413	1,113	1,995	—
	8 繰出金	3,656	3,726	3,836	4,642	3,972	4,022	4,068	4,137	4,931	134.9%
		4,016	4,225	4,326	4,605	5,134	6,468	5,442	5,305	5,207	129.7%
		360	499	490	△37	1,162	2,446	1,374	1,168	276	—
9 普通建設事業費	10,730	10,198	9,832	9,239	8,239	6,813	6,613	6,513	8,792	81.9%	
	10,134	8,440	6,835	8,527	10,032	10,482	9,604	8,299	8,128	80.2%	
	△596	△1,758	△2,997	△712	1,793	3,669	2,991	1,786	△664	—	

※ 端数以下を四捨五入で調整したため、合計が一致しない場合がある。

イ 歳出

(ア) 歳出については、アウトソーシングの推進や医療・保険を始め社会保障制度の見直しなどの状況の変化はありますが、歳出合計（平成25年度）は、平成17年度比較で約103%となっており、臨時的な経済雇用対策などの実施による影響はあるものの、適正な財政規模への転換を進めています。

(イ) 人件費（平成25年度）の削減額は、平成17年度比較で約13億円となっており、これは、定員適正化方針に基づく定員管理が進展しつつあると思われます。

(ウ) 扶助費（平成25年度）は、社会保障制度の拡充などにより平成17年度比較で、約37億円の増となっています。

(エ) 公債費（平成25年度）は、毎年度の借入額抑制及び借入金利低下により、平成17年度比較で約5億円の減となっています。

(オ) 普通建設事業費は、市債残高圧縮への流れの中で抑制基調にあり、平成19年度には約68億円にまで減少しましたが、平成20年度以降は、大型事業や国の景気対策の実施などにより、増となっています。

なお、財政計画については、地方交付税の特別措置が終了する平成32年度までの財政運営を示すものとして、経費削減において執り得る手法等を可能な限り具体的に明示した「財政運営プログラムを」を平成24年度に策定しました。

第4章 合併の効果

1 市政改革における効果額

(1) 人件費の削減効果額

旧市町村の特別職に係る人件費が3億千百万円（平成15年度決算）だったものが、合併により、4千8百万円（平成17年度決算）まで削減しました。平成25年度では、4千3百万円となっています。

また、旧市町村の議会議員（130人）に係る報酬額が5億4千9百万円（平成15年度決算）だったものが、合併以後、新市の定数（34人）となることにより、1億9千8百万円（平成21年度決算）にまで削減しました。平成24年10月の選挙から議員定数が26人に変更され、平成25年度では1億5千万円となっています。

職員給についても、定員適正化の取組により年々削減しており、平成21年度には、平成15年度比較で6億5千万円を削減することができました。平成25年度では、57億8千9百万円となっており、平成15年度比較で13億3千3百万円を削減することができました。

しかしながら、退職手当及び負担金は、「団塊の世代」の大量退職や本市が加入する鹿児島県市町村総合事務組合が実施する特別勧奨退職制度を活用した早期退職者に伴う退職負担金の増、鹿児島県市町村職員共済組合の負担率の改定に伴う共済負担金の増等により、平成21年度は平成15年度比較で3億5千万円の増となりました。その後、平成21年度を境に減少しています。

その結果、人件費全体の削減については、平成15年度決算106億6千万円から平成21年度決算の比較で7億3千万円の削減に留まりました。平成25年度では、15億6千8百万円の削減となっています【表14】。

なお、各種非常勤特別職の定数や報酬額については、【表15-1、2】のように調整しました。

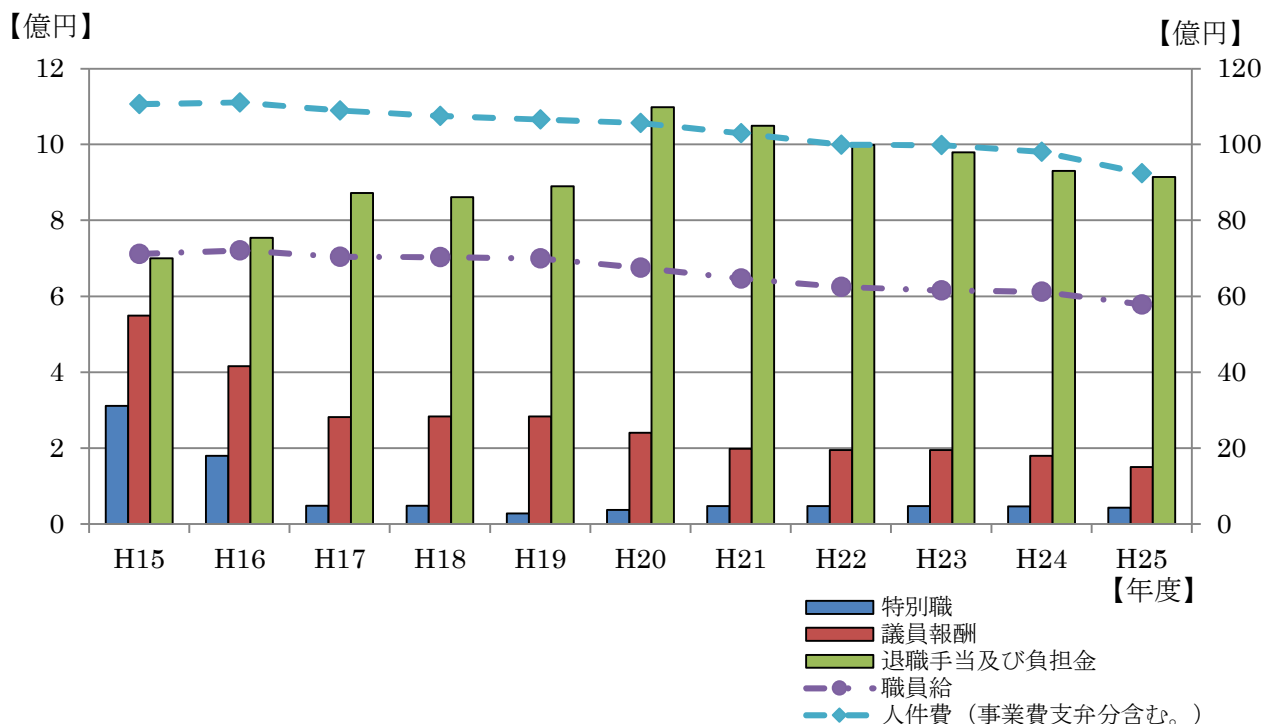
【表14】普通会計決算における人件費の推移（『地方財政状況調査』から抜粋）（単位：百万円、%）

	H15（※）	H16	H17	H18	H19	H20	H21
人件費	10,657	10,554	10,360	10,280	10,263	10,183	9,927
うち特別職	311	180	48	48	28	37	47
うち議員報酬	549	416	282	283	283	240	198
うち委員等報酬	586	612	777	691	686	698	721
うち職員給	7,122	7,212	7,043	7,035	7,003	6,759	6,472
うち給料	4,509	4,392	4,439	4,396	4,338	4,172	4,083
うち各種手当	2,613	2,820	2,604	2,639	2,665	2,587	2,389
うち共済組合負担金	1,303	1,291	1,235	1,263	1,286	1,264	1,349
うち退職手当及び負担金	700	754	872	861	890	1,098	1,049
事業費支弁人件費	412	557	541	473	398	389	372
事業費支弁人件費を含む人件費	11,069	11,111	10,901	10,753	10,660	10,571	10,299
歳出に占める人件費の割合	19.0%	19.4%	21.4%	21.8%	22.8%	21.6%	19.5%

※ 平成15年度は、合併前の旧市町村と川内地区消防組合、甕島衛生管理組合、西薩衛生処理組合を合算したものです。

	H22	H23	H24	H25	対H15比
人件費	9,713	9,724	9,589	9,089	85.3%
うち特別職	47	47	46	43	13.8%
うち議員報酬	195	195	180	150	27.3%
うち委員等報酬	717	714	750	739	126.1%
うち職員給	6,251	6,154	6,121	5,789	81.3%
うち給料	4,050	3,993	3,976	3,702	82.1%
うち各種手当	2,201	2,161	2,145	2,087	79.9%
うち共済組合負担金	1,413	1,536	1,462	1,356	104.1%
うち退職手当及び負担金	999	979	930	914	130.6%
事業費支弁人件費	280	260	217	156	37.9%
事業費支弁人件費を含む人件費	9,993	9,984	9,806	9,245	83.5%
歳出に占める人件費の割合	18.4%	18.2%	18.9%	17.7%	—

人件費及び主な内訳の年度推移について（普通会計決算から抜粋）



【表 15-1】各種非常勤特別職の合併前との比較 (単位：人、円)

		合併前各自治体									
		川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町	
		定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額
教育委員会	委員長	1	71,000	1	56,100	1	56,100	1	56,100	1	56,100
	委員	4	49,000	4	37,700	4	37,700	4	37,700	4	37,700
選挙管理委員会	委員長	1	55,000	1	6,300	1	6,300	1	6,300	1	6,300
	委員	3	44,000	3	6,200	3	6,200	3	6,200	3	6,200
公平委員会	委員長	1	7,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	委員	2	7,100	—	—	—	—	—	—	—	—
監査委員	代表	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	識見	1	120,000	1	56,300	1	57,500	1	42,500	1	56,300
	議会	1	50,000	1	53,900	1	52,100	1	38,300	1	53,900
農業委員会	会長	1	71,000	1	57,100	1	57,100	1	57,100	1	57,100
	代理	1	56,000	1	38,400	1	38,400	1	38,400	1	38,400
	委員	18	49,000	8	38,400	8	38,400	8	38,400	8	38,400
甌農業委員会	会長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	代理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	委員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会	委員長	1	7,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	委員	2	7,100	3	6,200	3	6,200	3	6,200	3	6,200

- ※ 合併前各自治体については、川薩地区法定合併協議会資料から抜粋
- ※ 公平委員会、固定資産評価審査委員会は日額、それ以外は月額の一人名あたり報酬額
- ※ 選挙管理委員会は、旧川内市は月額、それ以外の旧町村は日額報酬
- ※ 監査委員は、旧鹿島村は日額、それ以外の旧市町村は月額報酬

【表 15-2】各種非常勤特別職の合併前との比較

(単位：人、円)

		合併前各自治体								薩摩川内市					
		里村		上甌村		下甌村		鹿島村		合併当初 (H16.10)		H22.4		H26.4	
		定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額
教育委員会	委員長	1	54,400	1	56,000	1	56,000	1	46,200	1	71,000	1	71,000	1	71,000
	委員	2	36,900	2	37,700	4	37,700	2	35,300	4	49,000	4	49,000	4	49,000
選挙管理委員会	委員長	1	6,300	1	6,300	1	6,300	1	6,300	1	55,000	1	55,000	1	55,000
	委員	3	6,200	3	6,200	3	6,200	3	6,100	3	44,000	3	44,000	3	44,000
公平委員会	委員長	—	—	—	—	—	—	—	—	1	7,700	1	7,700	1	7,700
	委員	—	—	—	—	—	—	—	—	2	7,100	2	7,100	2	7,100
監査委員	代表	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	158,000	1	158,000
	識見	1	54,400	1	56,000	1	56,000	1	8,400	2	120,000	1	138,000	1	138,000
	議会	1	36,900	1	37,700	1	37,700	1	8,300	1	53,400	1	53,400	1	53,400
農業委員会	会長	1	54,400	1	57,100	1	57,100	—	—	1	71,000	1	71,000	1	71,000
	代理	1	36,900	1	38,400	1	38,400	—	—	2	56,000	2	56,000	2	56,000
	委員	8	36,900	8	38,400	8	38,400	—	—	58	49,000	38	49,000	39	49,000
甌農業委員会	会長	—	—	—	—	—	—	—	—	1	71,000	1	71,000	—	—
	代理	—	—	—	—	—	—	—	—	1	56,000	1	56,000	—	—
	委員	—	—	—	—	—	—	—	—	12	49,000	8	49,000	—	—
固定資産評価審査委員会	委員長	1	6,100	—	—	—	—	—	—	1	7,700	1	7,700	1	7,700
	委員	2	5,900	3	5,900	3	5,900	3	5,800	2	7,100	2	7,100	2	7,100

※ 合併前各自治体については、川薩地区法定合併協議会資料から抜粋

※ 公平委員会、固定資産評価審査委員会は日額、それ以外は月額の一人名たり報酬額

※ 選挙管理委員会は、旧川内市は月額、それ以外の旧町村は日額報酬

※ 監査委員は、旧鹿島村は日額、それ以外の旧市町村は月額報酬

※ 甌農業委員会は、平成23年5月に合併

(2) アウトソーシングによる効果

本市では、市有施設及び市の事務・事業を企業・団体等へ外部委託又は民営化等（アウトソーシング）を行うため、「薩摩川内市アウトソーシング方針（計画期間：平成17年度～平成21年度）」を策定しました。この方針に基づき、指定管理者制度の導入や民営化、業務委託等を行いました。

また、本市が所有する財産について、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の最小化を図るため、真に必要な財産のみを所有するための「薩摩川内市公有財産利活用基本方針」を平成22年4月に策定し、現在では、財産仕分けに取り組んでいます。

ア 指定管理者制度導入による実質効果額

平成18年度の制度導入による効果額を算定するため、平成17年度及び18年度の持出し額を決算ベースで比較したところ、以下のように1億2千6百万円の削減効果がありました。

- ① 持出し額の削減 : △7千3百万円
- ② 補助金・繰出金の削減 : △5千3百万円
- 実質効果額 : △1億2千6百万円 (①+②)



【指定管理者制度導入施設の年度別推移】

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26.4.1現在の導入施設数
施設数	108	278	3	1	5	12	0	0	0	3	391

イ 施設の廃止・民営化等の主な実施状況

年度	施設名	区分	備考
17	観光研修複合施設「すのさき荘」	廃止	
18	東京事務所	廃止	職員2人削減
19	養護老人ホーム和光園	民営化	職員18人削減 建物：無償譲渡、土地：有償譲渡
	祁答院さざらし会館	民営化	有償譲渡
	祁答院下之湯公衆浴場施設	民営化	有償譲渡
	浦内小学校	廃止	
	学校給食センター	統廃合及び業務委託	職員19人削減
20	川内保育園	民営化	職員9人削減 建物：無償譲渡、土地：有償譲渡
21	里トンボロ元気づくり館	廃止	
	鹿島へき地保健福祉館	廃止	
	鹿島老人いこいの家	廃止	
	倉野小学校	廃止	
22	野下小学校	廃止	貸付 H25.5～
	平良小学校	廃止	
23	祁答院共同福祉施設「ワーキング」	廃止	
	寄田小学校	廃止	貸付 H25.5～
	滄浪小学校	廃止	
	青瀬小学校	廃止	H25.4～下甌保育園として一部利用、 H25.9～かのこ幼稚園
	子岳小学校	廃止	
	高城西中学校	廃止	
24	川内環境センター	解体	
	鹿島バス車庫	貸付	H24.4～
	上甌バス事業所	貸付	H24.4～
	下甌バス事業所	貸付	H24.4～
	水引児童クラブ	廃止	
	永利児童クラブ	貸付	H24.4～
	里老人生きがい作業場	貸付	H25.1～
	西方小学校	廃止	

24	藤本小学校	廃止	
	西山小学校	廃止	
25	上甌在宅介護支援センター	廃止	
	下甌在宅介護支援センター 甌島敬老園	廃止	
	在宅介護支援センター 鹿島園	廃止	
	里在宅介護支援センター	廃止	
	瀬尾地区集会所	民営化	無償譲渡
	いこいの村いむた池	民営化	無償譲渡
	湯田小学校	廃止	
26	上甌江石運動広場	廃止	
	吉川小学校	廃止	
	手打幼稚園	廃止	

※ 民営化等に伴う土地、建物の処分額は、「(3) 市有財産の処分による効果額」に含まれている。

※ 6 牧場、2 畜舎除く。

(3) 市有財産の処分による効果額

合併以後、市が有する土地や建物、分譲団地及び公用車の処分により、延べ約 17 億円の効果をあげることができました【表 16】。

【表 16】市有財産の処分状況

(単位：件、台、千円)

項目	H17		H18		H19		H20		H21	
	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額
土地処分	売却	25 件 280,215	12 件 20,691	23 件 147,502	33 件 144,114	17 件 145,781				
建物処分	売却	— —	— —	2 件 3,225	1 件 4,018	1 件 3,676				
分譲団地処分	売却	— —	1 件 4,739	8 件 32,757	1 件 4,668	3 件 16,079				
公用車処分	売却	39 台 3,868	28 台 1,838	3 台 1,549	2 台 1,492	8 台 578				
計		— 284,083	— 27,268	— 185,033	— 154,292	— 166,114				

項目	H22		H23		H24		H25		H26		計
	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額	
土地処分	売却	22 件 522,966	30 件 26,634	15 件 61,464	11 件 29,332	24 件 153,187	1,531,886				
建物処分	売却	2 件 2,593	— —	2 件 339	1 件 687	2 件 1,831	16,369				
分譲団地処分	売却	4 件 19,121	3 件 16,680	1 件 2,300	6 件 20,440	3 件 12,030	128,814				
公用車処分	売却	6 台 2,155	7 台 538	14 台 663	21 台 4,036	15 台 2,369	19,086				
計		— 546,835	— 43,852	— 64,766	— 54,495	— 169,417	1,696,155				

※H23 船舶(旧かのこ)含む。

2 合併特例債等を活用して実施した事業

合併市町村における一体性の速やかな確立やまちづくりの計画的な実施支援を目的として、合併した自治体のみに認められる「合併補助金」や「合併特例債」等を活用して以下のように学校施設の整備や消防・救急体制の充実を図り、地域格差の是正に取り組むことができました【参考7】。

また、既存の地方債である過疎地域の自立促進を目的とする「過疎対策事業債」や辺地における生活文化水準の格差是正を目的とする「辺地対策事業債」も活用して、排水処理施設や市道・林道の整備等を推進することができました。

合併特例債等を活用して実施した事業を第1次薩摩川内市総合計画基本構想でうたっている施策の基本方針ごとに整理すると以下のとおりとなり、今回新たに平成22年度から平成25年度実績分を追加しました。

今回追加しました事業の事業費合計は182億2千万円となりました。その財源のうち、起債額等の合計は106億1千万円であり、このうち市町村合併特例事業債（合併特例債）の起債額は95億3千万円となりました。合併後から平成25年度までの合併特例債活用額合計は178億3千万円となりました。

合併特例債の活用額の目安については、新市まちづくり計画に「約200億円」と記載していましたが、平成24年6月27日に公布されました「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により合併特例債の起債可能期間が5年間延長されたことを受け、本市では平成25年度に新市まちづくり計画の変更を行い、計画期間を当初の平成26年度までから平成31年度までとし、併せて合併特例債の活用額を「約300億円」に引き上げました。引き上げた理由は、合併後10年間で新市まちづくり計画に位置づけた施策や事業で対応できていないものがあること、また併せて、今後取り組んでいく本市の一体的な地域発展を推進する事業にも合併特例債が活用できるようにするためです。なお、平成26年度に合併特例債を活用し、地域振興及び地域経済の活性化に要する経費の財源に充てるための地域活性化基金を造成（基金額40億円、うち合併特例債38億円活用）しました。

(1) コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名（小項目）	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
地区コミュニティセンター等の機能の強化	藤本地区コミュニティセンター整備事業	合特債	29,487	27,700	H17
		小計	29,487	27,700	

(2) 健康で共に支え合うまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名（小項目）	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
健康づくりの推進	健康管理システム統合事業	補助金	24,150	24,000	H18
医療体制の充実	診療所施設整備	過疎債	7,192	4,300	H16
	手打診療所	過疎債	49,455	9,800	H17
	へき地診療所医療機器整備事業 外3件	辺地債	103,297	28,500	H16
	上甕地域医療従事者住宅整備事業	辺地債	59,098	12,000	H20
		小計	243,192	78,600	

(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名(小項目)	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
生涯学習関連施設の整備	里公民館空調設備改修事業	交付金	27,937	26,790	H21
学校教育施設等の整備・充実	学校施設アスベスト除去事業	合特債	40,477	26,400	H22
	東郷地域小中一貫校整備事業	合特債	14,231	8,600	H25
	可愛小学校大規模改造事業 外2件	合特債	133,527	113,100	H17
	亀山小学校大規模改造事業 外2件	合特債	298,109	283,000	H18
	八幡小学校水泳プール改築事業	合特債	58,102	36,200	H19
	育英小学校教室棟新增築事業 外1件	合特債	238,133	142,900	H20
	高来小学校屋内運動場建設事業	合特債	202,569	192,400	H17
	永利小学校屋内運動場新增築事業 外1件	合特債	111,645	46,200	H21
	川内小学校教室棟大規模改造事業	合特債	143,664	41,700	H22
	海星中学校大規模改造事業	合特債	110,061	74,600	H17
	川内北中学校南校舎大規模改造事業 外1件	合特債	188,930	93,200	H22
	川内北中学校中校舎大規模改造事業 外1件	合特債	561,958	360,000	H23
	平佐西小学校南東校舎新增改築事業 外1件	合特債	129,641	62,500	H24
	平佐西小学校南東校舎新增改築事業 外1件	合特債	216,023	52,200	H25
	学校給食センター機能統合事業		合特債	47,261	10,600
合特債			8,803	8,300	H19
補助金			36,540	32,200	H18
文化活動の推進	旧増田家住宅保存整備事業	過疎債	52,421	14,000	H22
		過疎債	74,130	19,800	H23
		過疎債	83,721	22,100	H24
		小計	2,777,883	1,666,790	

(4) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名(小項目)	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
防災体制の強化	防災行政無線デジタル化整備事業	合特債	1,235,425	1,115,400	H20
		合特債	446,283	423,900	H21
		合特債	482,961	458,800	H22
		合特債	719,976	683,900	H23
		合特債	943,684	896,500	H24
		合特債	333,078	316,300	H25
	長浜緊急避難所施設整備	合特債	38,983	10,400	H17
	気象観測設備整備事業	補助金	11,970	11,000	H18
消防・救急体制の充実	祁答院分署建設事業	合特債	14,595	13,800	H16
		合特債	12,292	11,600	H17
	消防団車庫詰所新築事業	合特債	13,230	12,500	H17
		合特債	43,653	41,400	H18
		合特債	15,684	14,800	H19
		合特債	20,491	19,400	H20
		合特債	21,076	20,000	H21
		合特債	29,446	27,900	H24
		合特債	23,132	21,600	H25
		合特債	19,958	18,900	H17
	消防資機材整備事業(ポンプ車等)	合特債	24,356	23,000	H18
		合特債	8,651	8,200	H19
		合特債	42,658	31,000	H23
		合特債	207,468	136,800	H24
		合特債	27,447	14,100	H25
		合特債	4,096	3,800	H17
	防火水槽設置事業	合特債	15,294	12,200	H18
		合特債	7,877	7,400	H19
合特債		8,459	8,000	H20	
合特債		8,690	8,200	H21	
合特債		8,690	8,200	H21	
合特債		14,240	6,900	H22	

		合特債	4,869	4,600	H23
		合特債	8,598	4,000	H24
消防庁舎等建設事業		合特債	11,911	11,300	H19
		合特債	20,600	19,500	H20
		合特債	427,170	405,800	H24
		合特債	732,670	696,000	H25
		合特債	18,200	17,200	H25
	消防通信指令センター総合整備事業	合特債	18,200	17,200	H25
	祁答院分署庁舎新築工事	補助金	127,292	115,000	H17
	消防団車両無線機整備事業	補助金	8,746	8,000	H18
	(線) 消防団携帯無線機整備事業	補助金	9,555	4,000	H18
	(線) 消防団車両整備事業	補助金	33,445	28,000	H18
	(線) 消防団無線中継局整備事業	補助金	5,544	3,000	H18
	消防施設整備事業(防火水槽) 鹿島地区・上手地区	過疎債	5,754	5,400	H16
	南瀬分団車庫詰所新築事業 外2件	過疎債	30,477	30,300	H17
	祁答院上手分団車庫詰所整備事業 外2件	過疎債	21,915	18,600	H19
	祁答院黒木分団車庫詰所整備事業 外2件	過疎債	15,047	13,400	H20
	祁答院藺牟田分団ポンプ車整備事業 外3件	過疎債	57,369	51,400	H21
	東部署水槽付消防ポンプ自動車整備事業 外3件	過疎債	75,943	48,300	H22
防火水槽整備事業 外3件	過疎債	31,510	15,300	H23	
副田分団車庫詰所建設事業 外1件	過疎債	31,516	21,300	H24	
消防ポンプ自動車整備事業	過疎債	18,942	18,900	H25	
上甑中央分団江石部車庫詰所整備事業 外1件	辺地債	29,616	9,800	H25	
ごみ処理施設の機能の充実	樋脇地域粗大ごみ中継施設整備事業	合特債	18,476	17,500	H18
	一般廃棄物処理事業	合特債	7,914	7,500	H24
		合特債	41,585	39,400	H25
	川内クリーンセンターテント倉庫新築事業	交付金	16,730	10,000	H17
最終処分場の整備	川内クリーンセンター最終処分場築堤工事	合特債	19,950	18,900	H17
し尿処理施設の整備・充実		合特債	633,508	440,500	H21
		合特債	1,878,419	836,900	H22
		合特債	1,778,971	1,648,600	H23
小型合併処理浄化槽の整備の促進	合併浄化槽設置整備事業	過疎債	12,700	2,200	H16
	小型合併処理浄化槽設置整備事業	過疎債	13,269	5,800	H17
	浄化槽市町村整備促進事業	過疎債	35,536	7,000	H16
		過疎債	34,080	7,200	H17
	特定地域生活排水処理施設事業(浄化槽市町村整備推進事業)	過疎債	32,092	7,400	H18
		過疎債	11,839	2,500	H19
		過疎債	7,910	1,700	H20
上甑地域浄化槽施設整備事業	過疎債	16,574	4,000	H21	
農業・漁業集落排水施設等の適正な維持管理	前処理施設脱臭設備設置	過疎債	11,025	600	H16
	里地区農業集落排水事業	過疎債	318,100	143,100	H16
		過疎債	356,597	84,200	H17
	祁答院中央地区農業集落排水施設整備事業	過疎債	23,650	5,800	H20
		過疎債	48,687	12,100	H21
	手打地区漁業集落排水施設整備事業	過疎債	50,000	12,500	H19
		過疎債	111,695	17,400	H20
		過疎債	200,713	55,600	H21
		過疎債	450,119	41,200	H22
		過疎債	272,147	51,700	H23
		過疎債	223,289	32,300	H24
		過疎債	24,861	2,700	H25
上水道・簡易水道の計画的な整備及び維持管理	水道未普及地域解消事業 外2件	過疎債	207,071	66,300	H16
	里地区簡易水道基幹改良事業	過疎債	151,450	9,700	H17
	里地区簡易水道基幹改良事業 外2件	過疎債	92,475	12,400	H18
	里簡易水道建設事業 外2件	過疎債	115,767	13,600	H19
	祁答院地区簡易水道統合整備事業	過疎債	33,870	12,700	H22
		過疎債	136,184	50,700	H23
		過疎債	96,812	35,200	H24
	浄水施設整備事業(上甑)	辺地債	68,497	18,600	H16
	浄水施設整備事業(上甑)	辺地債	58,000	15,000	H17
	中甑地区簡易水道統合整備事業	辺地債	60,000	14,800	H19
中甑地区簡易水道統合整備事業 外2件	辺地債	182,667	41,800	H20	

	中甌地区簡易水道再編推進事業 外4件	辺地債	160,789	38,200	H21
	中甌地区簡易水道再編推進事業 外2件	辺地債	211,203	51,100	H22
	手打地区簡易水道基幹改良事業 外3件	辺地債	111,509	26,100	H23
	手打地区簡易水道基幹改良事業 外1件	辺地債	151,825	33,000	H24
	手打地区簡易水道基幹改良事業 外1件	辺地債	66,557	13,400	H25
		小計	15,076,954	9,895,700	

(5) 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名(小項目)	活用市債等	事業費	起債額等	起債年度	
畜産振興対策の推進	手打地区家畜排泄物処理高度化施設整備事業	過疎債	32,471	21,900	H16	
農村地域の振興	野下地区コミュニティセンター整備事業	過疎債	29,133	23,900	H16	
農業・農村基盤整備の推進	川江地区水質保全対策(負担金)事業	合特債	7,442	6,900	H18	
	中山地区活力あるむらづくり支援事業	過疎債	4,809	1,100	H16	
	副田地区農道舗装事業 外4件	過疎債	70,293	37,500	H16	
	県単独農業農村(基幹農道)整備事業 片野地区	過疎債	16,500	8,200	H18	
	農業農村地域活性化推進施設等整備事業 樋牟礼2期地区	過疎債	10,000	5,500	H19	
	大山ノ口地区農道改良舗装事業	過疎債	22,000	9,900	H20	
	東郷中央地区県営農村振興総合整備事業		過疎債	33,456	12,600	H17
			過疎債	46,294	25,000	H18
			過疎債	46,331	8,300	H19
			過疎債	19,490	2,700	H20
			過疎債	26,622	1,400	H21
			過疎債	20,411	2,900	H22
		東郷中央地区県営農村振興総合整備事業 外1件	過疎債	19,931	5,800	H23
	東郷中央地区県営農村振興総合整備事業	過疎債	12,577	200	H24	
林業生産基盤の整備	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 山林用防火水槽 外2件	過疎債	92,860	22,200	H16	
	林道永山線舗装事業 外3件	過疎債	111,200	35,600	H16	
	特定離島ふるさとおこし推進事業 青瀬線 外3件	過疎債	110,115	30,700	H18	
	林道遠見ヶ城線開設事業 外7件	過疎債	199,140	66,100	H19	
	林道新ヶ倉1号線育成林整備事業 外2件	過疎債	99,390	31,200	H20	
	林道新ヶ倉1号線育成林整備事業 外4件	過疎債	150,680	47,100	H21	
	林道大平良線開設事業		過疎債	104,714	34,800	H22
			過疎債	79,876	25,100	H23
			過疎債	71,308	22,400	H24
		林道津田鬼川内線開設事業 外2件	辺地債	252,280	73,100	H16
		資源循環林整備事業(津田鬼川内線) 外2件	辺地債	242,440	77,500	H17
		道整備交付金 津田鬼川内線開設事業 外2件	辺地債	158,102	51,100	H18
		林道津田鬼川内線開設事業 外2件	辺地債	86,098	29,900	H19
		林道津田鬼川内線開設事業	辺地債	28,820	8,300	H20
		林道椿線舗装事業	辺地債	22,090	7,900	H21
		林道釣掛線改良事業	辺地債	35,000	6,300	H22
		林道釣掛線開設事業	辺地債	30,000	5,400	H24
	林道釣掛線開設事業 外1件	辺地債	70,000	12,600	H25	
つくり育てる漁業の推進	藻場造成事業	過疎債	4,578	3,900	H16	
観光施設の機能充実	観光船「かのこ」新船建造事業	辺地債	94,500	85,000	H22	
		小計	2,460,951	850,000		

(6) 都市力を創出するまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名(小項目)	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度		
計画的な土地区画整理事業の推進	川内駅周辺地区	合特債	770,903	380,100	H17		
		合特債	990,822	475,200	H18		
		合特債	654,285	312,700	H19		
		合特債	458,440	232,700	H20		
		合特債	399,800	217,500	H21		
		合特債	212,410	88,400	H22		
		合特債	67,892	29,000	H23		
		合特債	37,001	13,500	H24		
		合特債	62,060	36,700	H25		
	天辰第一地区	合特債	400,796	142,900	H17		
		合特債	420,561	162,900	H18		
		合特債	326,741	129,000	H19		
		合特債	201,708	77,300	H20		
		合特債	193,491	75,200	H21		
		合特債	193,837	75,600	H22		
		合特債	214,670	83,600	H23		
		合特債	193,296	52,500	H24		
	入来温泉場地区	合特債	116,659	45,300	H25		
		合特債	50,000	21,300	H17		
		合特債	51,000	21,800	H18		
		合特債	88,400	37,700	H19		
		合特債	77,500	33,100	H20		
		合特債	239,860	102,300	H21		
		合特債	334,157	142,200	H22		
		合特債	379,183	161,100	H23		
		合特債	340,660	142,600	H24		
	公園緑地の計画的な整備及び適正な維持管理の推進	緊急地方道中通線開設事業	合特債	70,778	12,000	H25	
		隈之城川河川公園整備事業	過疎債	154,000	10,800	H16	
			合特債	54,842	52,100	H16	
		三堂公園整備事業	合特債	87,789	83,400	H17	
			総合運動公園投球打撃練習場新築工事	合特債	32,400	30,200	H17
			合特債	79,820	50,500	H19	
合特債			39,296	29,400	H20		
合特債			58,400	36,900	H21		
合特債			119,661	52,400	H22		
合特債			62,365	29,600	H23		
合特債			54,287	24,900	H24		
三堂公園整備事業 外1件			合特債	49,477	23,400	H25	
丸山自然公園整備事業 外1件			過疎債	39,600	39,600	H16	
丸山自然公園整備事業 外1件		過疎債	22,318	21,500	H18		
丸山自然公園整備事業		過疎債	9,921	9,000	H19		
	過疎債	150,063	91,800	H20			
市道の整備の推進	隈之城高城線整備事業 外7件	合特債	178,495	151,900	H17		
	斧淵中央線道路改良舗装整備事業 外13件	合特債	369,722	283,400	H18		
	御陵下瀬ノ岡線道路改良舗装整備事業 外6件	合特債	269,138	251,200	H19		
	隈之城高城線道路改良舗装整備事業 外1件	合特債	37,799	16,100	H19		
	今寺松岡線道路改良舗装事業 外6件	合特債	254,622	171,400	H20		
	今寺松岡線道路改良舗装事業 外3件	合特債	227,409	127,800	H21		
	瀬ノ岡丸山線道路整備事業 外1件	合特債	184,378	71,600	H22		
	今寺松岡線道路改良舗装事業	合特債	29,601	28,100	H23		
	本川上大迫線道路改良舗装事業 外1件	合特債	26,726	25,100	H24		
	本川上大迫線道路改良舗装事業 外1件	合特債	25,280	22,100	H25		
	町道大坪小原線改良舗装事業 外23件	過疎債	513,600	513,600	H16		
	芝町2号線道路改良事業 外16件	過疎債	428,492	272,300	H17		
	上之湯新開線道路改良整備事業 外10件	過疎債	366,878	227,500	H18		
	武田水戸線道路改良舗装整備事業 外6件	過疎債	145,525	115,300	H19		
	武田水戸線道路改良舗装事業(一般道路) 外7件	過疎債	202,211	159,600	H20		
	武田水戸線道路改良舗装事業(一般道路) 外6件	過疎債	151,301	108,600	H21		
	村子田鹿子田線道路改良舗装事業(一般道路) 外3件	過疎債	79,516	42,800	H22		

	村子田鹿子田線道路改良舗装事業（一般道路） 外3件	過疎債	151,431	91,200	H23
	武田水戸線道路改良舗装事業（一般道路） 外5件	過疎債	108,606	97,400	H24
	船見線道路改良舗装事業（一般道路） 外5件	過疎債	124,024	122,200	H25
	水戸線道路改良舗装事業 外4件	辺地債	128,253	123,200	H16
	長牟田線道路改良舗装事業 外3件	辺地債	90,069	41,300	H17
	長牟田線道路改良舗装整備事業 外2件	辺地債	141,091	93,600	H18
	長牟田線道路改良舗装整備事業 外2件	辺地債	66,918	34,000	H19
	長野線道路改良舗装整備事業（一般道路） 外2件	辺地債	107,426	51,600	H20
	長野線道路改良舗装整備事業（一般道路） 外2件	辺地債	54,074	29,200	H21
	手打4号線整備事業 外1件	辺地債	21,535	7,800	H25
	岩下焼山線道路改良舗装整備事業	交付金	8,100	6,800	H17
	小野線整備事業	交付金	18,824	15,000	H17
	上之湯新開線整備事業	交付金	37,003	20,000	H17
	立石線道路改良舗装事業	交付金	24,910	23,000	H17
	新谷線道路改良事業	交付金	14,016	12,000	H17
	斧淵中央線改良事業	交付金	24,274	7,000	H17
	木場日高線道路改良舗装事業	交付金	30,590	20,000	H17
	大村団地線道路改良舗装事業	交付金	53,811	48,200	H17
	市の浦線整備事業（特殊改良）	交付金	103,110	7,000	H17
交通サービスの強化	横馬場田崎線道路整備事業 外2件	合特債	264,833	106,300	H20
	横馬場田崎線道路整備事業 外1件	合特債	603,245	257,000	H21
	横馬場田崎線道路整備事業 外1件	合特債	158,702	66,300	H22
	横馬場田崎線道路整備事業	合特債	452,429	170,900	H23
	横馬場田崎線道路整備事業 外2件	合特債	925,439	396,000	H24
	川内甌島航路新高速船建造事業 外3件	合特債	1,509,557	684,100	H25
	駅前白和線整備事業	交付金	62,019	6,000	H17
港湾機能の強化	川内甌島航路待合所等建設事業	合特債	181,428	155,800	H25
ネットワークサインの整備	公共サイン改修整備事業	交付金	28,500	25,000	H17
情報通信基盤の充実	移動通信用鉄塔施設整備事業（伝送路）	合特債	11,025	10,400	H18
	移動通信用鉄塔整備事業（離振）	過疎債	25,071	25,000	H18
高度情報通信システムの構築	ふれあい情報ネットワーク	合特債	392,700	373,100	H16
	本土・甌島間ネットワーク増速整備事業	合特債	826,839	626,200	H20
	ネットワークサーバディスク拡張事業	補助金	11,449	10,900	H16
	ホストコンピュータディスク拡張事業	補助金	8,400	7,900	H16
	財務会計オンライン端末機整備事業	補助金	13,187	13,000	H17
	基幹系電算システム統合整備事業	交付金	163,261	160,000	H15
	電算システム統合事業	交付金	294,299	200,000	H16
	ホームページ及びCMS再構築事業	交付金	14,058	14,000	H19
	施設予約システム導入事業	交付金	12,600	11,600	H19
	支所パソコン・プリンター導入事業	交付金	26,373	24,100	H19
	統合型GIS導入事業	交付金	111,090	100,000	H20
	行政ネットワーク再構築事業	交付金	36,686	36,600	H20
	統合型GIS公開システム構築事業	交付金	3,150	3,150	H21
		小計	19,496,247	10,811,950	

(7) 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり (単位：千円)

施策名	事業名（小項目）	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
実効性の高い行政運営の推進	事務事業評価制度導入事業	補助金	5,596	5,000	H17
	統合内部システム導入事業	交付金	56,490	56,400	H18
	統合内部システム導入事業（Ⅱ期）	交付金	53,592	53,500	H20
		交付金	81,597	81,590	H21
公共施設の整備・管理	庁舎改修事業	補助金	13,545	11,000	H16
	庁舎南別館増築事業	補助金	374,972	374,000	H17
持続可能な財政構造の確立	固定資産現況調査事業	補助金	84,928	84,000	H17
		補助金	49,875	49,000	H18
		小計		720,595	714,490

※ 表中「活用市債等」について

- ・ 合特債：市町村合併特例事業債

- ・ 補助金：市町村合併推進体制整備費補助金
- ・ 交付金：鹿児島県市町村合併特例交付金
- ・ 過疎債：過疎対策事業債
- ・ 辺地債：辺地対策事業債

【地方債等別合計】

	名 称	事業費（千円）	起債額等（千円）
1	市町村合併特例事業債（合併特例債）	28,040,701	17,832,700
2	市町村合併推進体制整備費補助金（合併市町村補助金）	819,194	780,000
3	鹿児島県市町村合併特例交付金	1,303,020	967,730
4	過疎対策事業債	7,750,640	3,424,700
5	辺地対策事業債	2,891,754	1,040,100
	合 計	40,805,309	24,045,230

【参考7】各地方債等について

	名 称	概 要
1	市町村合併特例事業債（合併特例債）	合併市町村におけるまちづくりの計画的な実施を支援する目的で、旧合併特例法の下で合併した市町村を対象とする。 合併年度とこれに続く15ヶ年度を実施期間として、市町村建設計画に基づき実施する事業等に対して充当される。
2	市町村合併推進体制整備費補助金（合併市町村補助金）	合併市町村における一体性の速やかな確立や住民福祉の向上等を図るとともに、均衡ある発展に資する目的で、平成18年3月31日までに合併した市町村を対象とする。 合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられ、かつ、地域内の交流・連携・一体性の強化のために必要な事業を対象に、人口規模により算出される合併関係市町村ごとの額の合算額を上限とする定額の補助金を交付する。
3	鹿児島県市町村合併特例交付金	合併市町村の広域的・一体的なまちづくりを支援する目的で、平成18年度までに合併した市町村を対象とする。 合併関係市町村の電算システムの統合や市町村建設計画に基づく施設整備事業等を対象に、10億円を上限に交付する。
4	過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等を目的として、過疎地域の自立促進のために行われる事業に対して充当される。
5	辺地対策事業債	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地とその他の地域の間における地域格差の是正を図ることを目的として、格差是正のために行われる公共的施設の整備等に対して充当される。

3 権限移譲の対応状況

県においては、地方分権時代の到来や市町村合併の進展、10万都市（鹿屋市、薩摩川内市、霧島市）や60万都市（鹿児島市）の誕生を背景に、「住民に身近な事務は可能な限り住民に身近な市町村で処理することが望ましい」との基本的な考えに基づき、「権限移譲プログラム」を平成17年7月に策定し、県から市町村への権限移譲に取り組んでいます。

権限移譲プログラムの移譲対象の事務数は、71法令87項目917事務（うち10万都市の対象事務数は、54法令64項目801事務）に上りますが、本市では、平成25年度までに17法令17項目224事務の移譲を受け入れました【表17】。市・町村の別、市の人口規模により移譲対象の事務数は、異なりますが、県内5位となっています。他の10万都市においては、鹿屋市が18法令18項目214事務、霧島市が20法令20項目224事務となっています。

今後も、多様な市民ニーズに積極的に対応すべく、また、市民サービスの質の向上に寄与するために、他市の動向を踏まえながら権限移譲に対応していく必要があります。

【表17】権限移譲の受入状況（平成26年4月現在）

移譲年月	No.	プログラム番号	事務の内容	根拠法令	備考
H18.4	1	1-18	都市計画の決定等に係る調査に伴う土地の試掘等の許可等	都市計画法	※1
	2	2-1	悪臭防止規制地域の指定、変更、規制基準の設定等	悪臭防止法	※1
	3	2-2	騒音規制地域の指定、変更、規制基準の設定等	騒音規制法	※1
	4	2-4	振動規制地域の指定、変更、規制基準の設定等	振動規制法	※1
	5	4-5	特定商品の販売事業者に対する措置命令	計量法	
	6	4-7	土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等	土地改良法	
H19.4	7	1-1	町、字の新設、廃止、名称変更に関する事務	地方自治法	※1
	8	1-2	あらたに生じた土地の確認		
	9	1-4	特定非営利活動法人の設立認証、届出の処理等	特定非営利活動促進法、租税特別措置法施行令	
	10	1-8	入会林野整備計画の適否の決定等	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	
	11	1-26	宅地造成規制区域の指定、宅地造成に関する工事等の届出の処理等	宅地造成等規制法	
	12	1-30	建築確認事務（限定特定行政庁）	建築基準法	
	13	1-31	浄化槽設置等の届出受理、変更命令等（建築確認を伴う場合）	浄化槽法	
	14	1-37	建設リサイクル法の対象建設工事の届出の処理、立入り検査等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
	15	1-40	優良宅地の認定、優良住宅の認定	租税特別措置法	
H21.4	16	1-11	都市計画区域内の土地等の譲渡に関する届出の処理等	公有地の拡大の推進に関する法律	※1
	17	4-3	特定工場に関する届出の処理、着手期間短縮承認	工場立地法	※1
H22.4	18	6	重要文化財の軽微な現状変更許可、埋蔵文化財の鑑査等	文化財保護法	
H23.4	19	1-6	農地等の権利移動の許可、農地転用の許可、農業会議への意見聴取等の一部	農地法	※1
	20	1-23	防災街区整備事業施行区域内の建築行為等の許可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
	21	1-24	マンションの建替組合の設立認可等	マンションの建替の円滑化等に関する法律	※1
	22	1-25	改良地区内における建築行為の許可等	住宅地区改良法	
	23	1-27	都市緑地保全地域における行為の届出の受理等	都市緑地法	※1
H24.4	24	1-45	国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものの登記の嘱託	不動産登記法	
H25.4	25	1-21	個人施行による防災街区整備事業の認可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
	26	1-39	国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものの境界の決定等	国有財産法	
	27	3-4	特定公共的施設（駐車施設）の新築等の届出の処理、指導・助言等	県福祉のまちづくり条例	

※ H20.4及びH26.4は、権限移譲なし

※1 のちの法改正等により、現在は、すべての自治体に対して権限移譲がなされています。

第5章 成果・課題（総括）とこれからの行政改革の取組（展望）

1 成果・課題（総括）

（1）これまでの成果

全国でも稀な、離島を含む旧1市4町4村による合併により、薩摩川内市は誕生しました。その後、九州新幹線が全線開業し、南九州西回り自動車道の整備が進行、「トシドン」がユネスコ無形文化遺産に登録され、東郷文弥節人形浄瑠璃が国の無形民俗文化財に、旧増田家住宅が国の有形文化財に指定されました。甑島地域では、「甑はひとつ」をスローガンに長年の念願であった中甑島と下甑島を結ぶ藺牟田瀬戸架橋の建設事業が、この合併を機に動き出しました。

このほかにも、平成20年10月には合併1市圏として定住自立圏の決定を受け、定住自立圏構想における中心市として、地域全体の生活機能を確保し魅力を向上させ、当圏域への人の流れを創り出すことによる自立性の高い圏域の形成に取り組んできました。

地域格差の解消や防災体制の強化にも継続的に取り組み、平成20年10月には、本土と甑島地域が光ケーブルでつながり、行政サービスの高度化を実現、平成26年2月に防災行政無線の戸別受信機の設置が完了するとともに、平成26年7月に新消防庁舎が落成しました。

一方、合併協議中から調整を進めた観光振興については、合併直後の平成17年4月に「薩摩川内市観光協会」が発足した後、グリーン・ツーリズムによる修学旅行生の受入が始まり、「シティセールス」という新しい取組の中で「きゃんぱく」や「シティセールスサポーター制度」が定着化しつつあります。現在は、全国でも稀な株式会社の「観光物産協会」を中心に、合併前の旧1市4町4村が生み出した観光素材、物産を活かし磨き上げながら総合的なセールス展開がなされています。

特に甑島は、国内の有名な観光地に肩を並べるほどの豊かな自然に恵まれており、合併後、この資源を大いに活かした取組が進められてきました。平成27年3月に全国で57ヶ所目、県内では奄美群島、日南海岸に次いで3ヶ所目の国定公園に指定されました。

現在、高速船甑島が就航しており、川内駅から川内港ターミナル間で川内港シャトルバスが運行を開始しました。これにより、九州新幹線～川内駅～川内港シャトルバス～高速船甑島～甑島および甑島島内各所を連携する甑島観光ライン（観光ルート）が形成され、甑島への観光客の増加につながっています。

このように、「薩摩川内市」が誕生してからおよそ10年において、地域格差の解消や防災体制の強化、観光振興に主眼を置きつつ、各分野の施策の展開や環境整備が実現できたことは、合併の大きな成果と考えています。

（2）課題の整理

第2章で示したとおり、旧1市4町4村が合併し薩摩川内市が誕生するまでには、川薩地区法定合併協議会による数多くの議論や住民との意見交換、アンケート調査等を積み重ねながら、市民の皆様と合併の必要性について認識を深めていきました。

また、第3章では合併の検証として、第4章では合併の効果として、合併当時の旧1市4町4村または新市の時点、前回、そして今回の合併の検証策定時点での状況を示してきました。

ここでは、検証の視点に基づき、今後とも取り組むべき課題やその解決方法に向けた取組の方向性を記載します。

ア 行政サービス

旧1市4町4村で提供されていた異なる水準のサービスについて、市内全域で公平かつ平等に受けることができるようになりました。また、中学校修了までの子どもが対象となる子ども医療費助成事業のように、合併後にスピーディで質の高い行政サービスの提供を目指して、各種の新

規事業に取り組んできました。このほかにも、旧1市4町4村の境界を越えて広域的に公共施設等を利用できるようになり、サービスの充実が図られました。その一方で、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の観点から、出産祝金や金婚式事業など、調整により廃止した事業もありました。

合併の検証で取り上げた調整方針との比較においては、前回から大きな変動はなく、行政サービスの水準は、定着化してきています。

使用料・手数料等については、平成19年7月、平成24年4月と定期的な見直しを行われ、平成28年4月にも見直しが行われる予定となっています。住民サービスのさらなる充実につながる総合支援型窓口システムは、現在、運用が行われています。

合併協定に係る未調整事項については、平成27年5月までに2項目の調整が終了し、現在は市民との対話等続けながら取り組んでいる2項目となっています。

また、合併以降の新規事業の行政サービスについては、川内甕島航路開設事業や新エネルギー対策に関する事業等、次世代を見据えた事業展開が行われています。

行政サービスの提供については、市民によって求められる行政サービスの内容や質が異なることから、市民ニーズに則した行政サービスを提供する必要があります。今後も、市民の皆様の理解を得ながら、さらに質の高い市民志向の行政サービスを提供することが重要です。

イ 地域一体感の醸成

地域の魅力と個性あふれる協働社会の実現のため、地区コミュニティ協議会の存在意義はますます高まっていると言えます。また、NPOやボランティア団体等においても地域課題の解決に向けた主体的な取組や連携が活発に行われています。平成24年4月には、地区コミュニティ協議会等の団体が、活動内容を広く情報発信することで、情報交換を行い、団体同士の連携を深め、市内外の住民同士の交流の機会を増やすことを目的として、「薩摩川内市市民活動情報サイト」を開設しました。

その一方で、地区コミュニティ協議会の活動を本市の様々な施策と緊密にリンクさせるような仕組みづくりが、引き続き、今後の課題の一つと言えます。地区コミュニティ協議会の自主性・主体性を尊重しながら、共に地方創生に取り組む必要があります。

また、少子高齢化や自治会未加入の状況を背景に、一部の役員に負担が集中する、役員のなり手がいない、特定の人だけが活動参加することなどの課題も見られます。これにより、地域行事の開催が困難になりつつあるといったコミュニティ活動上の支障も浮き彫りになってきています。地域の活動が停滞することは、市全体の停滞にも繋がる恐れがあります。

このため、その活動の支援を継続して行い、地域力のさらなる創出に繋げる必要があります。

これに加えて、特に子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりや地域の担い手となる若者が定住できるための雇用の創出など、地元さらなる活気を生み出すための施策を総合的かつ戦略的に取り組むことも重要です。

ウ 行政組織及び財政状況

本市の今後の行政組織は、健全な財政運営基盤の確立のために人件費の削減を必要とすることから、第3次薩摩川内市定員適正化方針に基づく定員の適正化を進め、平成32年4月には職員数を1,000人以内に削減していきます。そのためには、長期的な視点に立った組織体制を構築するための道筋となる方向性を示し、効率的・効果的な組織力の向上を図る必要があります。

また、定員の適正化と人件費の抑制に努めながらも、職員の世代構成を考慮した適切な新規採用を行います。同時に業務内容の点検を行い、煩雑・非合理的な事務処理のプロセスを改善します。これにより、職員一人ひとりの業務量の適正化を図ります。

今後の財政状況については、平成 27 年度以降、地方交付税が段階的に削減されていくことから、歳入の確保はもちろんのこと、薩摩川内市財政運営プログラムを踏まえた予算編成を行うとともに、人件費の削減や施設の統廃合、普通建設事業費と維持補修費の規模見直し、事業見直しなど、経費全般の徹底的な見直しに取り組む必要があります。

2 これからの行政改革の取組（展望）

平成 16 年 10 月に薩摩川内市が誕生し、10 年が経過しました。この間、地域の格差解消や防災体制の強化、観光振興をはじめ多くの施策に積極的に取り組み、市内各地においては地区コミュニティ協議会を中心に活発な地域活動が展開されるようになりました。

また、平成 27 年 4 月には、南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」の事業化が決定し、南九州西回り自動車道の全区間において整備が始まりました。藺牟田瀬戸架橋の建設も着々と進められています。

本市を取り巻く環境が大きく変化していく中で、前項において整理した課題を解決していくことが「薩摩川内市」としての一体感をさらに醸成していくとともに、簡素で効率的・効果的な行政体制と健全な財政経営基盤を確立し、本市が発展していくことに繋がるものと期待されます。

今後も、協働社会の実現に向けて、地域の強みと弱みを踏まえながら、市民と市役所が互いに対等な立場で、市民参画によるまちづくりに取り組んでいきます。

さらに、合併後 10 年経過の節目における今回の検証を踏まえながら、今後 20 年、50 年先も持続可能な行政経営を進め、「このまちに住んでよかった。これからもずっと住み続けたい。」と思え、誰もが自分らしく豊かに生きていくことができる「薩摩川内市」の確立を目指していきます。

【参考】第2次薩摩川内市総合計画策定のためのアンケート調査結果

1 市民アンケート結果

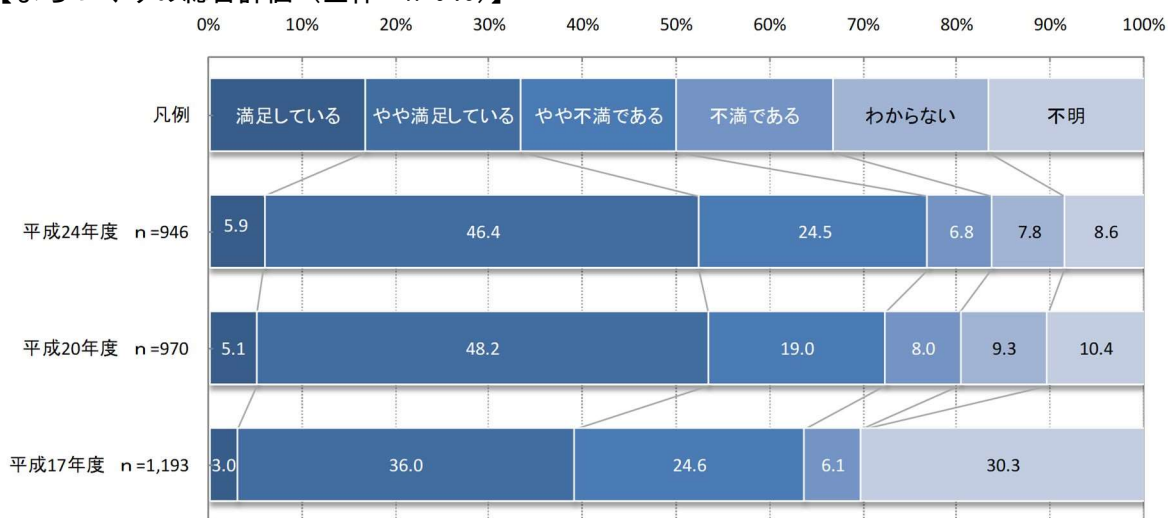
(1) まちづくりの総合評価

薩摩川内市のまちづくり全般に関する満足度については、「やや満足している」が46.4%で最も多く、次いで「やや不満である」24.5%となっている。

『満足している』（「満足している」と「やや満足している」の合計、以下も同様）は52.3%となっており、『不満である』（「やや不満である」と「不満である」の合計、以下も同様）を21.0ポイント上回っている。

過去の調査と比較すると、『満足している』が平成20年度調査から1.0ポイント減少しており、一方、『不満である』は4.3ポイント増加している。

【まちづくりの総合評価（全体 n=946）】



（「わからない」の選択肢は平成17年調査ではなし）

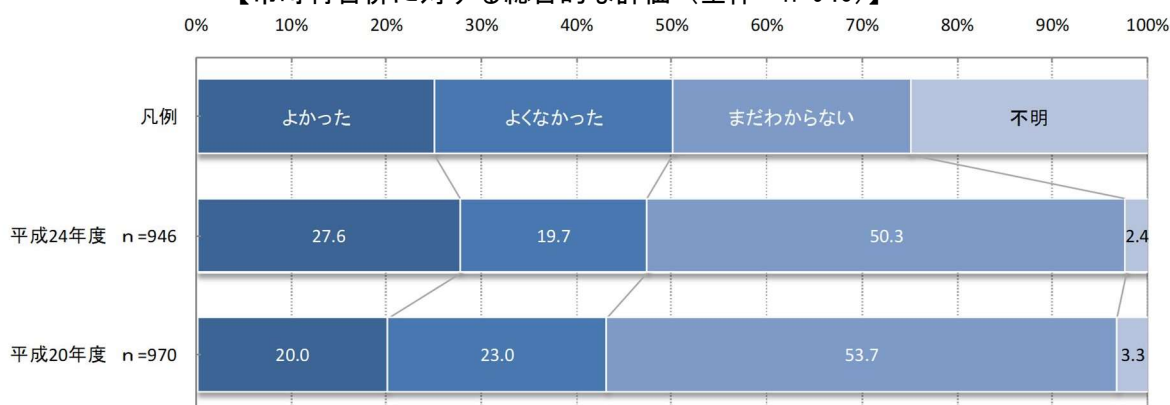
※図表中「n」は回答者数（以下同じ）

(2) 市町村合併に対する総合的な評価

市町村合併に対する総合的な評価については、「まだわからない」が50.3%で最も多く、次いで「よかった」27.6%、「よくなかった」19.7%となっている。

過去の調査と比較すると、「よかった」が7.6ポイント増加、「よくなかった」が3.3ポイント減少、「まだわからない」が3.4ポイント減少している。

【市町村合併に対する総合的な評価（全体 n=946）】

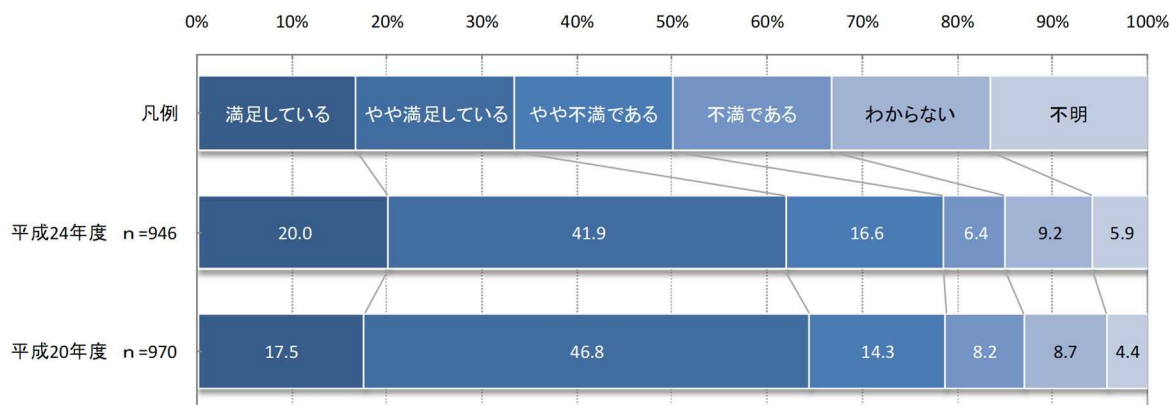


(3) 現在の行政サービスに対する満足度

現在の行政サービスに対する満足度については、「満足している」が20.0%、「やや満足している」が41.9%で、『満足している』（両項目の合計、以下も同様）人の割合が61.9%と6割を超えている。

過去の調査と比較すると、『満足している』が平成20年度調査から2.4ポイント減少しており、一方、『不満である』は0.5ポイント増加している。

【現在の行政サービスに対する満足度（全体 n=946）】

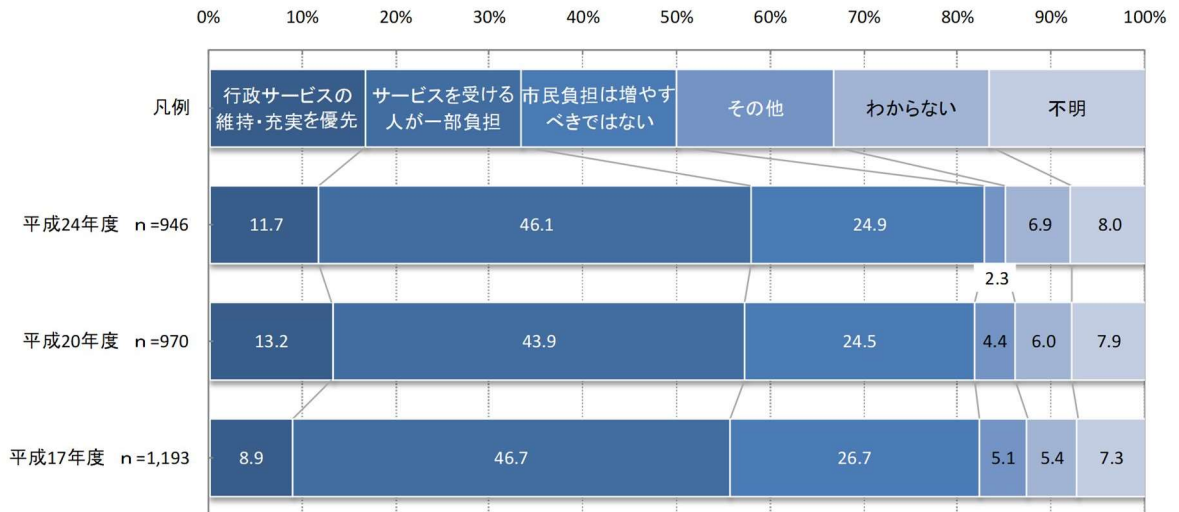


(4) 行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについての考え

行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについての考えとしては、「行政サービスの種類によっては、サービスを受ける人が一部費用を負担し、税など市民全体の負担を増やすべきではない（サービスを受ける人が一部負担）」が46.1%で最も多く、次いで「行政サービスの低下はやむを得ないことではあるが、税など市民の負担は増やすべきではない（市民負担は増やすべきではない）」24.9%、「行政サービスの維持・充実を優先すべきであり、税などの市民全体の負担が増えることはやむを得ない（行政サービスの維持・充実を優先）」11.7%となっている。

過去の調査と比較すると、「行政サービスの維持・充実を優先すべきであり、税などの市民全体の負担が増えることはやむを得ない（行政サービスの維持・充実を優先）」が平成20年度調査より1.5ポイント減少している。一方、「行政サービスの種類によっては、サービスを受ける人が一部費用を負担し、税など市民全体の負担を増やすべきではない（サービスを受ける人が一部負担）」が2.2ポイント、「行政サービスの低下はやむを得ないことではあるが、税など市民の負担は増やすべきではない（市民負担は増やすべきではない）」が0.4ポイント、それぞれ増加している。

【行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについての考え（全体 n=946）】

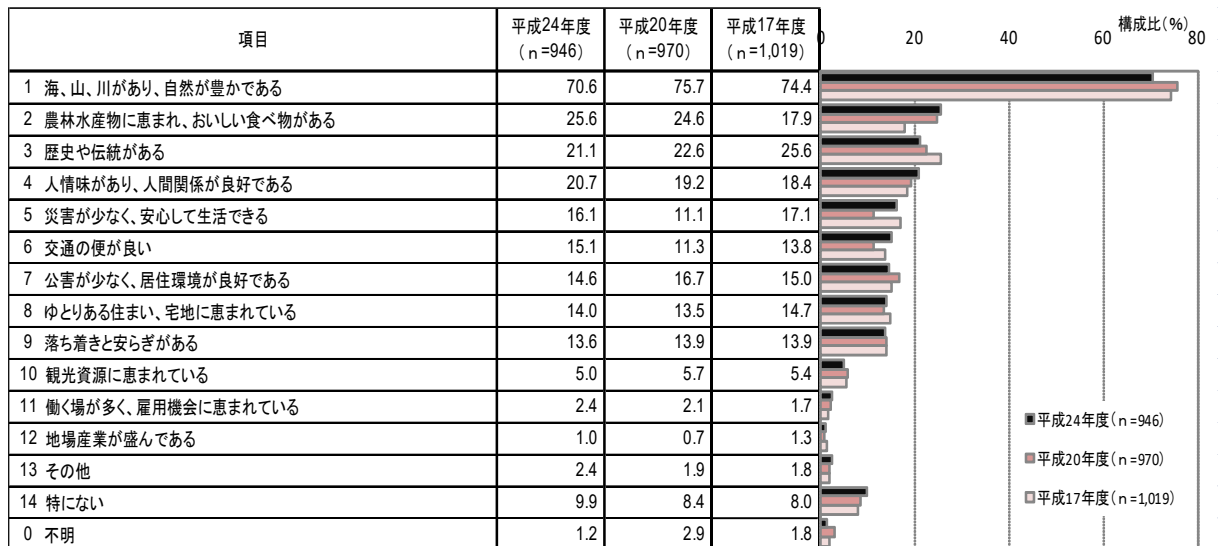


(5) 薩摩川内市の魅力として誇れるもの、大切にしたいもの

薩摩川内市の魅力として誇れるもの、大切にしたいものとしては、「海、山、川があり、自然が豊かである」が70.6%と突出して最も多く、次いで「農林水産物に恵まれ、おいしい食べ物がある」25.6%、「歴史や伝統がある」21.1%などとなっている。

過去の調査と比較すると、「災害が少なく、安心して生活できる」が平成20年度調査から5.0ポイント増加している。一方、「海、山、川があり、自然が豊かである」が5.1ポイント減少している。

【薩摩川内市の魅力として誇れるもの、大切にしたいもの（全体 n=946）】



(6) 行財政の健全化に向けて市が優先的に取り組むべき事項

行財政の健全化に向けて市が優先的に取り組むべき事項としては、「組織機構の簡素化や職員数の適正化等で人件費を抑制する」が68.1%で最も多く、次いで「業務の民間委託を進める」47.7%、「施設整備などの建設事業を抑制する」25.2%、「市税など、歳入の徴収率アップに努める」22.3%などとなっている。

過去の調査と比較すると、「業務の民間委託を進める」が平成20年度調査より5.3ポイント増加している。一方、「施設整備などの建設事業を抑制する」は7.3ポイント減少している。

【行財政の健全化に向けて市が優先的に取り組むべき事項（全体 n=946）】

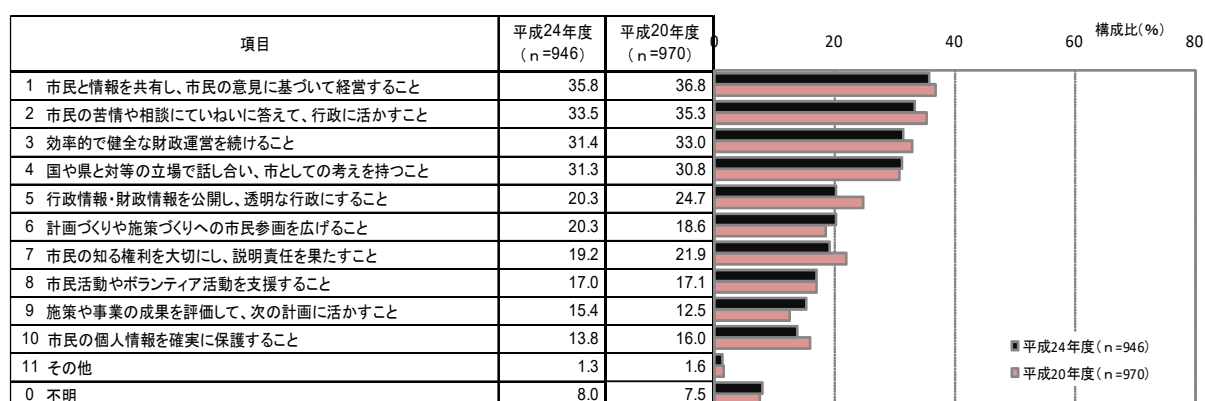


(7) 今後のまちづくりのあり方で特に大切なこと

今後のまちづくりのあり方で特に大切なこととしては、「市民と情報を共有し、市民の意見に基づいて経営すること」が35.8%で最も多く、次いで「市民の苦情や相談に丁寧に答えて、行政に活かすこと」33.5%、「効率的で健全な財政運営を続けること」31.4%、「国や県と対等の立場で話し合い、市としての考えを持つこと」31.3%などとなっている。

過去の調査と比較すると、「国や県と対等の立場で話し合い、市としての考えを持つこと」や「計画づくりや施策づくりへの市民参画を広げること」、「施策や事業の成果を評価して、次の計画に活かすこと」が平成20年度調査より増加している。

【今後のまちづくりのあり方で特に大切なこと（全体 n=946）】

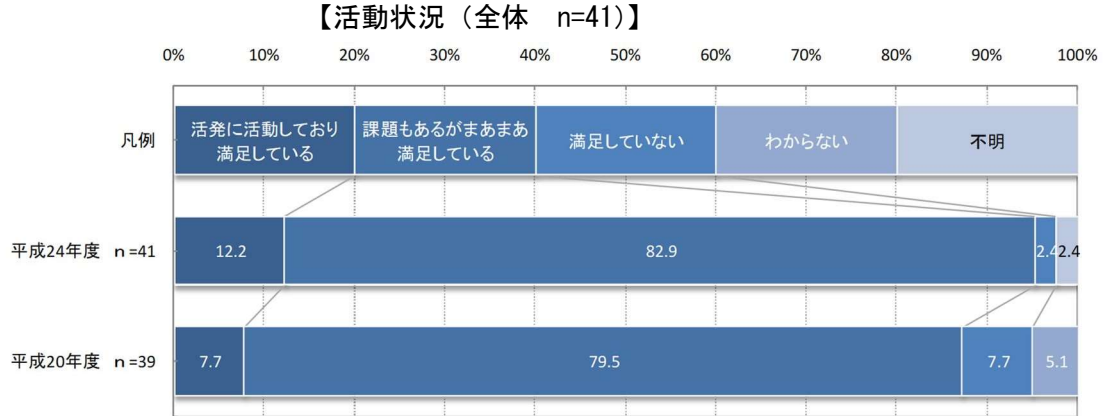


2 地区コミュニティ協議会会長アンケート結果

(1) 地区コミュニティ協議会の活動状況

活動状況は、「課題もあるがまあまあ満足している」(82.9%)が最も高く、8割以上を占めている。

過去の調査と比較すると、「活発に活動しており満足している」が4.5ポイント、「課題もあるがまあまあ満足している」が3.4ポイントそれぞれ増加している。一方、「満足していない」が5.3ポイント減少している。



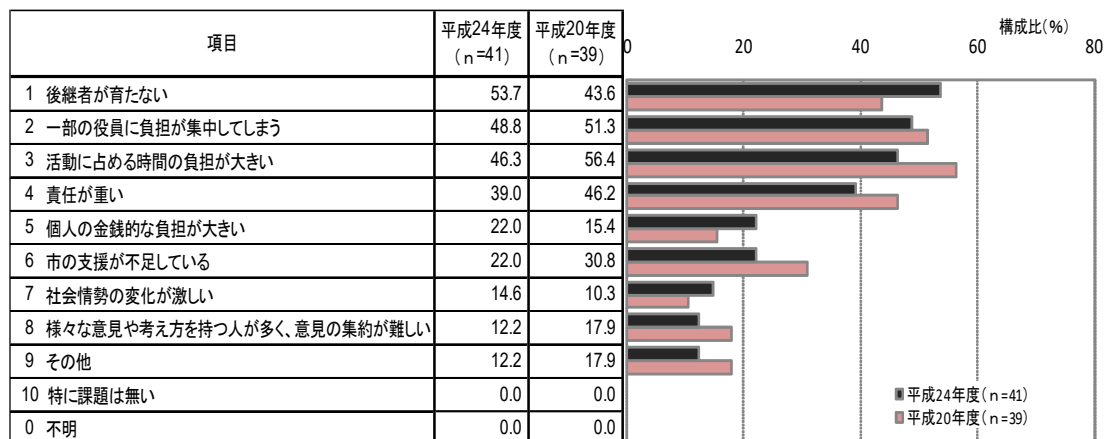
(2) 地区コミュニティ協議会の活動状況

① 会長として抱える課題

会長として抱える課題は「後継者が育たない」(53.7%)が最も高く、次いで「一部の役員に負担が集中してしまう」(48.8%)、「活動に占める時間の負担が大きい」(46.3%)の順となっている。

過去の調査と比較すると、「後継者が育たない」が10.1ポイント、「個人の金銭的な負担が大きい」が6.6ポイント、「社会情勢の変化が激しい」が4.3ポイント、それぞれ増加している。一方、「活動に占める時間の負担が大きい」が10.1ポイント、「市の支援が不足している」が8.8ポイント、「責任が重い」が7.2ポイント、「様々な意見や考え方を持つ人が多く、意見の集約が難しい」が5.7ポイント、「一部の役員に負担が集中してしまう」が2.5ポイント、それぞれ減少している。

【会長として抱える課題（全体 n=41）】

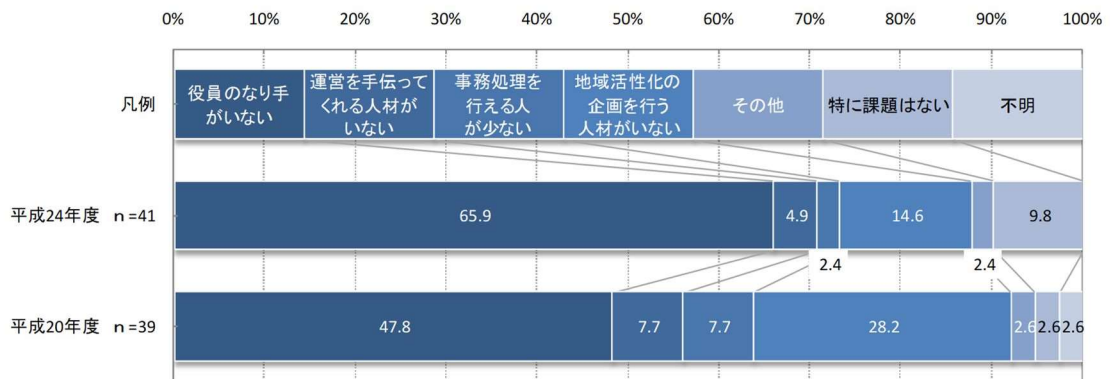


② 人材面での課題

人材面での課題は、「役員のなり手がいない」(65.9%)が最も高く、次いで「地域活性化の企画を行う人材がいない」(14.6%)となっている。

過去の調査と比較すると、「役員のなり手がいない」が18.1ポイント、「特に課題はない」が7.2ポイント、それぞれ増加している。一方、「地域活性化の企画を行う人材がいない」が13.6ポイント、「事務処理を行える人が少ない」が5.3ポイント、「運営を手伝ってくれる人材がいない」が2.8ポイント、それぞれ減少している。

【人材面での課題（全体 n=41）】

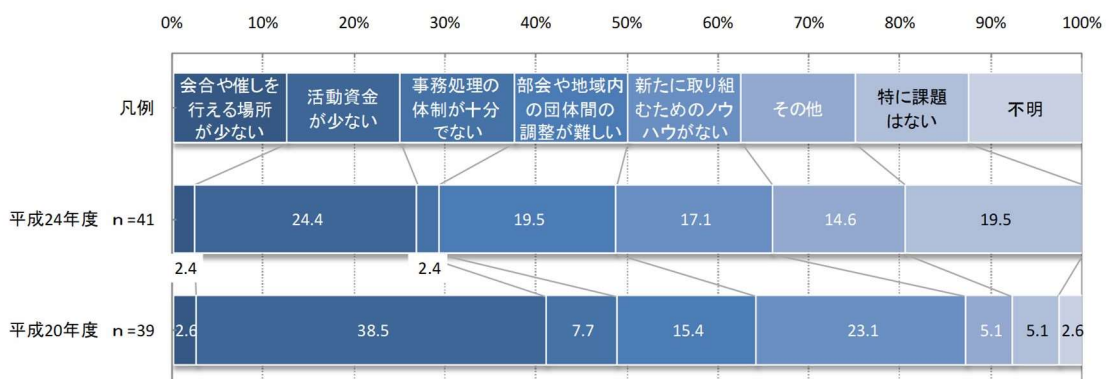


③ 運営面での課題

運営面での課題は、「活動資金が少ない」(24.4%)が最も高く、次いで「部会や地域内の団体間の調整が難しい」(19.5%)、「新たに取り組むためのノウハウがない」(17.1%)の順となっている。

過去の調査と比較すると、「特に課題はない」が14.4ポイント、「部会や地域内の団体間の調整が難しい」が4.1ポイント、それぞれ増加している。一方、「活動資金が少ない」が14.1ポイント、「新たに取り組むためのノウハウがない」が6.0ポイント、「事務処理の体制が十分でない」が5.3ポイント、「会合や催しを行える場所が少ない」が0.2ポイント、それぞれ減少している。

【運営面での課題（全体 n=41）】



薩摩川内市民憲章（平成17年1月1日制定）

美しい自然と、古い歴史を誇りとするわたしたち薩摩川内市民は、
やさしくすれば、心はかよう。
はなしをすれば、だれでもわかる。
考えさえすれば、みちはひらける。
やりさえすれば、かならずできる。
という信条をもって、
明るく豊かなまちをつくります。

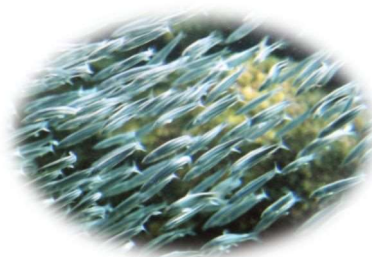
薩摩川内市の市木・市花・市鳥・市魚（平成17年2月13日制定）

■ 市木：クロガネモチ ■ 市花：カノコユリ ■ 市鳥：メジロ



■ 市魚（川）：アユ

■ 市魚（海）：キビナゴ



薩摩川内市民歌「輝け未来へ」（平成21年6月10日制定）

- | | | | | | |
|---|--|---|---|--|--|
| 1 | みどりあふれる
希望をかざして
豊かな自然に
ふれあう市民の
ところどころ
明日を拓く | 薩摩路に
日が昇る
恵まれて
あたたかさ
通わせて
薩摩川内 | 2 | ひかり輝く
やさしく香る
育む文化や
歴史と共に
世紀 栄える
平和を願う | 甕島
カノコユリ
産業も
伸びてゆく
ふるさとの
薩摩川内 |
| 3 | まちを潤す
元気でゆこうと
こどももおとなも
未来へ夢を
笑顔明るく
幸せ創る | 川内川
呼びかける
いきいきと
翔かす
さわやかに
薩摩川内 | | | |



合併の検証

～薩摩川内市誕生後の10年を振り返って～

平成27年7月策定

編集 薩摩川内市 企画政策部 行政改革推進課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111 FAX 0996-20-5570

<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>

E-mail kaikaku@city.satsumasendai.lg.jp